

目 次

I 調査の概要

1. 調査の目的	1
2. 調査項目	1
3. 調査設計	2
4. 回収結果	2
5. 調査協力者	3
6. 報告書の見方	3
7. 平成25年度実施の「綾部市人権教育・啓発推進計画」に関する市民調査の概要	3
8. 調査の精度	4

II 回答者の属性

(1) 性別	7
(2) 年齢	7
(3) 職業	8
(4) 自尊感情・社会的受容感	9
(5) 居住地区	12

III 調査結果

1. 人権に関する一般的な考え方や認識について	13
(1) 人権尊重に関する考え	13
(2) 人権尊重の感じ方	16
(3) 人権課題に関する尊重度	19
(4) 人権に関する法律、条例、制度の認知度	29
(5) 性的少数者（LGBT等）という言葉の認知度	40
(6) 性的少数者（LGBT等）という言葉の理解度	42
(7) ヘイトスピーチを伴うデモ、集会、街宣活動の認知度	47
(8) ヘイトスピーチを伴うデモ、集会、街宣活動を知ったきっかけ	49
(9) ヘイトスピーチを伴うデモ、集会、街宣活動に関する考え方	51
2. 人権侵害について	53
(1) 人権侵害の経験の有無	53
(2) 人権侵害された経験の内容	55
(3) 人権侵害を受けたときの対応	58
(4) 人権を守るための制度の認知度	62
(5) 人権に関する相談窓口の認知度	65
(6) 人権に関する相談や救済について必要なこと	68

3. 人権侵害などに関する考え方や認識について	71
(1) 差別に関する考え方	71
(2) 身近な人権問題に関する考え方	77
(3) 風習等に対する考え方	85
(4) 就職や結婚の際の身元調査についての見聞き経験の有無	90
(5) 就職や結婚の際の聞き合わせや身元調査に対する意見	92
(6) 「同和地区の人はこわい」という話を聞いた経験の有無	94
(7) 「同和地区の人はこわい」と言った相手	96
(8) 「同和地区の人はこわい」と聞いたときの対応	97
(9) 子どもの結婚問題について	98
(10) インターネットによる人権侵害の改善案	102
4. 人権問題を理解するための取組やかかわりについて	106
(1) 人権に関する研修会等の参加有無	106
(2) 人権に関する研修会等の参加回数	107
(3) 人権研修等への参加による人権や人権問題に対する理解	108
(4) 人権問題についての理解や認識を深めるために役立つこと	109
5. 人権が尊重される社会づくりに求められることについて	111
(1) 必要な人権教育や啓発の施策	111

IV 調査結果の分析と考察

1. はじめに	115
2. 前回調査との比較	116
3. 人権に関わる法律や新しい課題の認識	123
4. 研修会参加状況	124
5. 知識レベル・研修会参加の有無・自尊感情レベルと人権意識の関連	125

資料（調査票）	131
---------------	-----

I 調査の概要

I 調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、平成26年度に策定した「第2次綾部市人権教育・啓発推進計画」に基づいた取組の状況を踏まえ、様々な人権問題に対する市民の意識の動向や状況を把握し、本計画の改訂や人権施策をより総合的、効果的に推進するための基礎資料を得ることを目的に実施した。

2. 調査項目

調査項目	質問項目
1 人権に関する一般的な考え方や認識について	問1 人権尊重に関する考え 問2 人権尊重の感じ方 問2-1 人権課題に関する尊重度 問3 人権に関する法律、条例、制度の認知度 問4 性的少数者（LGBT等）という言葉の認知度 問4-1 性的少数者（LGBT等）という言葉の理解度 問5 ヘイトスピーチを伴うデモ、集会、街宣活動の認知度 問5-1 ヘイトスピーチを伴うデモ、集会、街宣活動を知ったきっかけ 問5-2 ヘイトスピーチを伴うデモ、集会、街宣活動に関する考え方
2 人権侵害について	問6 人権侵害の経験の有無 問6-1 人権侵害された経験の内容 問6-2 人権侵害を受けたときの対応 問7 人権を守るための制度の認知度 問8 人権に関する相談窓口の認知度 問9 人権侵害に関する相談や救済について必要なこと
3 人権侵害などに関する考え方や認識について	問10 差別に関する考え方 問11 身近な人権問題に関する考え方 問12 風習等に対する考え方 問13 就職や結婚の際の身元調査についての見聞き経験の有無 問14 就職や結婚の際の聞き合わせや身元調査に対する意見 問15 「同和地区の人はこわい」という話を聞いた経験の有無 問15-1 「同和地区の人はこわい」と言った相手 問15-2 「同和地区の人はこわい」と聞いたときの対応 問16 子どもの結婚問題について 問17 インターネットによる人権侵害の改善案

I 調査の概要

調査項目	質問項目
4 人権問題を理解するための取組やかかわりについて	問18 人権に関する研修会等の参加有無 問18-1 人権に関する研修会等の参加回数 問18-2 人権研修等への参加による人権や人権問題に対する理解 問19 人権問題についての理解や認識を深めるために役立つこと
5 人権が尊重される社会づくりに求められることについて	問20 必要な人権教育や啓発の施策 問21 自由記述
回答者の属性	問22 性別 問23 年齢 問24 職業 問25 自尊感情・社会的受容感 問26 居住地区

3. 調査設計

- (1) 調査区域 綾部市全域
- (2) 調査対象者 市内在住の満20歳以上の市民
- (3) 調査対象者数 1,000人
- (4) 標本抽出法 無作為抽出法
- (5) 抽出台帳 住民基本台帳
- (6) 調査方法 郵送による無記名アンケート
- (7) 調査時期 平成30年10月1日(月)～10月15日(月)

4. 回収結果

発送数	1,000件
回収数	432件
無効票	1件
有効回答数	431件
有効回答率	43.1%

5. 調査協力者

本調査の集計・分析等にあたり、下記の学識経験者の協力を得て実施した。

伊藤 悦子 様（京都教育大学 教授）

6. 報告書の見方

- (1) 図表中のn (Number of case) は、設問に対する回答者数のことである。
- (2) 回答比率 (%) は回答者数 (n) を100%として算出し、小数点以下第2位を四捨五入して表示した。四捨五入の結果、内訳の合計が計に一致しないことがある。また、一人の回答者に複数の回答を求める設問では、回答比率 (%) の計は100.0%を超える。
- (3) 図表中に次のような表示がある場合は、複数回答を依頼した質問である。
 - ・ MA% (Multiple Answer) : 回答選択肢の中からあてはまるものをすべて選択する場合
 - ・ 3 L A% (3 Limited Answer) : 回答選択肢の中からあてはまるものを3つ以内で選択する場合
- (4) 図表中、項目の表記を簡略化し、表示している場合がある。

7. 平成25年度実施の「綾部市人権教育・啓発推進計画」に関する市民調査の概要

本調査の分析にあたり、前回調査である平成25年度「綾部市人権教育・啓発推進計画」に関する市民調査との比較を参考データとして掲載している。平成25年度「綾部市人権教育・啓発推進計画」に関する市民調査の実施概要は次のとおりである。

なお、本文の図表中の記載は、「平成25年度」（本年度は「平成30年度」）としている。

平成25年度市民調査	
調査地域	綾部市全域
調査対象	市内在住の満20歳以上の方
調査方法	郵送配布・郵送回収
発送数	1,000件
有効回収数	633件
有効回答数 (率)	63.3%

8. 調査の精度

本調査は、標本調査（層化無作為抽出）であり、調査結果の誤差の計算は下記の計算式によって計算できる。

《信頼度95%の場合》

$$\text{標本調査} = \pm 2 \times \sqrt{\frac{N - n}{N - 1} \times \frac{p(100 - p)}{n}}$$

N = 母集団数、n = 有効回答者数（431）、p = 回答比率
 ただし、本調査の母集団は無限母集団であるので、

$$\frac{N - n}{N - 1} \doteq 1$$

よって、

$$\text{標本調査} = \pm 2 \times \sqrt{\frac{p(100 - p)}{n}} \dots\dots \textcircled{1}$$

① によって計算された総数および主な属性別の標本誤差は次頁『図表2』のとおりである。

【図表2 信頼度95%における主要な%の信頼区間1／2幅】

	n	p(%)									
		5	10	15	20	25	30	35	40	45	50
総数	431	2.1	2.8	3.4	3.8	4.1	4.3	4.5	4.6	4.7	4.7
<性別>											
男性	180	3.2	4.5	5.3	6.0	6.5	6.8	7.1	7.3	7.4	7.5
女性	229	2.9	4.0	4.7	5.3	5.7	6.1	6.3	6.5	6.6	6.6
選択しない	6	17.8	24.5	29.2	32.7	35.4	37.4	38.9	40.0	40.6	40.8
<年齢別>											
20歳代	21	9.5	13.1	15.6	17.5	18.9	20.0	20.8	21.4	21.7	21.8
30歳代	21	9.5	13.1	15.6	17.5	18.9	20.0	20.8	21.4	21.7	21.8
40歳代	58	5.7	7.9	9.4	10.5	11.4	12.0	12.5	12.9	13.1	13.1
50歳代	64	5.4	7.5	8.9	10.0	10.8	11.5	11.9	12.2	12.4	12.5
60歳代	91	4.6	6.3	7.5	8.4	9.1	9.6	10.0	10.3	10.4	10.5
70歳以上	99	4.4	6.0	7.2	8.0	8.7	9.2	9.6	9.8	10.0	10.1
80歳以上	58	5.7	7.9	9.4	10.5	11.4	12.0	12.5	12.9	13.1	13.1

※属性別の「無回答」は数表から除いているため、合計は総数と一致しない。

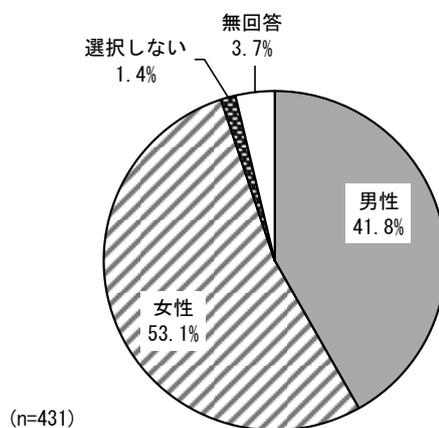
標本誤差の利用法について例示すると、『問6 人権侵害の経験の有無』（53 ページ）において「ある」と回答した人は、総数の 14.6%である。そこで、“図表2”の信頼区間の%欄で、14.6%に最も近い「15（または85）」の列と「総数」の行が交差する欄をみると“3.4”となっている。このことから「ある」と答える人の母集団値は $14.6\% \pm 3.4\%$ 、すなわち 11.2% から 18.0%の間であることが信頼度 95%（この種の調査を 100 回行えば 95 回はこの範囲に収まるという精度）と推定できる。

Ⅱ 回答者の属性

Ⅱ 回答者の属性

(1) 性別

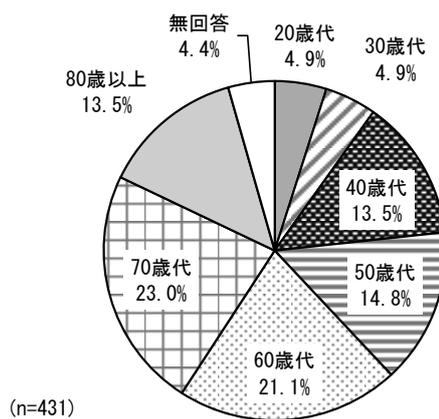
【図表1-1 性別】



回答者の性別は、「女性」が53.1%、「男性」が41.8%、「選択しない」が1.4%となっている。
(図表1-1)

(2) 年齢

【図表1-2 年齢】

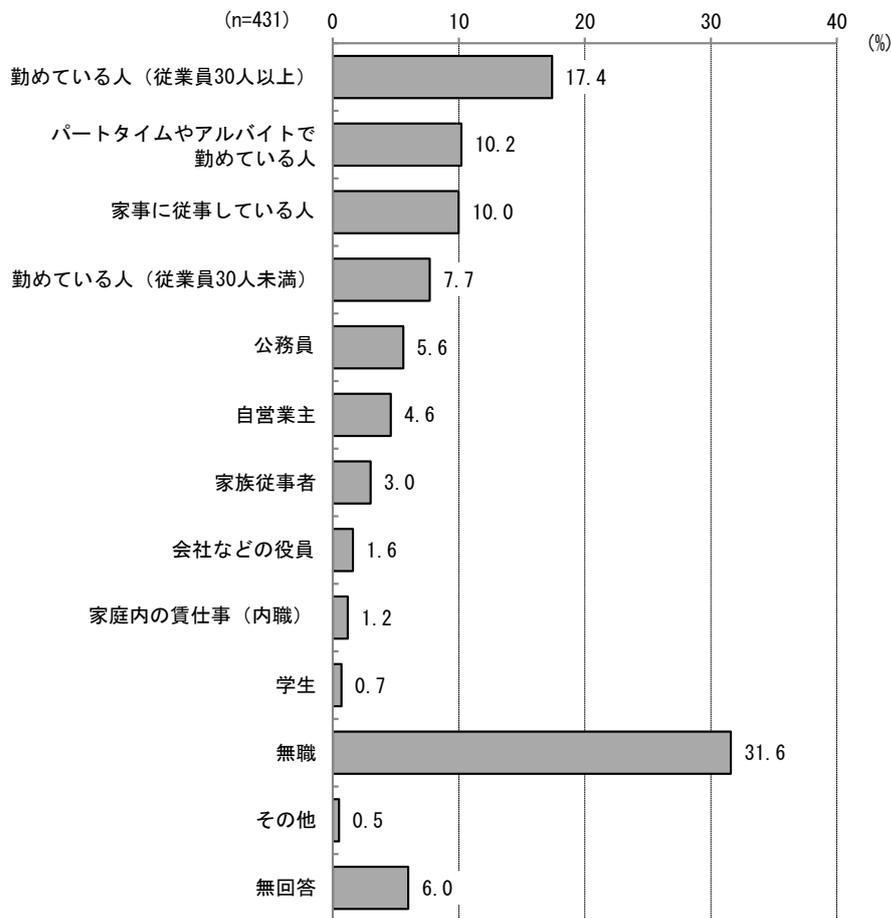


回答者の年齢は、「70歳代」が23.0%と最も高く、次いで、「60歳代」が21.1%、「50歳代」が14.8%となっている。(図表1-2)

II 回答者の属性

(3) 職業

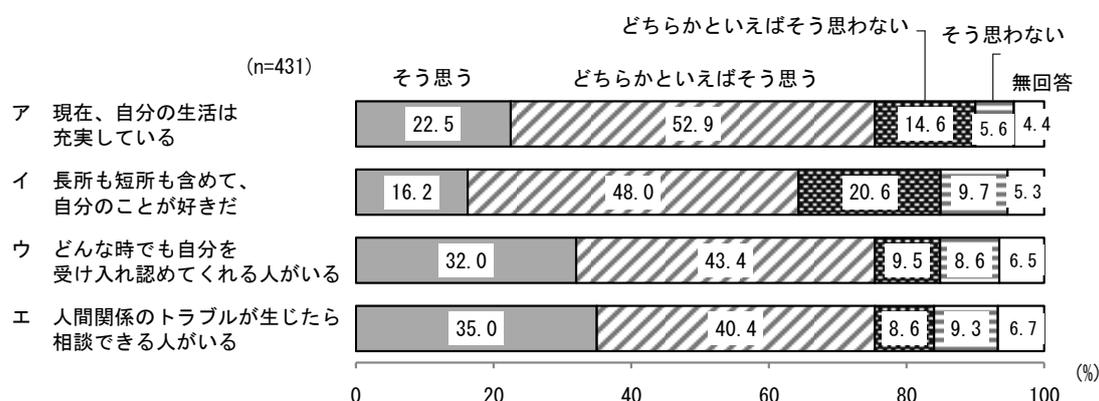
【図表1-3 職業】



回答者の職業は、「無職」が31.6%と最も高く、次いで、「勤めている人（従業員30人以上）」が17.4%、「パートタイムやアルバイトで勤めている人」が10.2%、「家事に従事している人」が10.0%、「勤めている人（従業員30人未満）」が7.7%となっている。（図表1-3）

(4) 自尊感情・社会的受容感

【図表1-4 自尊感情・社会的受容感】



回答者の自尊感情・社会的受容感は、『ア 現在、自分の生活は充実している』、『ウ どんな時でも自分を受け入れ認めてくれる人がいる』、『エ 人間関係のトラブルが生じたら相談できる人がいる』は“そう思う”（「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の計。以下同様）は75.4%となっている。

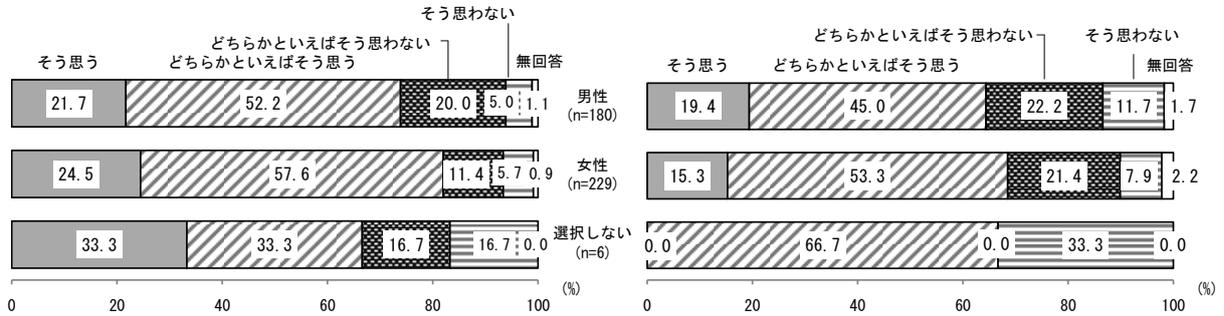
『イ 長所も短所も含めて、自分のことが好きだ』は“そう思う”が64.2%となっている。

II 回答者の属性

【図表1-4-1 性別 自尊感情・社会的受容感】

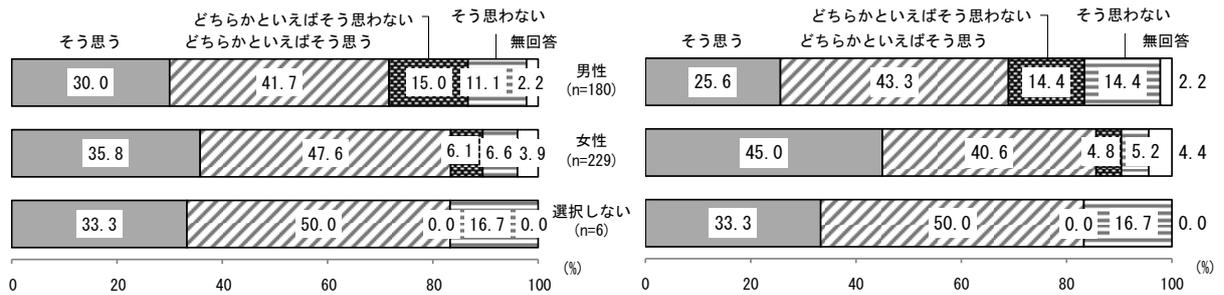
ア 現在、自分の生活は充実している

イ 長所も短所も含めて、自分のことが好きだ



ウ どんな時でも自分を受け入れ認めてくれる人がいる

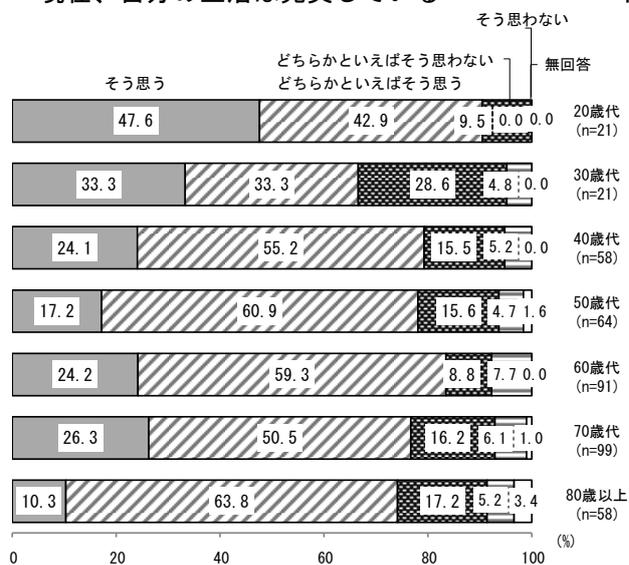
エ 人間関係のトラブルが生じたら相談できる人がいる



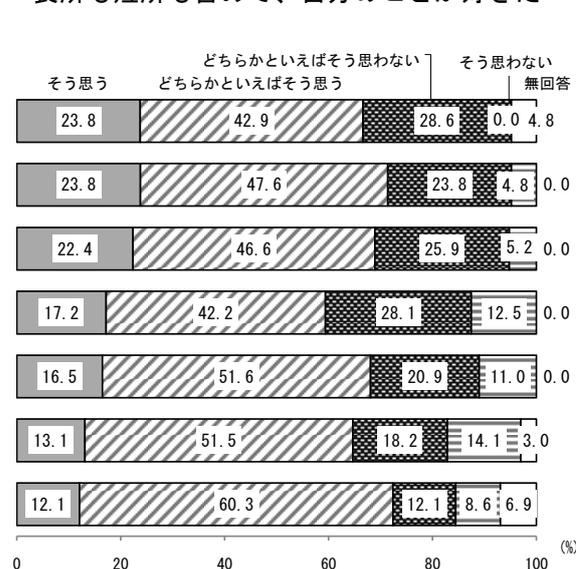
性別でみると、“そう思う”（「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の計）は、いずれの項目も女性が高くなっている。（図表1-4-1）

【図表1-4-2 年齢別 自尊感情・社会的受容感】

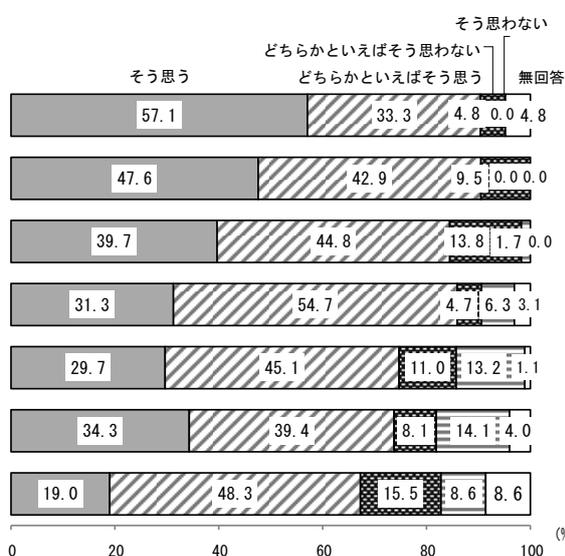
ア 現在、自分の生活は充実している



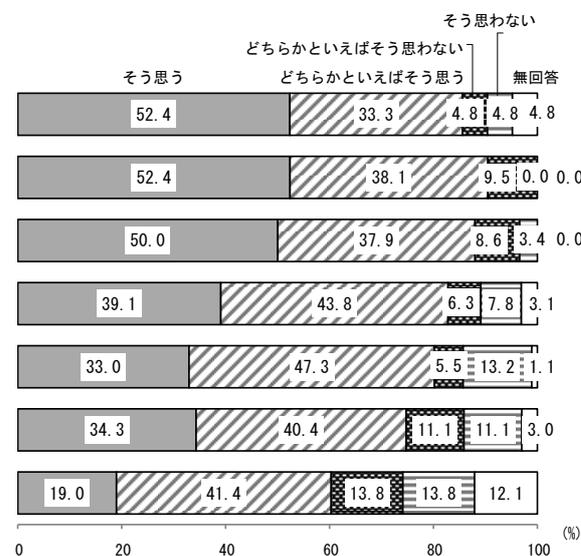
イ 長所も短所も含めて、自分のことが好きだ



ウ どんな時でも自分を受け入れ認めてくれる人がいる



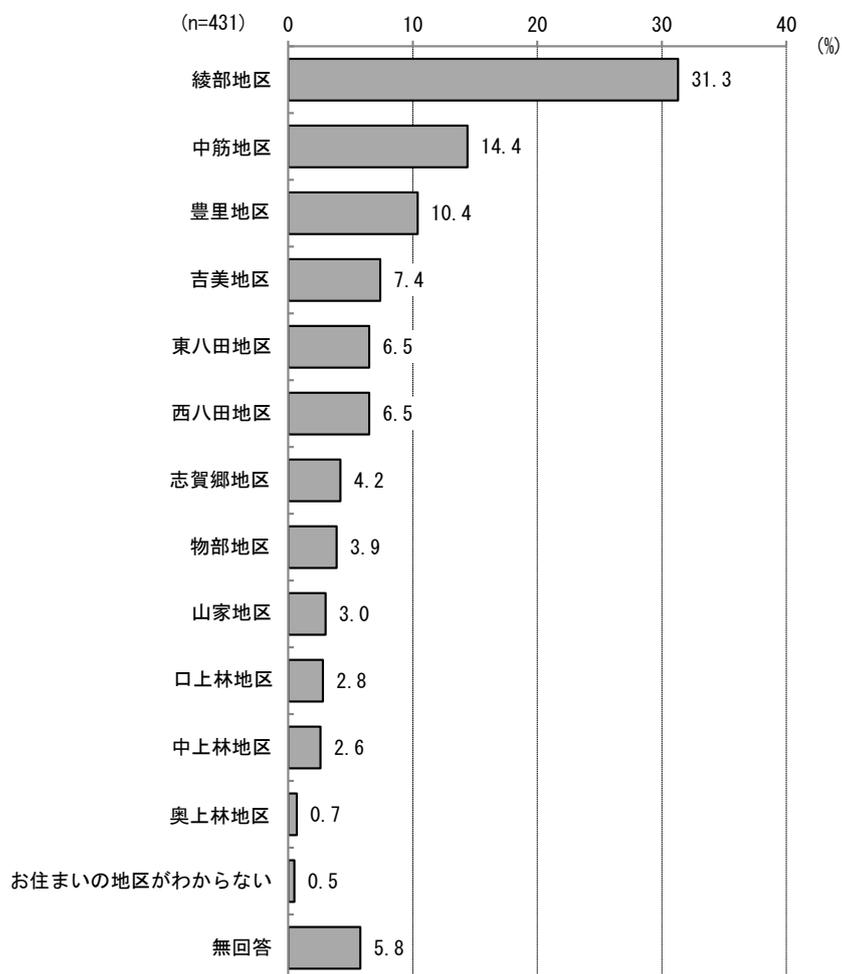
エ 人間関係のトラブルが生じたら相談できる人がいる



年齢別でみると、“そう思う”（「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の計）は、『ア 現在、自分の生活は充実している』では20歳代、『イ 長所も短所も含めて、自分のことが好きだ』では80歳以上、『ウ どんな時でも自分を受け入れ認めてくれる人がいる』、『エ 人間関係のトラブルが生じたら相談できる人がいる』では30歳代が最も高くなっている。（図表1-4-2）

(5) 居住地区

【図表1-5 居住地区】



回答者の住まい（居住地区）は「綾部地区」が31.3%と最も高く、次いで、「中筋地区」が14.4%、「豊里地区」が10.4%、「吉美地区」が7.4%、「東八田地区」、「西八田地区」がそれぞれ6.5%となっている。（図表1-5）

Ⅲ 調査結果

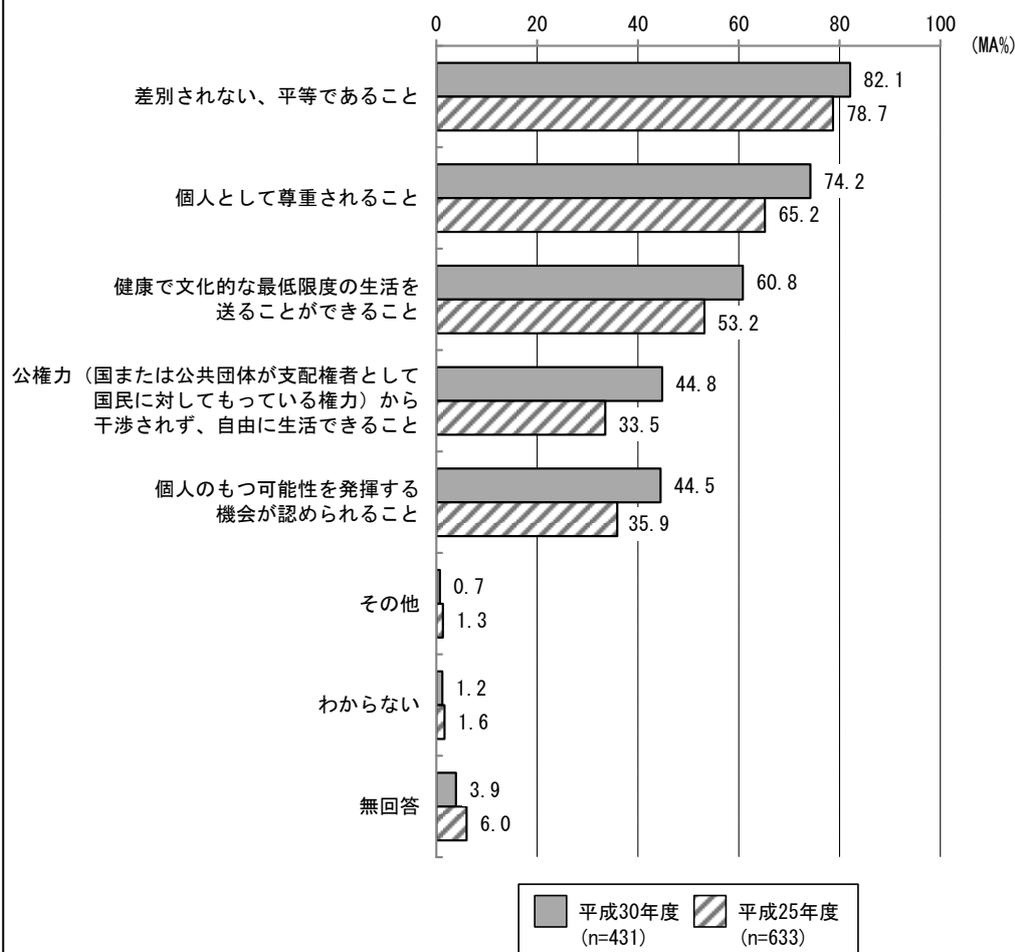
Ⅲ 調査結果

1. 人権に関する一般的な考え方や認識について

(1) 人権尊重に関する考え

問1 あなたは、「人権が尊重される」とはどういうことだと思いますか。
あてはまる番号をすべて選んで○をつけてください。

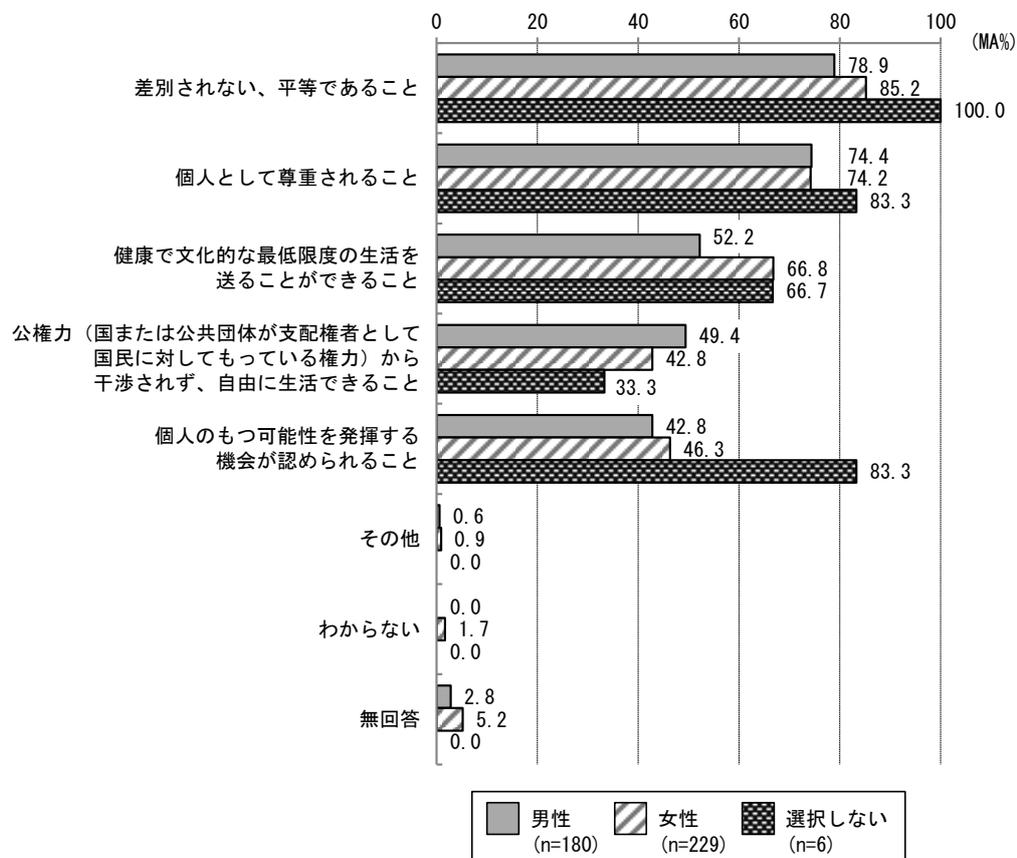
【図表2-1 人権尊重に関する考え】



「差別されない、平等であること」が平成30年度では82.1%と最も高く、平成25年度（78.7%）より3.4ポイント高くなっている。

次いで、「個人として尊重されること」が平成30年度では74.2%で、平成25年度（65.2%）より9.0ポイント高くなっている。（図表2-1）

【図表2-1-1 性別 人権尊重に関する考え】

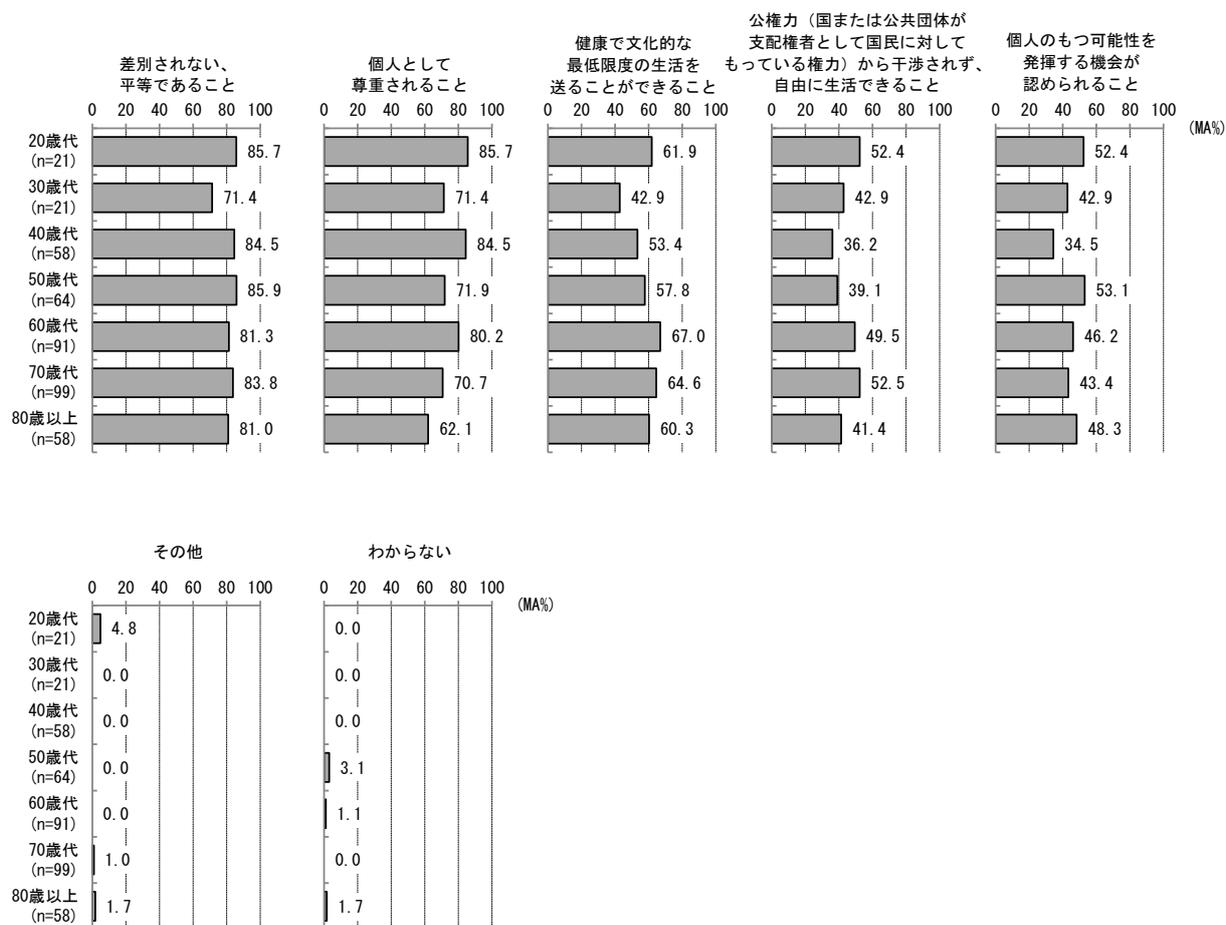


性別でみると、「差別されない、平等であること」が最も高く、男性では78.9%、女性では85.2%、選択しないでは100.0%となっている。

次いで、「個人として尊重されること」が男性では74.4%、女性では74.2%となっている。選択しないでは「個人として尊重されること」、「個人のもつ可能性を発揮する機会が認められること」が83.3%となっている。(図表2-1-1)

Ⅲ 調査結果 ～ 1. 人権に関する一般的な考え方や認識について

【図表2-1-2 年齢別 人権尊重に関する考え】



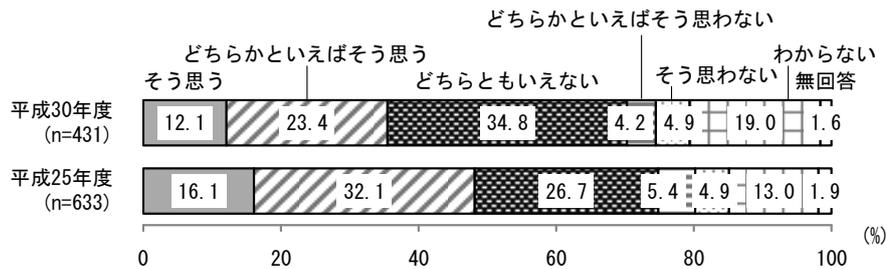
年齢別でみると、20歳代、30歳代、40歳代では「差別されない、平等であること」、「個人として尊重されること」がそれぞれ85.7%、71.4%、84.5%と最も高く、50歳代、60歳代、70歳代、80歳以上では「差別されない、平等であること」がそれぞれ85.9%、81.3%、83.8%、81.0%と最も高くなっている。(図表2-1-2)

(2) 人権尊重の感じ方

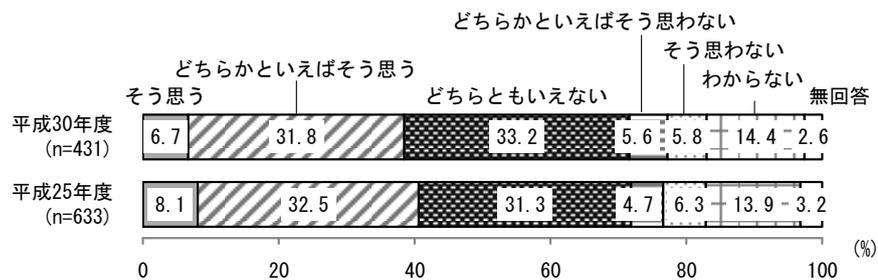
問2 人権を取り巻く社会の状況について、あなたはどのように思いますか。
次の事項ごとにあてはまる番号を1つずつ選んで○をつけてください。

【図表2-2 人権尊重の感じ方】

ア 市民一人ひとりの人権意識は、5年前と比べて高くなっている
(平成25年度：市民一人ひとりの人権意識は10年前と比べて高くなっている)



イ 綾部市は、人権が尊重された豊かなまちになっている



※平成25年度の選択肢「いちがいに言えない」は平成30年度の選択肢「どちらともいえない」として算出している。

『ア 市民一人ひとりの人権意識は、5年前と比べて高くなっている』は、“そう思う”（「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の計。以下同様）は平成30年度では35.5%と平成25年度（48.2%）より12.7ポイント低くなっている。一方、“そう思わない”（「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」の計。以下同様）は平成30年度では9.1%と平成25年度（10.3%）より1.2ポイント低くなっている。

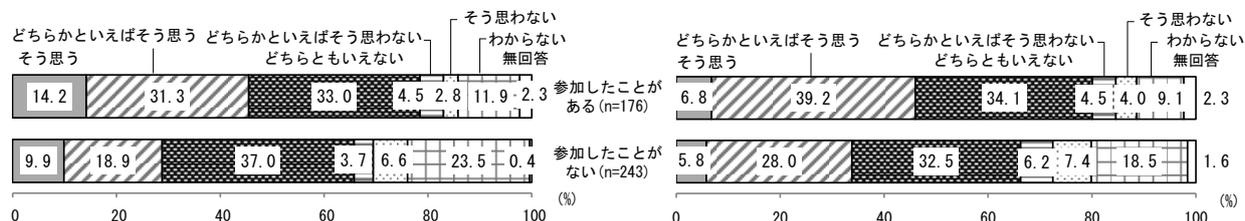
『イ 綾部市は、人権が尊重された豊かなまちになっている』は、“そう思う”は平成30年度では38.5%と平成25年度（40.6%）より2.1ポイント低くなっている。一方、“そう思わない”は平成30年度では11.4%と平成25年度（11.0%）より0.4ポイント高くなっている。

Ⅲ 調査結果 ～ 1. 人権に関する一般的な考え方や認識について

【図表2-2-3 人権に関する研修会等の参加有無別 人権尊重の感じ方】

ア 市民一人ひとりの人権意識は、
5年前と比べて高くなっている

イ 綾部市は、人権が尊重された豊かなまちに
なっている



人権に関する研修会等の参加有無別でみると、「そう思う」は『ア 市民一人ひとりの人権意識は、5年前と比べて高くなっている』、『イ 綾部市は、人権が尊重された豊かなまちになっている』では参加したことがあるほうが高くなっている。(図表2-2-3)

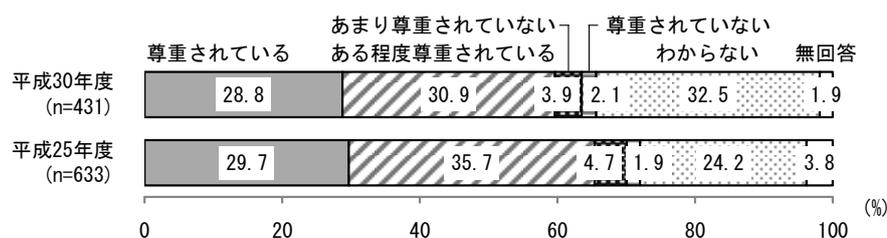
(3) 人権課題に関する尊重度

問2-1 あなたは、次にあげた人権が尊重されていると思いますか。

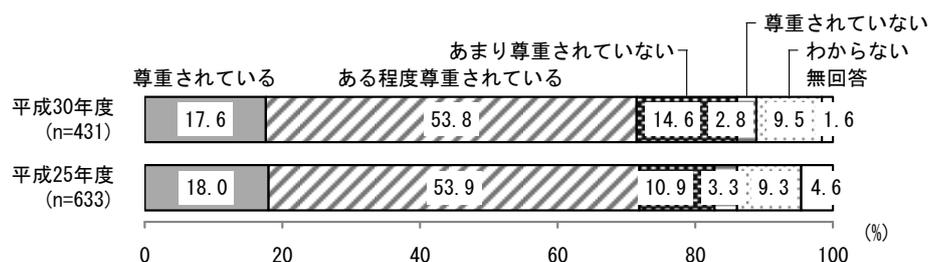
ア～コの事項ごとにあてはまる番号を1つずつ選んで○をつけてください。

【図表2-3 人権課題に関する尊重度】

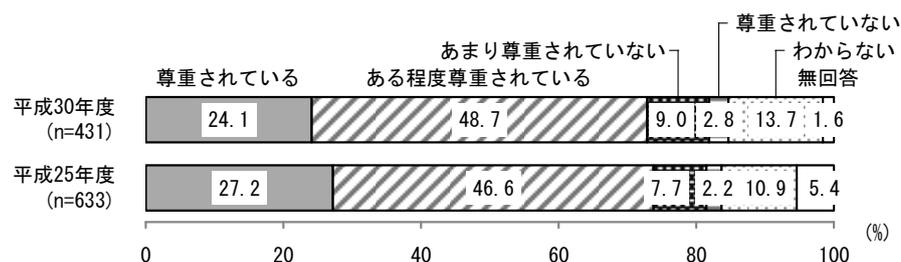
ア 同和地区出身者の人権



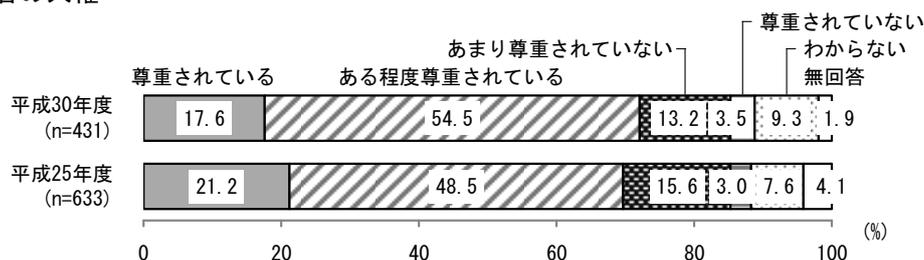
イ 女性の人権



ウ 子どもの人権

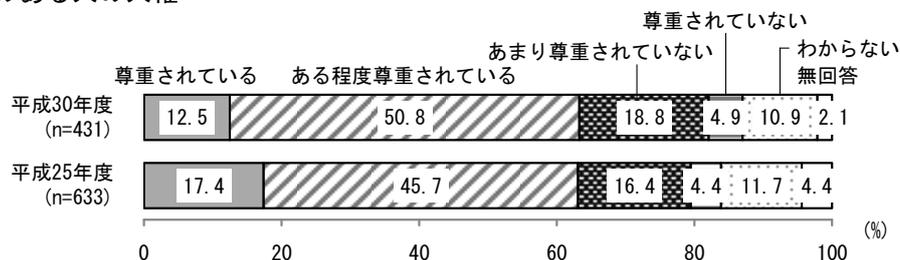


エ 高齢者の人権

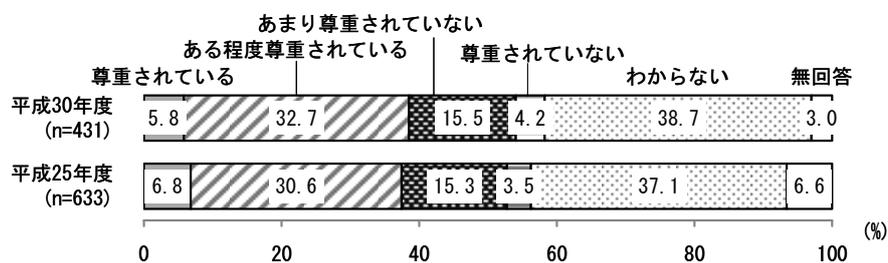


【図表2-3 人権課題に関する尊重度】

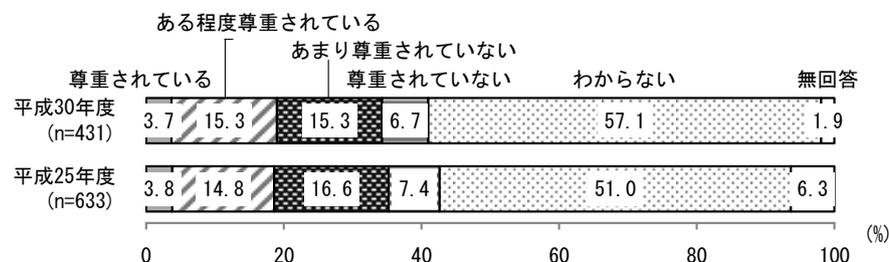
オ 障害のある人の人権



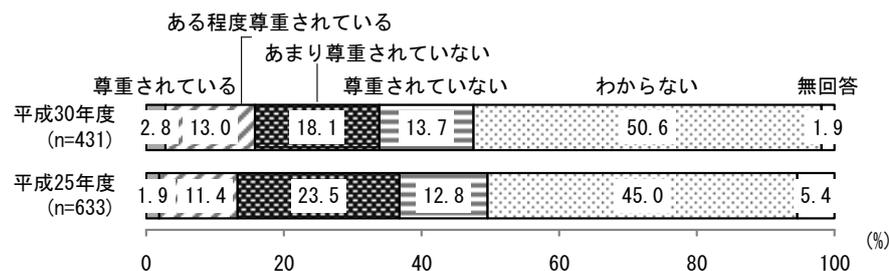
カ 外国人の人権



キ ハンセン病、HIV感染者の人権

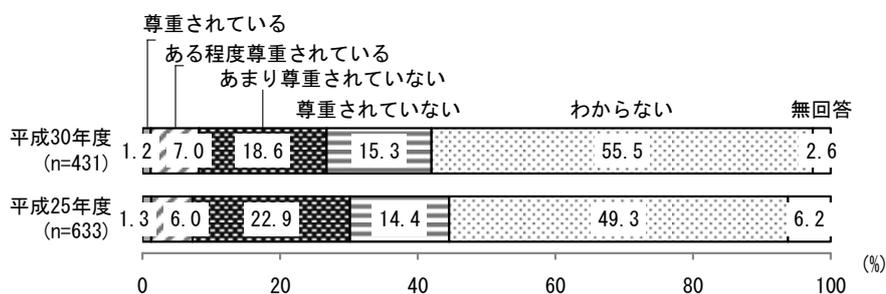


ク 犯罪被害者とその家族の人権

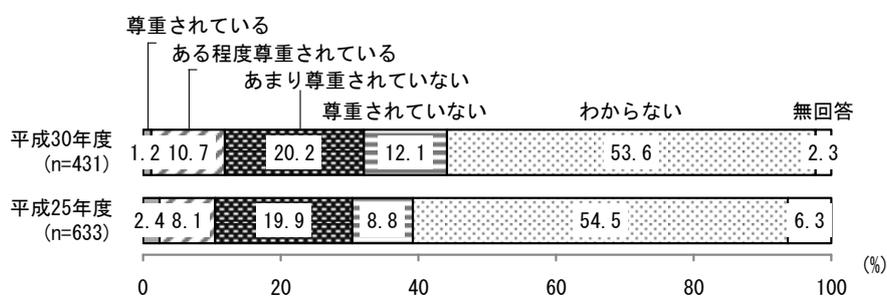


【図表2-3 人権課題に関する尊重度】

ケ ホームレスの人権



コ 性的少数者（LGBT等）の人権



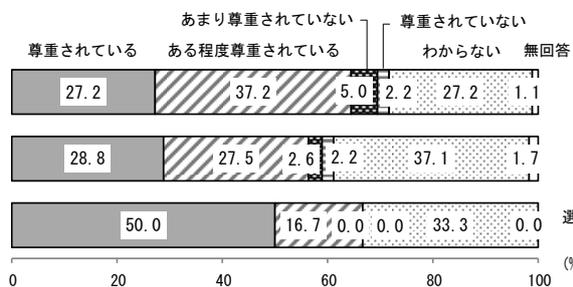
“尊重されている”（「尊重されている」「ある程度尊重されている」の計）は、『ウ 子どもの人権』が平成30年度では72.8%と最も高く、平成25年度（73.8%）より1.0ポイント低くなっている。次いで、『エ 高齢者の人権』が平成30年度では72.1%で平成25年度（69.7%）より2.4ポイント高くなっている。

「わからない」は『キ ハンセン病、H I V感染者の人権』が平成30年度では57.1%と最も高く、平成25年度（51.0%）より6.1ポイント高くなっている。次いで、『ケ ホームレスの人権』が平成30年度では55.5%で、平成25年度（49.3%）より6.2ポイント高くなっている。（図表2-3）

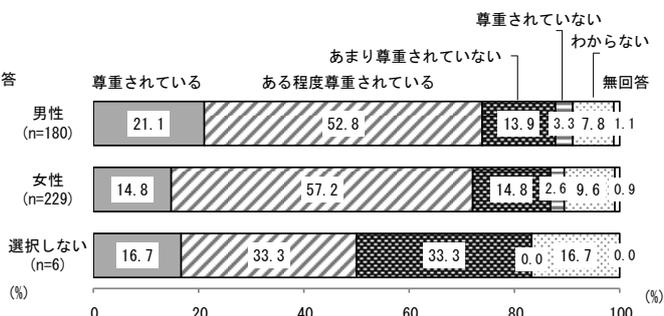
Ⅲ 調査結果 ～ 1. 人権に関する一般的な考え方や認識について

【図表2-3-1 性別 人権課題に関する尊重度】

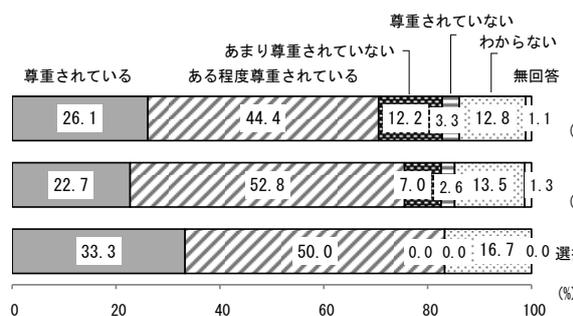
ア 同和地区出身者の人権



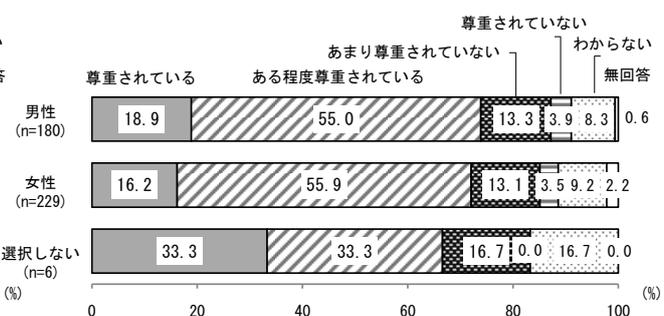
イ 女性の人権



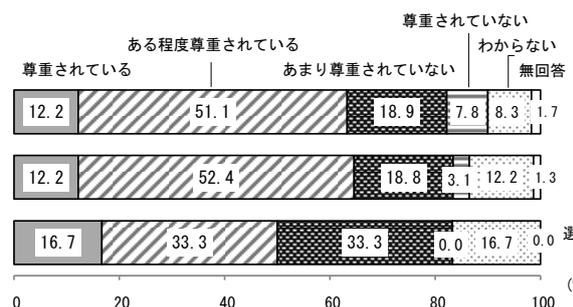
ウ 子どもの人権



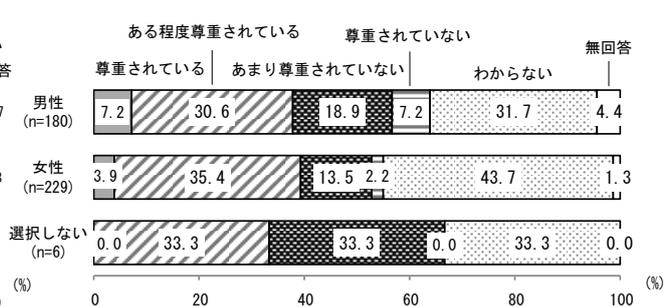
エ 高齢者の人権



オ 障害のある人の人権

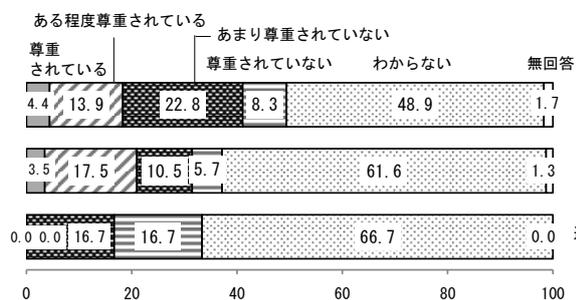


カ 外国人の人権

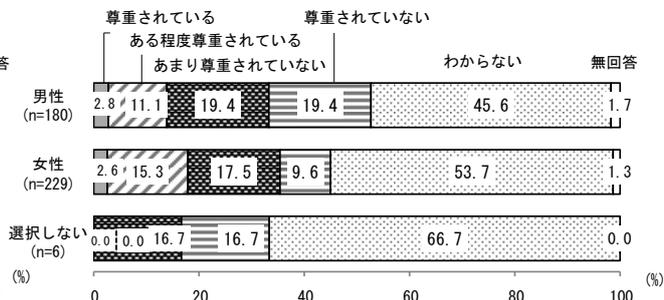


【図表2-3-1 性別 人権課題に関する尊重度】

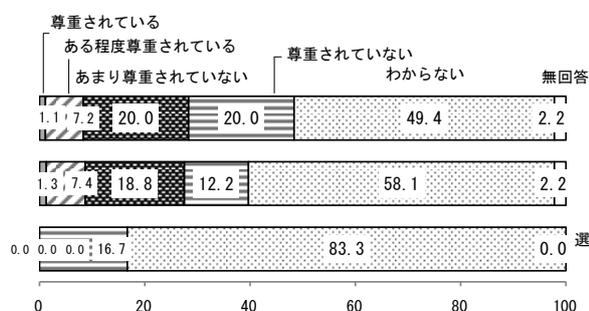
キ ハンセン病、H I V感染者の人権



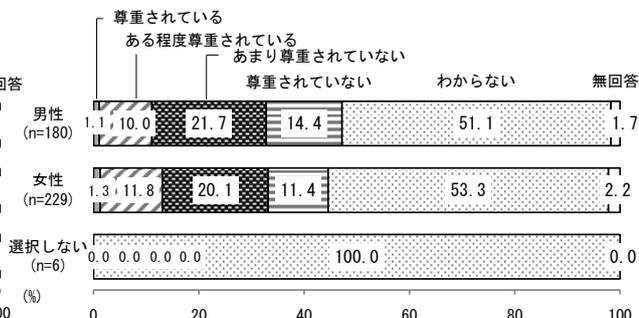
ク 犯罪被害者とその家族の人権



ケ ホームレスの人権



コ 性的少数者 (LGBT等) の人権



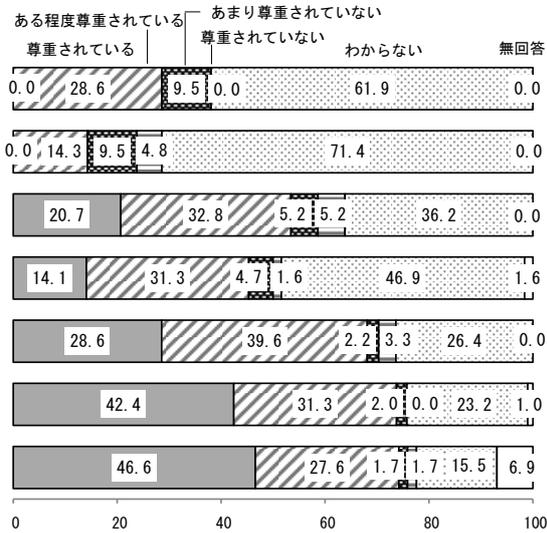
性別でみると、「尊重されている」（「尊重されている」「ある程度尊重されている」の計）は、『ア 同和地区出身者の人権』、『ウ 子どもの人権』では選択しない、『イ 女性の人権』、『エ 高齢者の人権』では男性、『オ 障害のある人の人権』では女性が高くなっている。

「わからない」は、『カ 外国人の人権』では女性、『キ ハンセン病、H I V感染者の人権』、『ク 犯罪被害者とその家族の人権』、『ケ ホームレスの人権』、『コ 性的少数者 (LGBT等) の人権』では選択しないが高くなっている。（図表2-3-1）

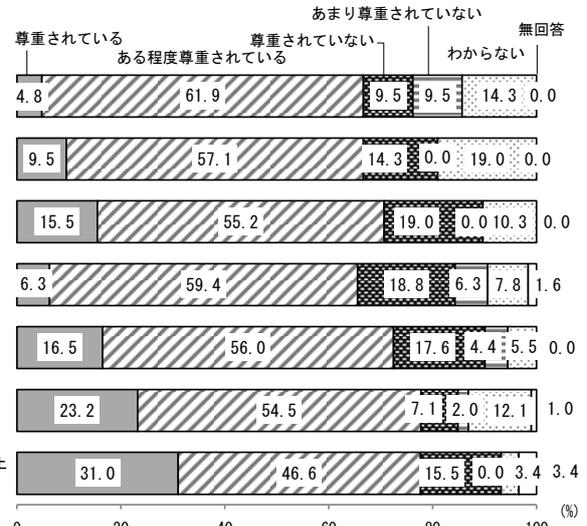
Ⅲ 調査結果 ～ 1. 人権に関する一般的な考え方や認識について

【図表2-3-2 年齢別 人権課題に関する尊重度】

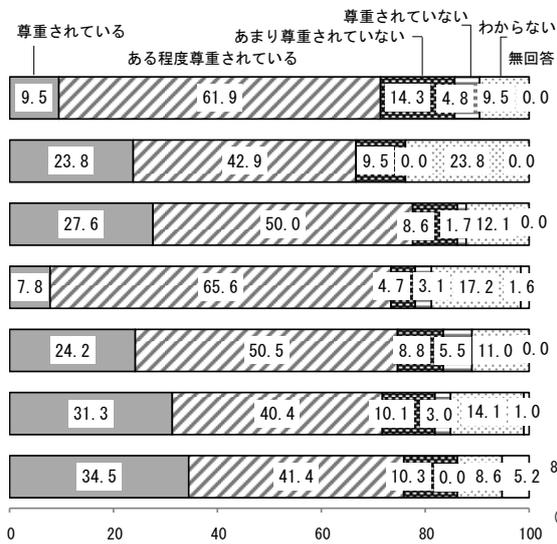
ア 同和地区出身者の人権



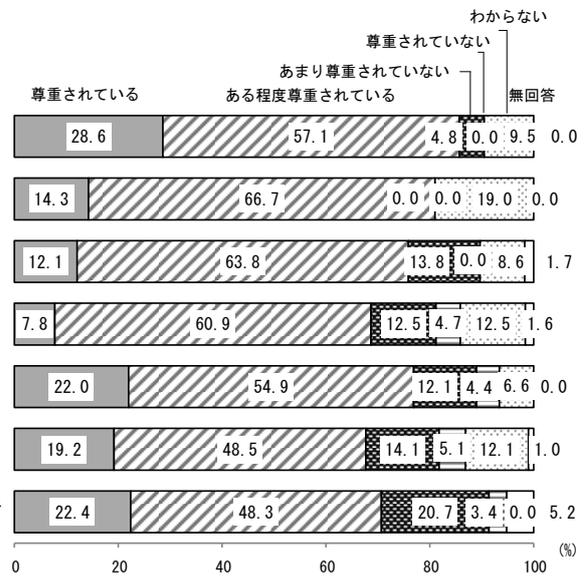
イ 女性の人権



ウ 子どもの人権



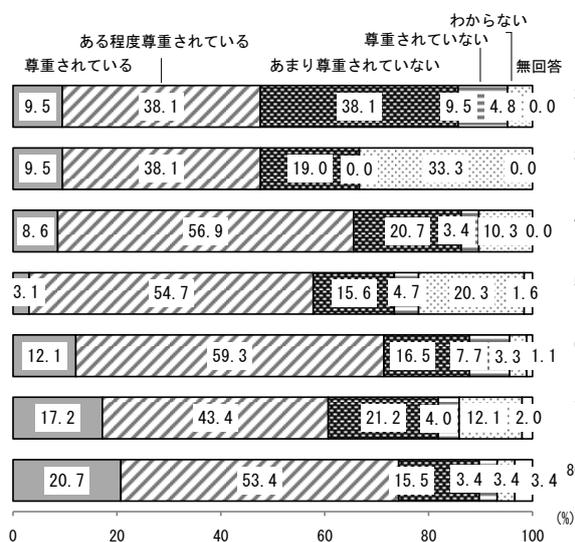
エ 高齢者の人権



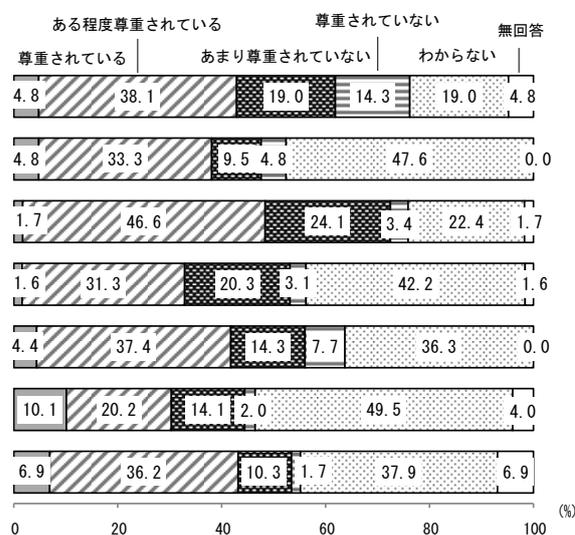
Ⅲ 調査結果 ～ 1. 人権に関する一般的な考え方や認識について

【図表2-3-2 年齢別 人権課題に関する尊重度】

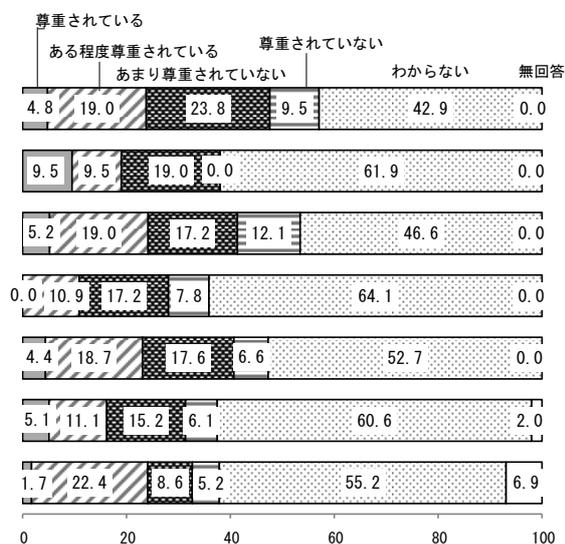
オ 障害のある人の人権



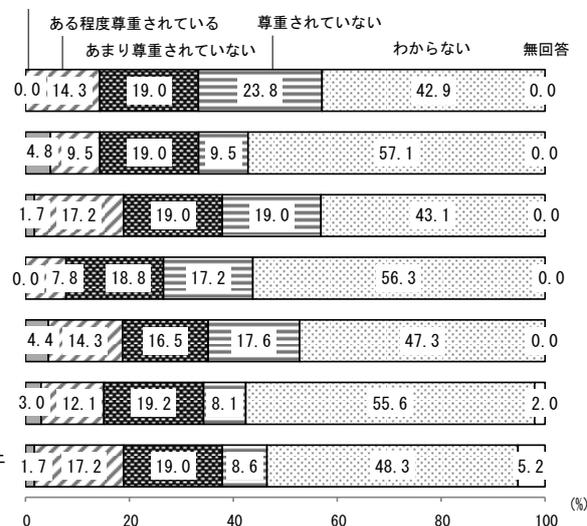
カ 外国人の人権



キ ハンセン病、HIV感染者の人権

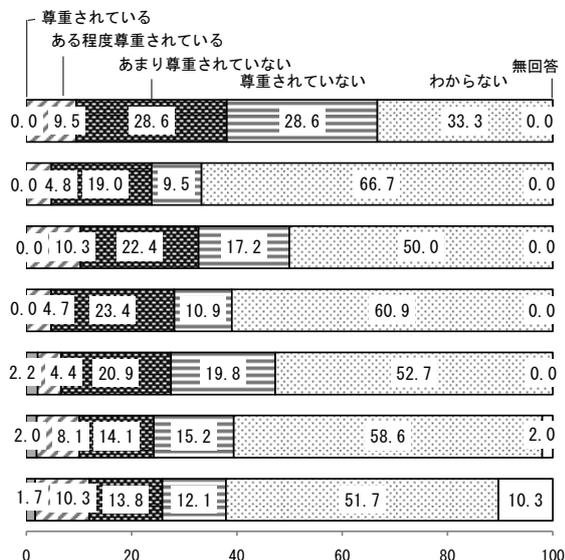


ク 犯罪被害者とその家族の人権

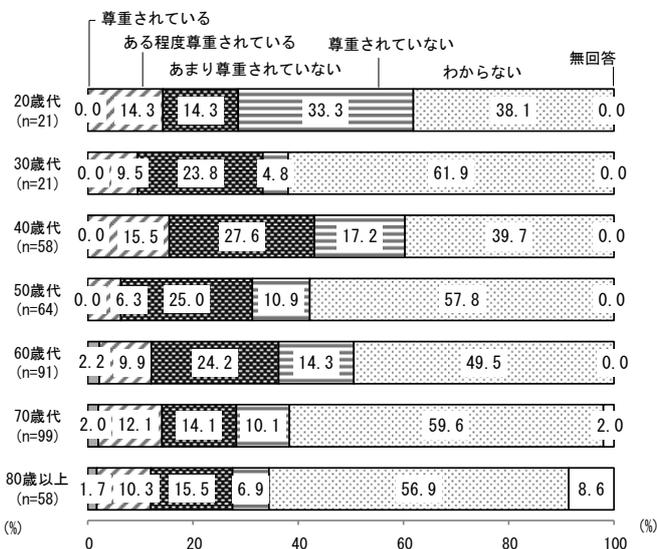


【図表2-3-2 年齢別 人権課題に関する尊重度】

ケ ホームレスの人権



コ 性的少数者（LGBT等）の人権



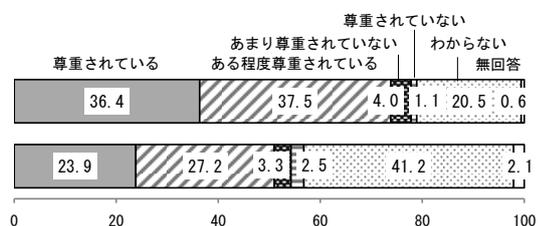
年齢別でみると、「尊重されている」（「尊重されている」「ある程度尊重されている」の計）は、『ア 同和地区出身者の人権』、『オ 障害のある人の人権』では80歳以上、『イ 女性の人権』では70歳代、『ウ 子どもの人権』では40歳代、『エ 高齢者の人権』では20歳代が高くなっている。

「わからない」は、『カ 外国人の人権』では70歳代、『キ ハンセン病、H I V感染者の人権』では50歳代、『ク 犯罪被害者とその家族の人権』、『ケ ホームレスの人権』、『コ 性的少数者（LGBT等）の人権』では30歳代が高くなっている。（図表2-3-2）

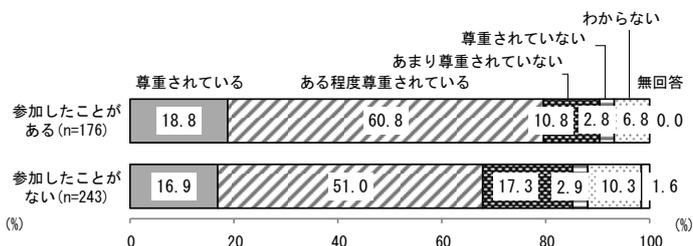
Ⅲ 調査結果 ～ 1. 人権に関する一般的な考え方や認識について

【図表2-3-3 人権に関する研修会等の参加有無別 人権課題に関する尊重度】

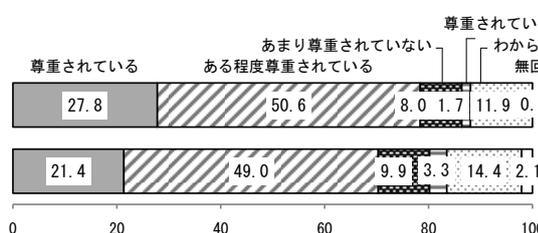
ア 同和地区出身者の人権



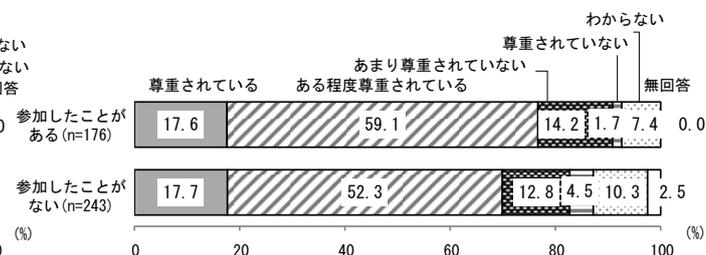
イ 女性の人権



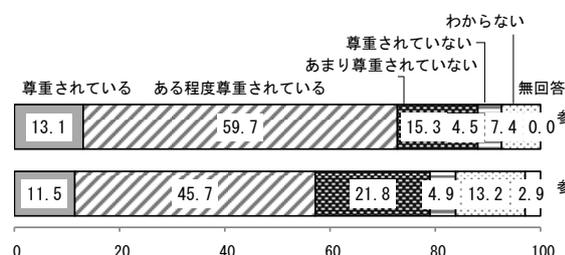
ウ 子どもの人権



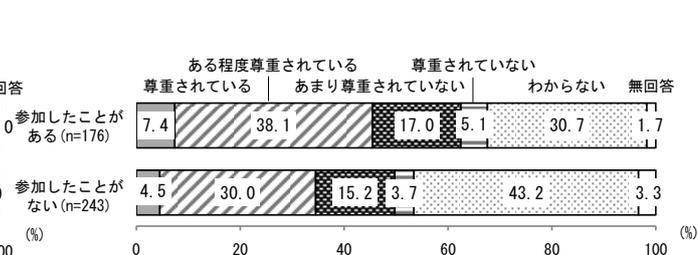
エ 高齢者の人権



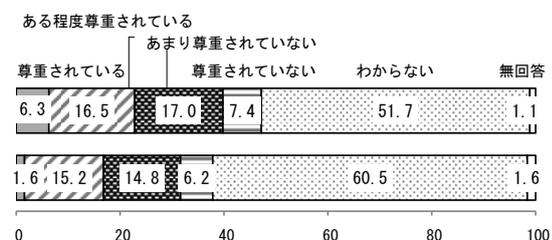
オ 障害のある人の人権



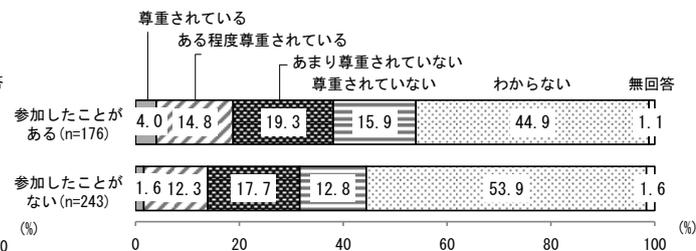
カ 外国人の人権



キ ハンセン病、HIV感染者の人権



ク 犯罪被害者とその家族の人権

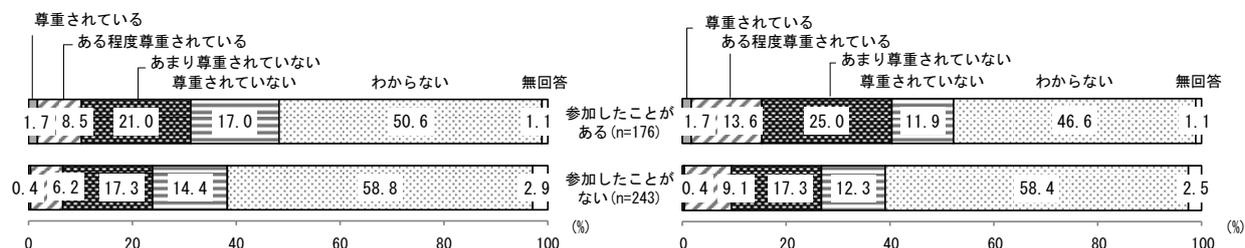


Ⅲ 調査結果 ～ 1. 人権に関する一般的な考え方や認識について

【図表2-3-3 人権に関する研修会等の参加有無別 人権課題に関する尊重度】

ケ ホームレスの人権

コ 性的少数者（LGBT等）の人権



人権に関する研修会等の参加有無別でみると、「尊重されている」（「尊重されている」「ある程度尊重されている」の計）は、『ア 同和地区出身者の人権』、『イ 女性の人権』、『ウ 子どもの人権』、『エ 高齢者の人権』、『オ 障害のある人の人権』、『カ 外国人の人権』では参加したことがあるほうが高くなっている。

「わからない」は、『キ ハンセン病、H I V感染者の人権』、『ク 犯罪被害者とその家族の人権』、『ケ ホームレスの人権』、『コ 性的少数者（LGBT等）の人権』では参加したことがないほうが高くなっている。（図表2-3-3）

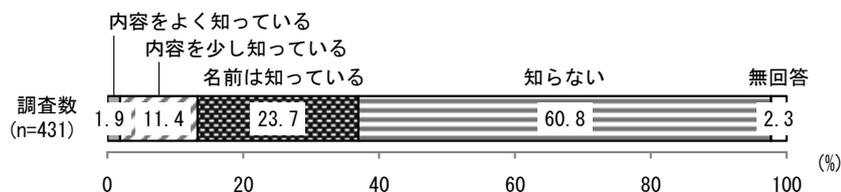
(4) 人権に関する法律、条例、制度の認知度

問3 あなたは、次の人権に関する法律、条例、制度を知っていますか。

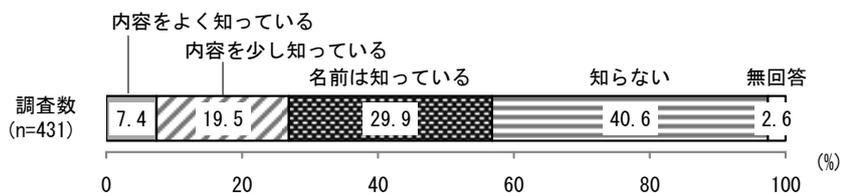
ア～タについて、あてはまる番号を1つずつ選んで○をつけてください。

【図表2-4 人権に関する法律、条例、制度の認知度】

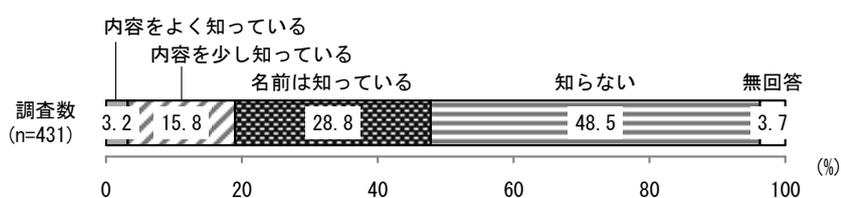
ア 綾部市手話言語の確立及び多様なコミュニケーション手段の促進に関する条例（2018年施行）



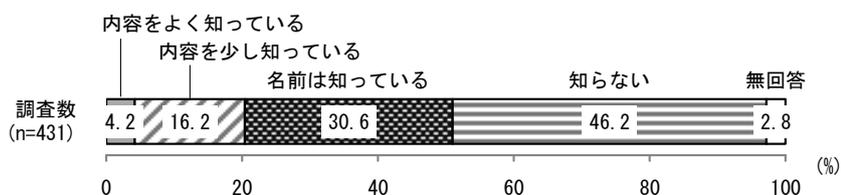
イ 部落差別解消推進法（2016年施行）



ウ ヘイトスピーチ解消法（2016年施行）

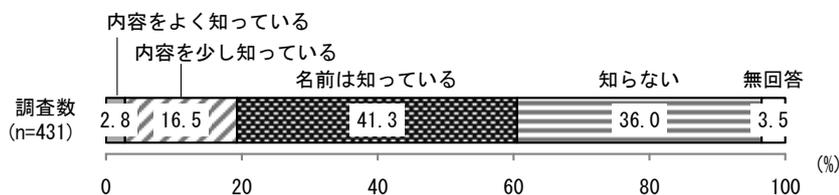


エ 障害者差別解消法（2016年施行）

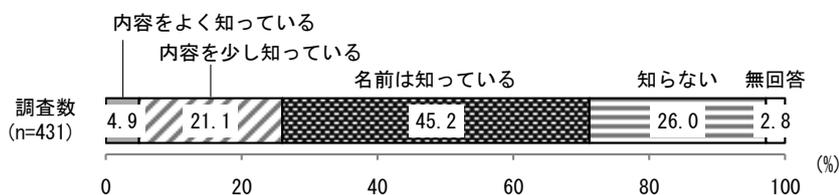


【図表2-4 人権に関する法律、条例、制度の認知度】

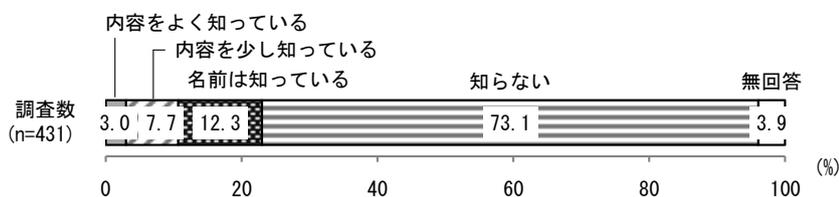
オ 子どもの貧困対策法（2013年施行）



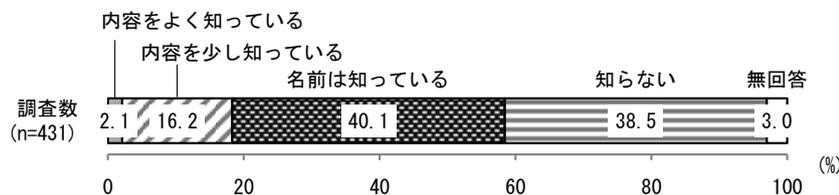
カ いじめ防止対策推進法（2013年施行）



キ 事前登録型本人通知制度（2013年施行）

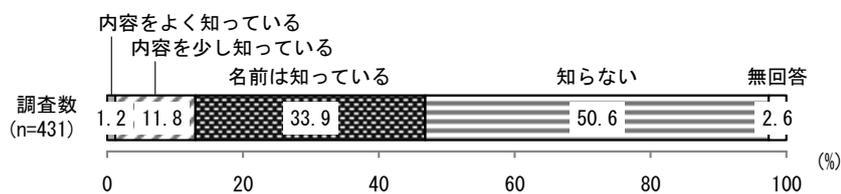


ク 障害者虐待防止法（2012年施行）

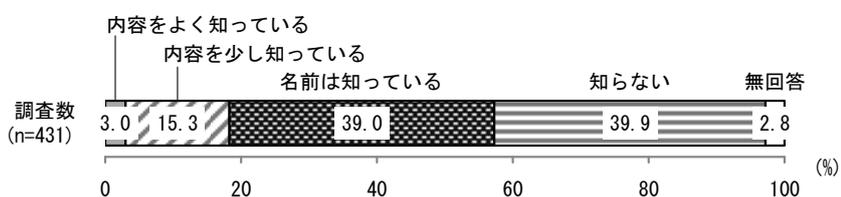


【図表2-4 人権に関する法律、条例、制度の認知度】

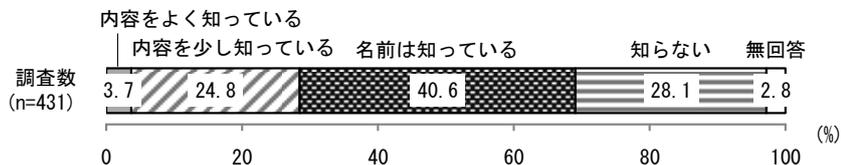
ケ ハンセン病問題基本法（2008年施行）



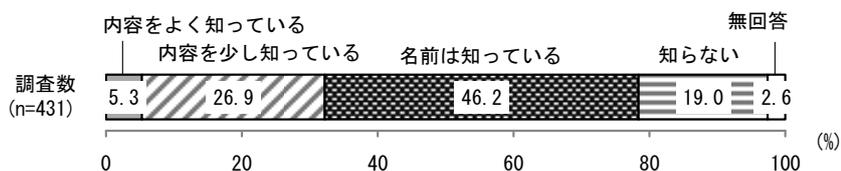
コ 高齢者虐待防止法（2006年施行）



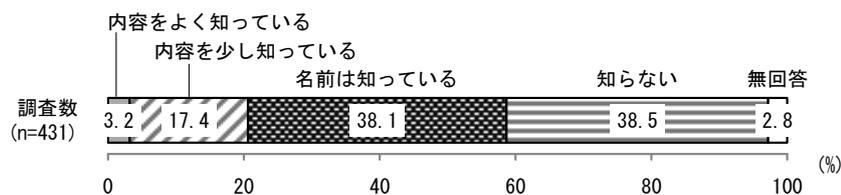
サ DV（ドメスティック・バイオレンス）防止法（2001年施行）



シ 児童虐待防止法（2000年施行）

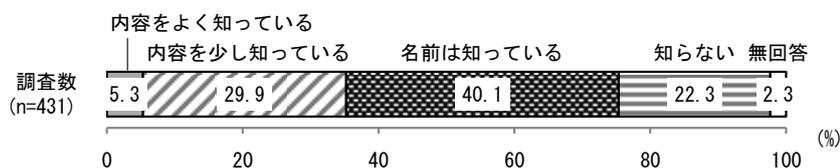


ス 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（2000年施行）

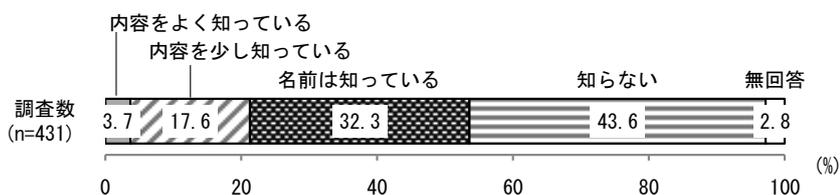


【図表2-4 人権に関する法律、条例、制度の認知度】

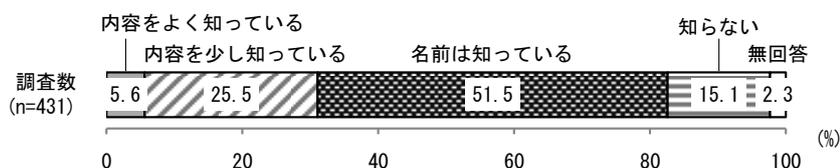
セ 男女共同参画社会基本法（1999年施行）



ソ 同和対策審議会答申（1965年）



タ 世界人権宣言（1948年採択）



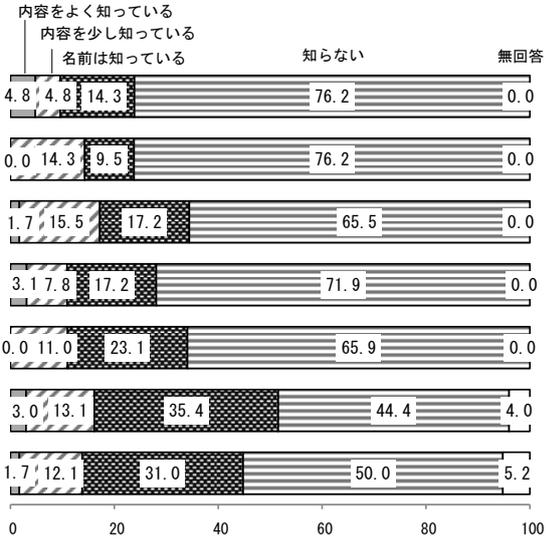
『オ 子どもの貧困対策法（2013年施行）』、『カ いじめ防止対策推進法（2013年施行）』、『ク 障害者虐待防止法（2012年施行）』、『サ DV（ドメスティック・バイオレンス）防止法（2001年施行）』、『シ 児童虐待防止法（2000年施行）』、『セ 男女共同参画社会基本法（1999年施行）』、『タ 世界人権宣言（1948年採択）』では「名前は知っている」が最も高くなっている。

『ア 綾部市手話言語の確立及び多様なコミュニケーション手段の促進に関する条例（2018年施行）』、『イ 部落差別解消推進法（2016年施行）』、『ウ ヘイトスピーチ解消法（2016年施行）』、『エ 障害者差別解消法（2016年施行）』、『キ 事前登録型本人通知制度（2013年施行）』、『ケ ハンセン病問題基本法（2008年施行）』、『コ 高齢者虐待防止法（2006年施行）』、『ス 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（2000年施行）』、『ソ 同和対策審議会答申（1965年）』では「知らない」が最も高くなっている。（図表2-4）

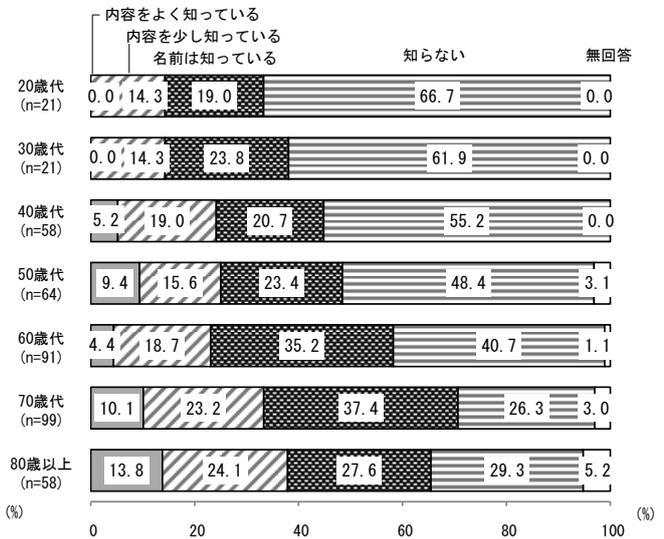
Ⅲ 調査結果 ～ 1. 人権に関する一般的な考え方や認識について

【図表2-4-1 年齢別 人権に関する法律、条例、制度の認知度】

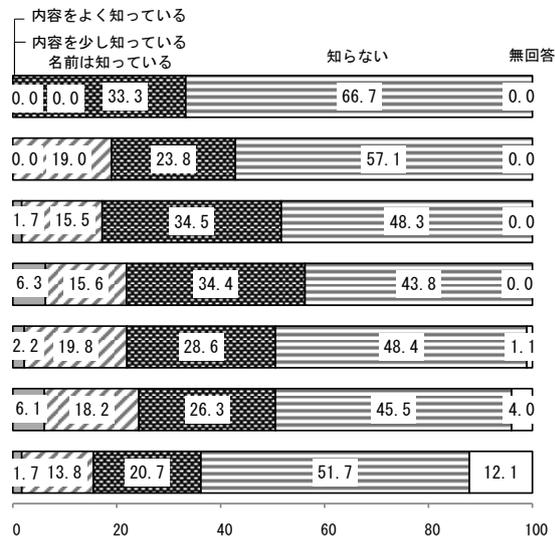
ア 綾部市手話言語の確立及び多様なコミュニケーション手段の促進に関する条例 (2018年施行)



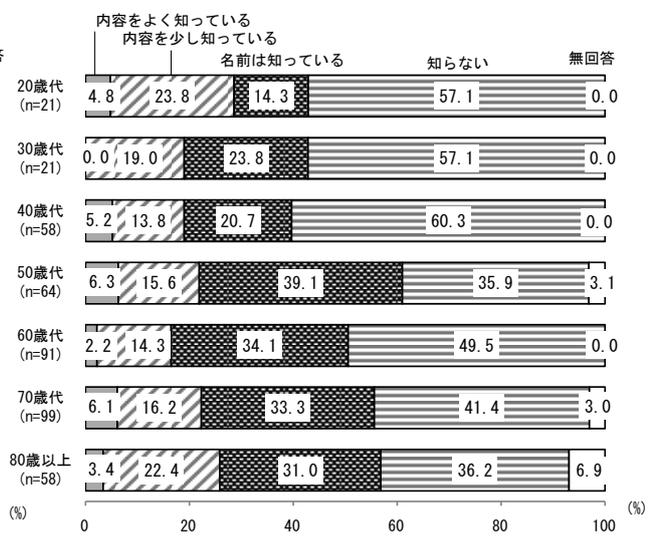
イ 部落差別解消推進法 (2016年施行)



ウ ヘイトスピーチ解消法 (2016年施行)



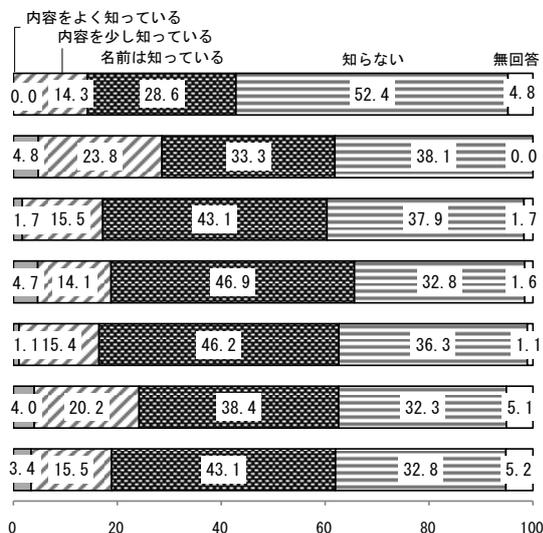
エ 障害者差別解消法 (2016年施行)



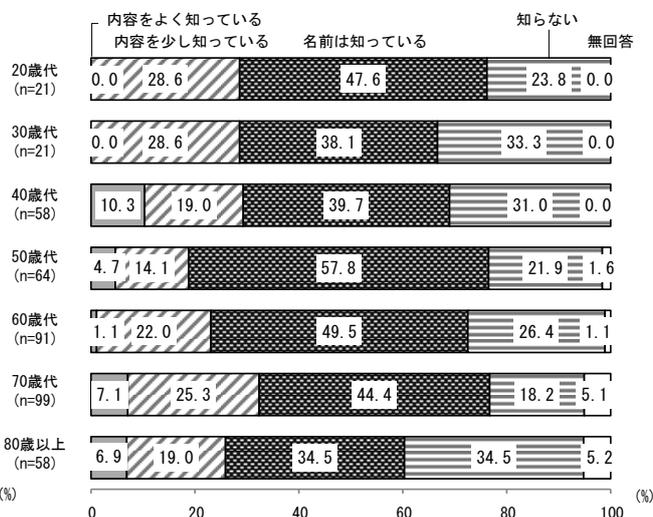
Ⅲ 調査結果 ～ 1. 人権に関する一般的な考え方や認識について

【図表2-4-1 年齢別 人権に関する法律、条例、制度の認知度】

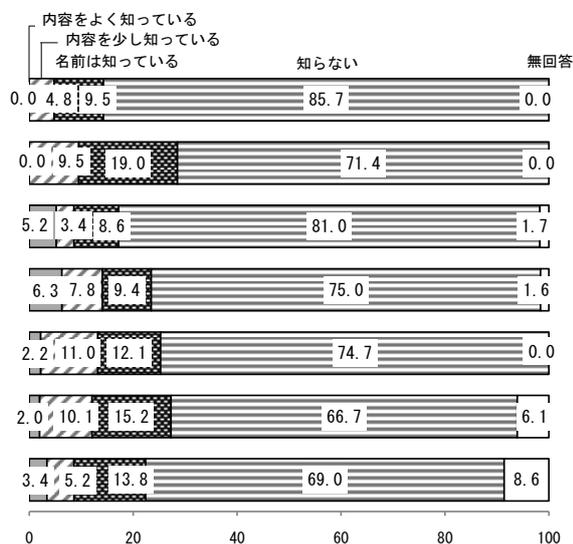
オ 子どもの貧困対策法（2013年施行）



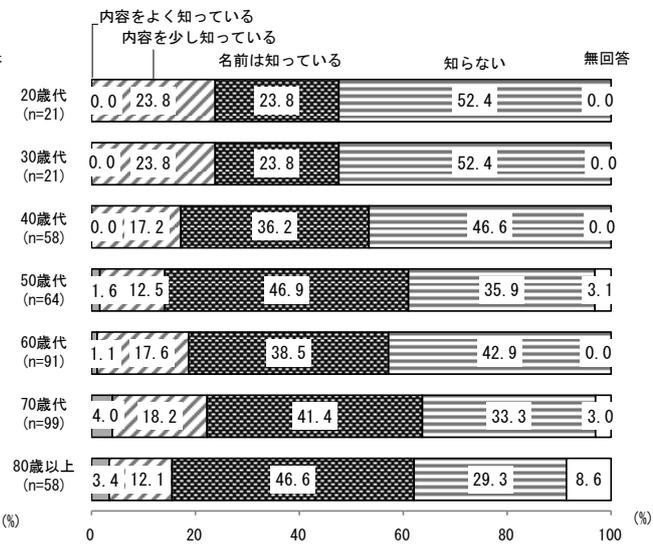
カ いじめ防止対策推進法（2013年施行）



キ 事前登録型本人通知制度（2013年施行）



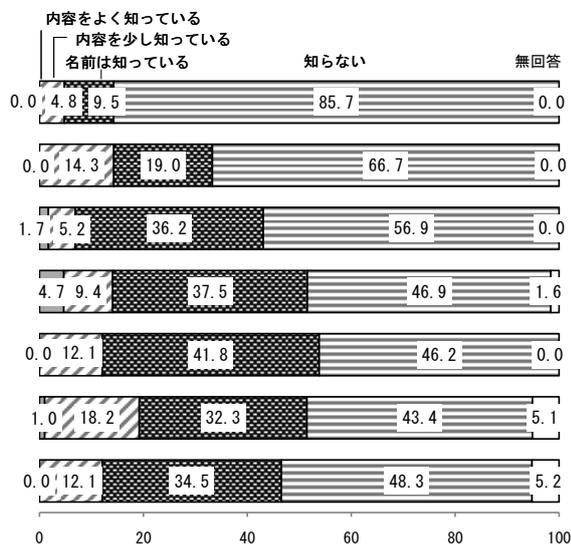
ク 障害者虐待防止法（2012年施行）



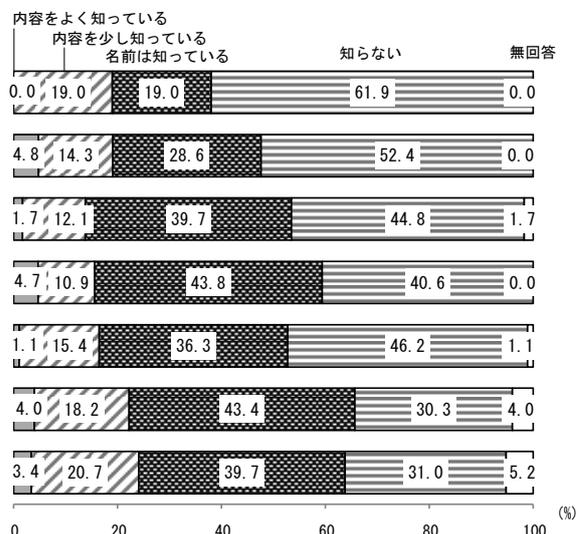
Ⅲ 調査結果 ～ 1. 人権に関する一般的な考え方や認識について

【図表2-4-1 年齢別 人権に関する法律、条例、制度の認知度】

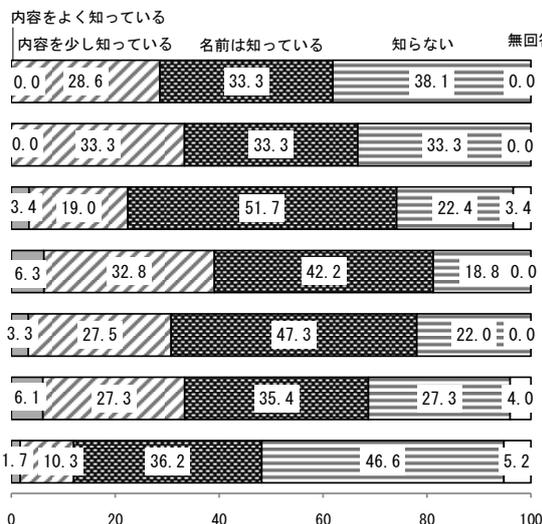
ケ ハンセン病問題基本法（2008年施行）



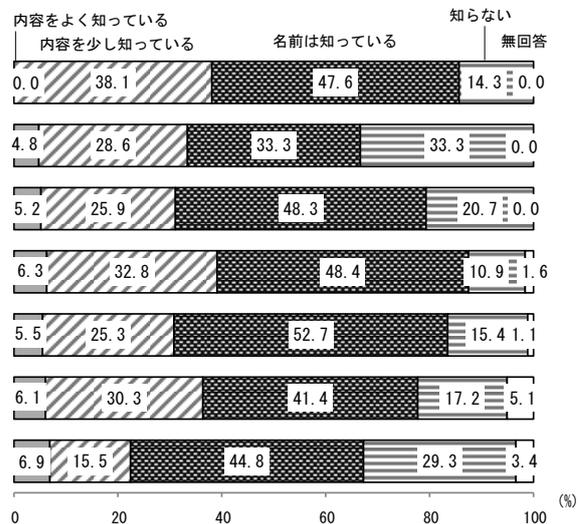
コ 高齢者虐待防止法（2006年施行）



サ DV（ドメスティック・バイオレンス）防止法（2001年施行）



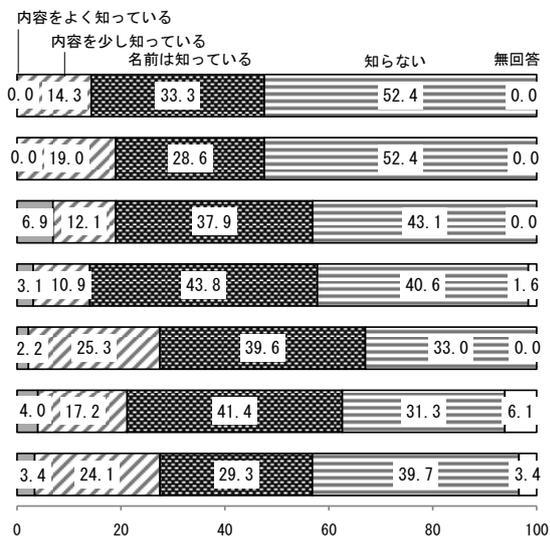
シ 児童虐待防止法（2000年施行）



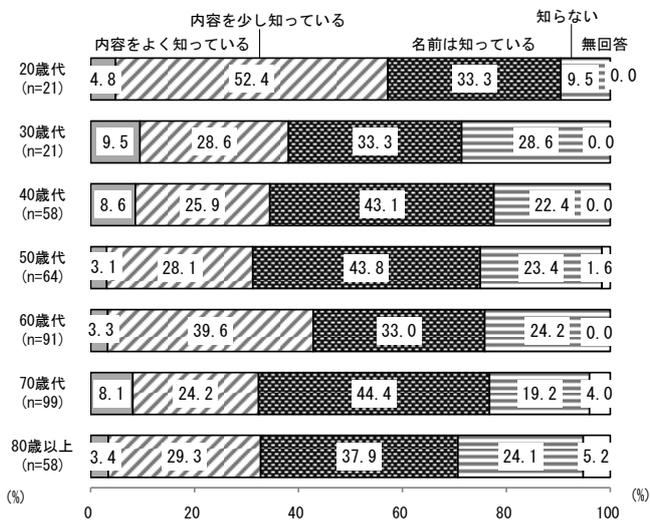
Ⅲ 調査結果 ～ 1. 人権に関する一般的な考え方や認識について

【図表2-4-1 年齢別 人権に関する法律、条例、制度の認知度】

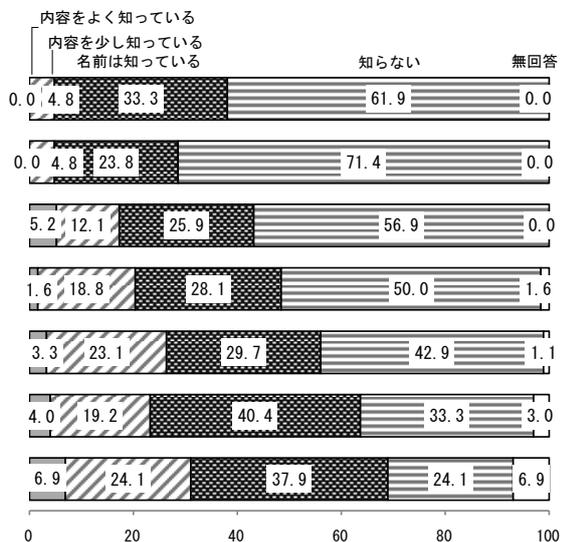
ス 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 (2000年施行)



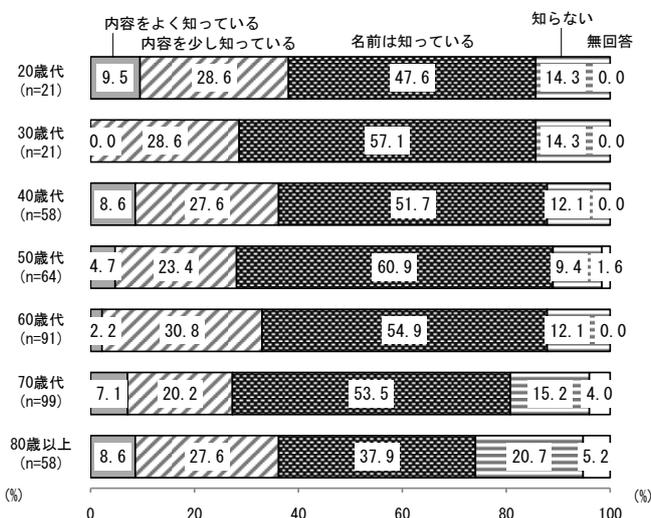
セ 男女共同参画社会基本法 (1999年施行)



ソ 同和对策審議会答申 (1965年)



タ 世界人権宣言 (1948年採択)



年齢別でみると、「知らない」は、『ア 綾部市手話言語の確立及び多様なコミュニケーション手段の促進に関する条例（2018年施行）』、『ク 障害者虐待防止法（2012年施行）』、『ス 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（2000年施行）』では20歳代、30歳代、『イ 部落差別解消推進法（2016年施行）』、『ウ ヘイトスピーチ解消法（2016年施行）』、『オ 子どもの貧困対策法（2013年施行）』、『キ 事前登録型本人通知制度（2013年施行）』、『ケ ハンセン病問題基本法（2008年施行）』、『コ 高齢者虐待防止法（2006年施行）』では20歳代、『エ 障害者差別解消法（2016年施行）』では40歳代、『ソ 同和対策審議会答申（1965年）』では30歳代が最も高くなっている。

「名前は知っている」は、『カ いじめ防止対策推進法（2013年施行）』、『タ 世界人権宣言（1948年採択）』では50歳代、『サ DV（ドメスティック・バイオレンス）防止法（2001年施行）』では40歳代、『シ 児童虐待防止法（2000年施行）』では60歳代が最も高くなっている。

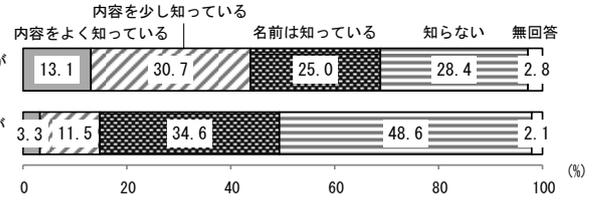
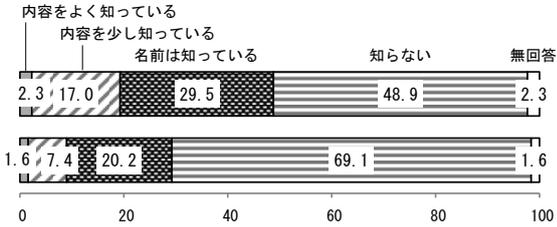
“内容を知っている”（「内容をよく知っている」「内容を少し知っている」の計）は、『セ 男女共同参画社会基本法（1999年施行）』では20歳代が最も高くなっている。（図表2-4-1）

Ⅲ 調査結果 ～ 1. 人権に関する一般的な考え方や認識について

【図表2-4-2 人権に関する研修会等の参加有無別 人権に関する法律、条例、制度の認知度】

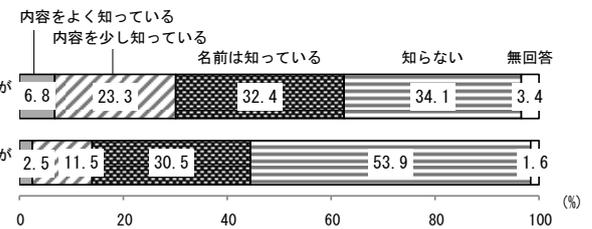
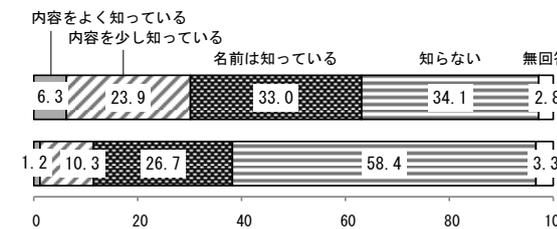
ア 綾部市手話言語の確立及び多様なコミュニケーション手段の促進に関する条例 (2018年施行)

イ 部落差別解消推進法 (2016年施行)



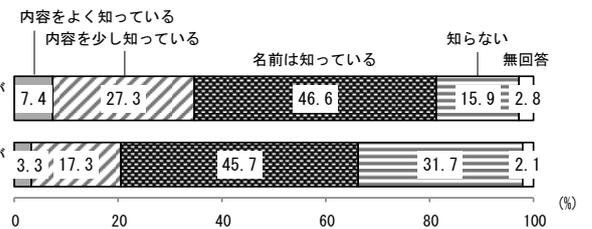
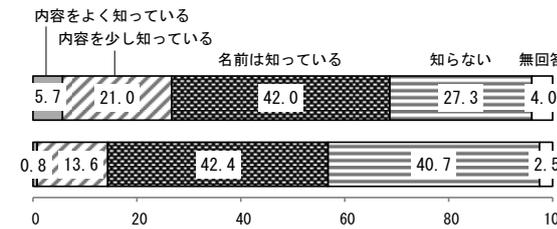
ウ ヘイトスピーチ解消法 (2016年施行)

エ 障害者差別解消法 (2016年施行)



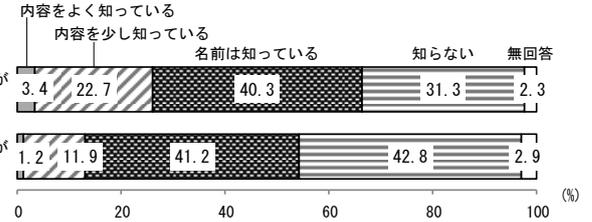
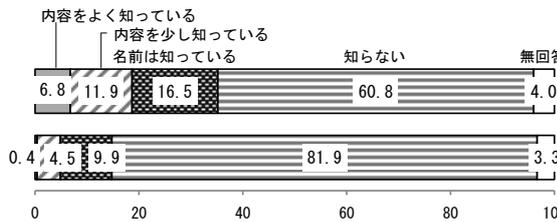
オ 子どもの貧困対策法 (2013年施行)

カ いじめ防止対策推進法 (2013年施行)



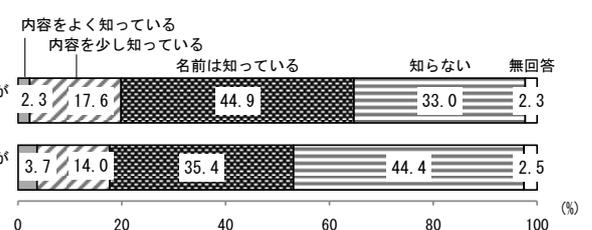
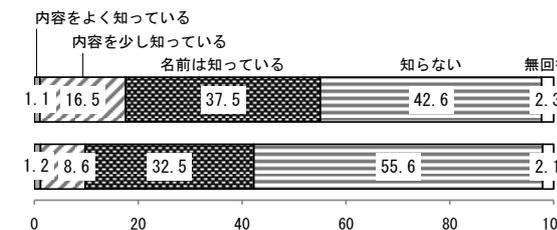
キ 事前登録型本人通知制度 (2013年施行)

ク 障害者虐待防止法 (2012年施行)



ケ ハンセン病問題基本法 (2008年施行)

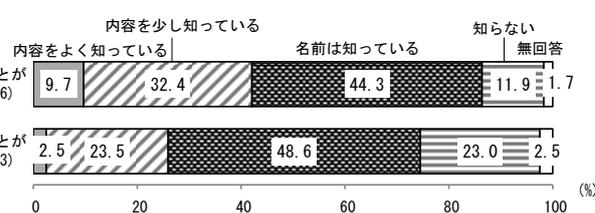
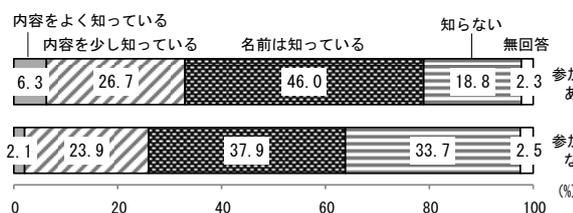
コ 高齢者虐待防止法 (2006年施行)



【図表2-4-2 人権に関する研修会等の参加有無別 人権に関する法律、条例、制度の認知度】

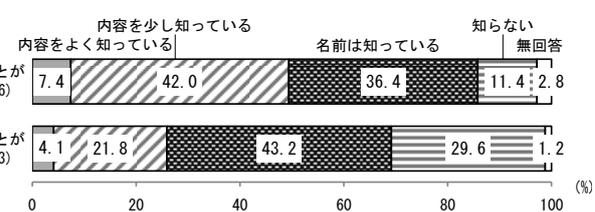
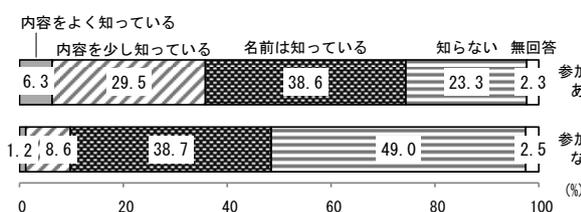
サ DV（ドメスティック・バイオレンス）
防止法（2001年施行）

シ 児童虐待防止法（2000年施行）



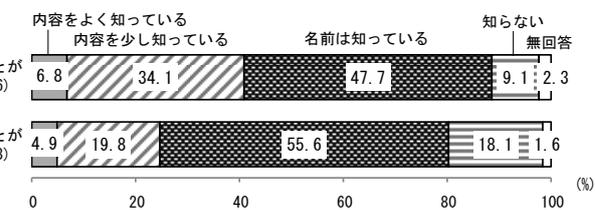
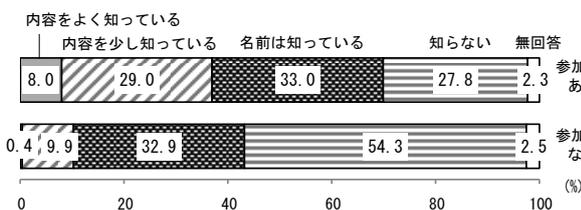
ス 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
（2000年施行）

セ 男女共同参画社会基本法（1999年施行）



ソ 同和対策審議会答申（1965年）

タ 世界人権宣言（1948年採択）



人権に関する研修会等の参加有無別でみると、「知らない」は、『ア 綾部市手話言語の確立及び多様なコミュニケーション手段の促進に関する条例（2018年施行）』、『イ 部落差別解消推進法（2016年施行）』、『ウ ヘイトスピーチ解消法（2016年施行）』、『エ 障害者差別解消法（2016年施行）』、『キ 事前登録型本人通知制度（2013年施行）』、『ク 障害者虐待防止法（2012年施行）』、『ケ ハンセン病問題基本法（2008年施行）』、『ス 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（2000年施行）』、『ソ 同和対策審議会答申（1965年）』では参加したことがないほうが高くなっている。

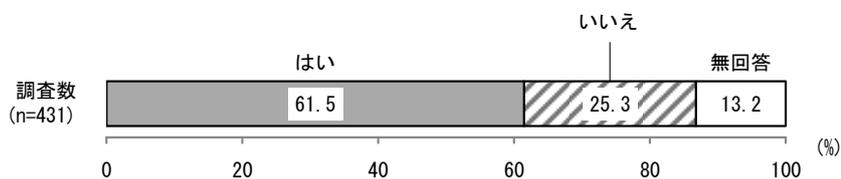
「名前は知っている」は、『オ 子どもの貧困対策法（2013年施行）』、『シ 児童虐待防止法（2000年施行）』、『タ 世界人権宣言（1948年採択）』では参加したことがない、『カ いじめ防止対策推進法（2013年施行）』、『コ 高齢者虐待防止法（2006年施行）』、『サ DV（ドメスティック・バイオレンス）防止法（2001年施行）』では参加したことがあるほうが最も高くなっている。

“内容を知っている”（「内容をよく知っている」「内容を少し知っている」の計）は、『セ 男女共同参画社会基本法（1999年施行）』では参加したことがあるほうが高くなっている。（図表2-4-2）

(5) 性的少数者（LGBT等）という言葉の認知度

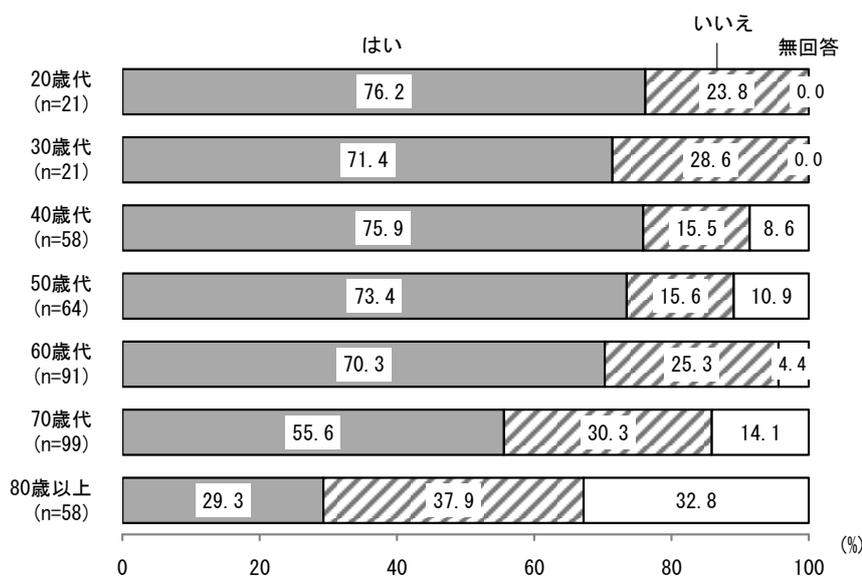
問4 あなたは性的少数者（LGBT等）という言葉を知っていますか。
あてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。

【図表2-5 性的少数者（LGBT等）という言葉の認知度】



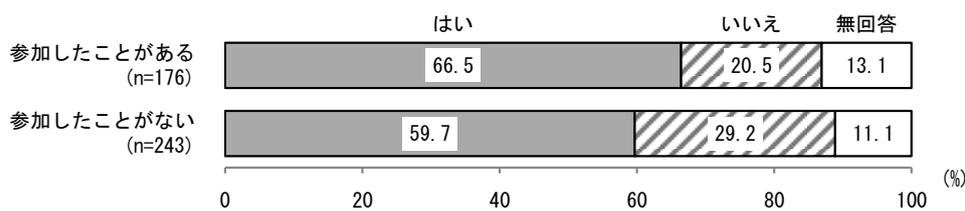
「はい」が61.5%、「いいえ」が25.3%となっている。(図表2-5)

【図表2-5-1 年齢別 性的少数者（LGBT等）という言葉の認知度】



年齢別でみると、20歳代、30歳代、40歳代、50歳代、60歳代、70歳代では「はい」がそれぞれ76.2%、71.4%、75.9%、73.4%、70.3%、55.6%と高く、80歳以上では「いいえ」が37.9%と高くなっている。(図表2-5-1)

【図表2-5-2 人権に関する研修会等の参加有無別 性的少数者（LGBT等）という言葉の認知度】



人権に関する研修会等の参加有無別でみると、「はい」が参加したことがあるでは66.5%、参加したことがないでは59.7%と高くなっている。(図表2-5-2)

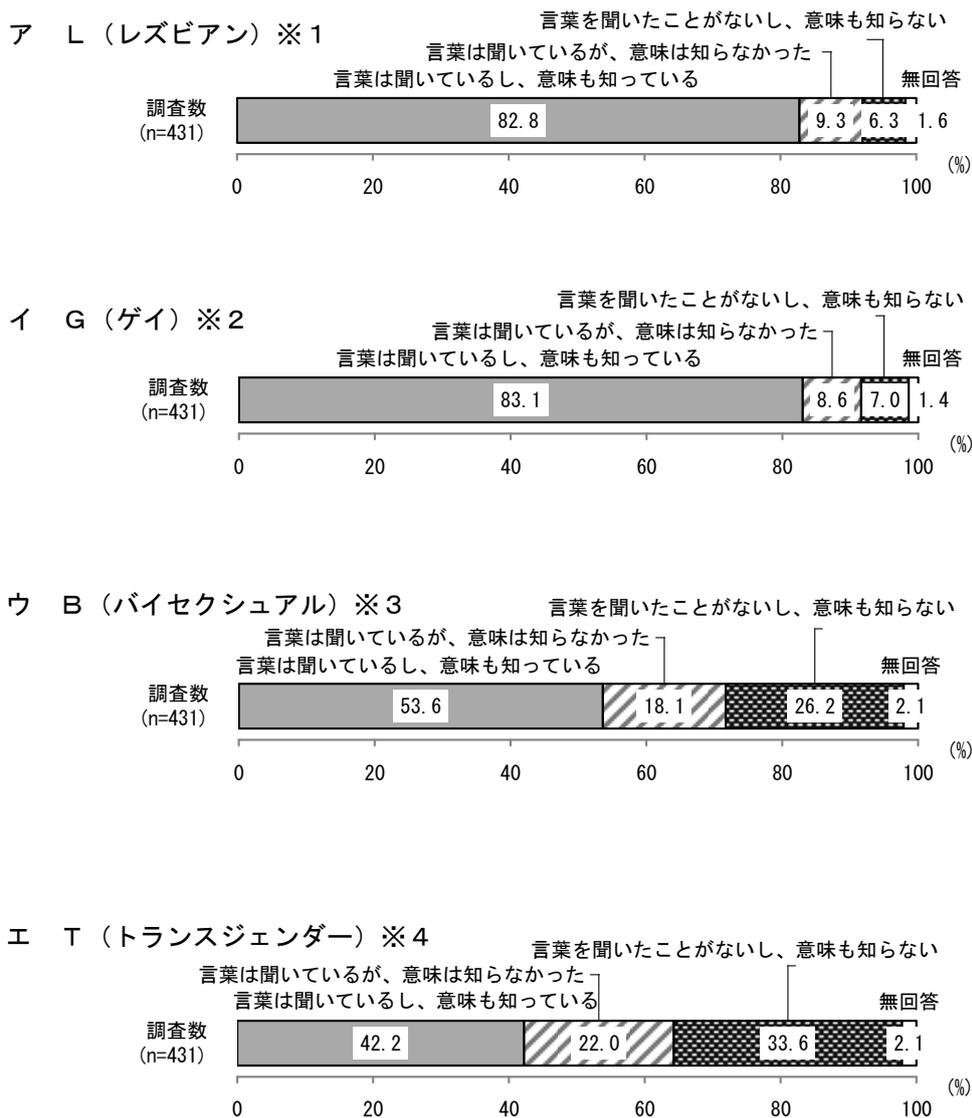
(6) 性的少数者 (LGBT等) という言葉の理解度

問4-1 あなたは、次の言葉について聞いたことがありますか。

また、意味を知っていますか。ア～オについて、あてはまる番号を1つずつ選んで○をつけてください。

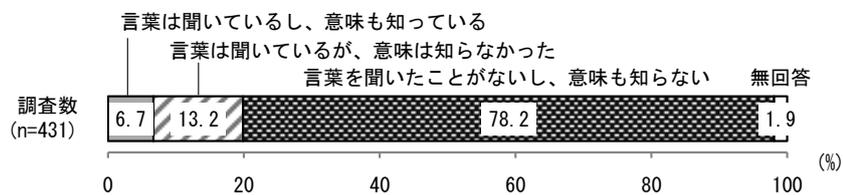
※この質問で初めて知った言葉の場合は「言葉を聞いたことがないし、意味も知らない」を選択してください。

【図表2-6 性的少数者 (LGBT等) という言葉の理解度】



【図表2-6 性的少数者（LGBT等）という言葉の理解度】

オ ストレート・アライ※5



- ※1. L（レズビアン）：女性の同性愛者
- ※2. G（ゲイ）：男性の同性愛者
- ※3. B（バイセクシュアル）：両性愛者
- ※4. T（トランスジェンダー）：こころの性とからだの性が一致していない人
- ※5. ストレート・アライ：LGBTの人たちの活動を支持し、支援している人

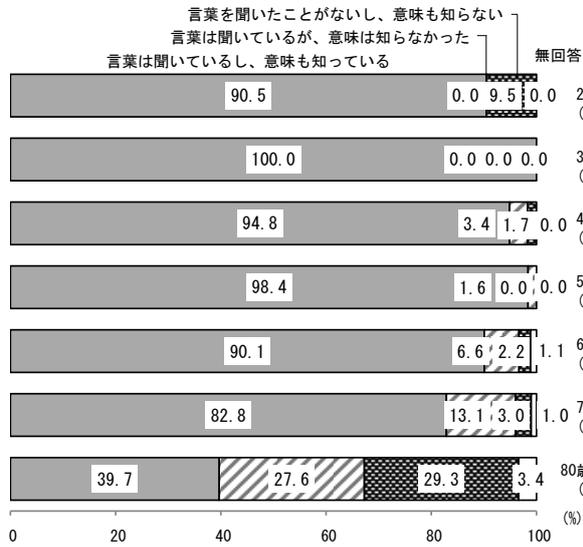
『ア L（レズビアン）』、『イ G（ゲイ）』、『ウ B（バイセクシュアル）』、『エ T（トランスジェンダー）』では「言葉は聞いているし、意味も知っている」が高くなっている。

『オ ストレート・アライ』では「言葉を聞いたことがないし、意味も知らない」が高くなっている。（図表2-6）

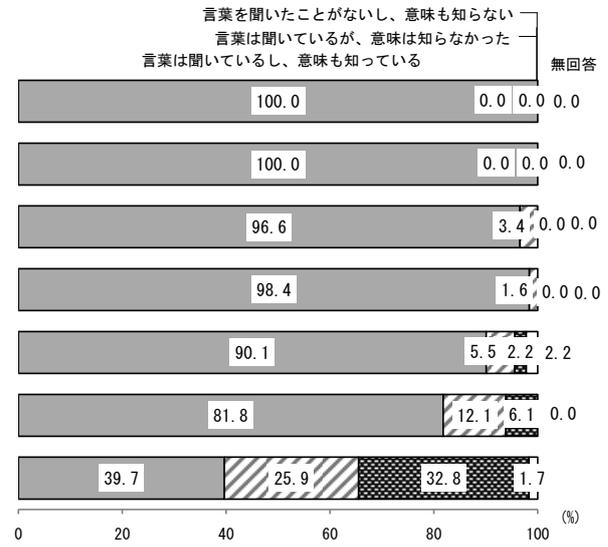
Ⅲ 調査結果 ～ 1. 人権に関する一般的な考え方や認識について

【図表2-6-1 年齢別 性的少数者（LGBT等）という言葉の理解度】

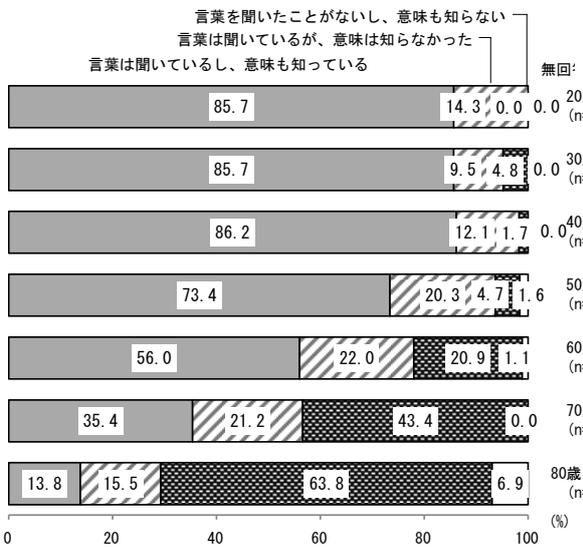
ア L（レズビアン）



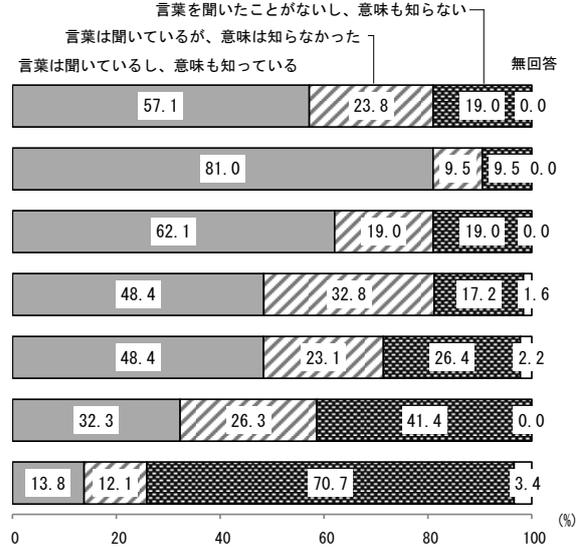
イ G（ゲイ）



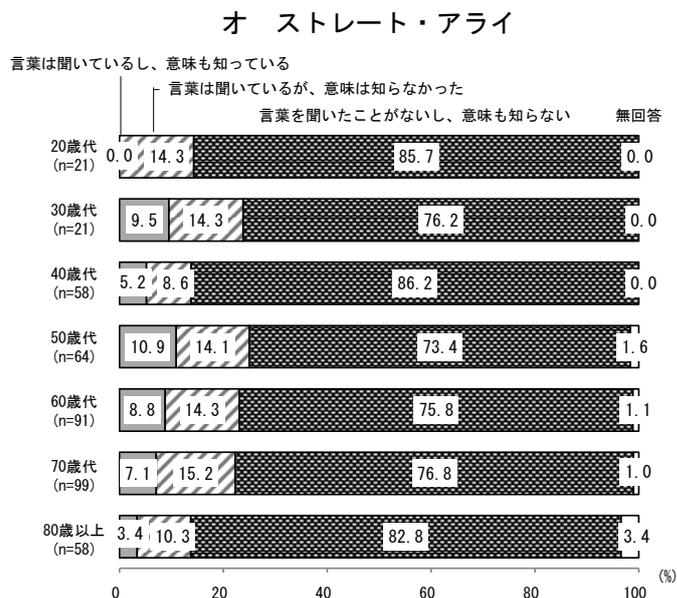
ウ B（バイセクシュアル）



エ T（トランスジェンダー）



【図表2-6-1 年齢別 性的少数者（LGBT等）という言葉の理解度】



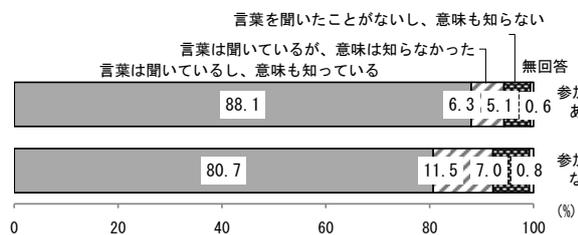
年齢別でみると、「言葉は知っているし、意味も知っている」は、『ア L (レズビアン)』、『エ T (トランスジェンダー)』では30歳代、『イ G (ゲイ)』では20歳代、30歳代、『ウ B (バイセクシュアル)』では40歳代が最も高くなっている。

「言葉を聞いたことがないし、意味も知らない」は、『オ ストレート・アライ』では40歳代が最も高くなっている。(図表2-6-1)

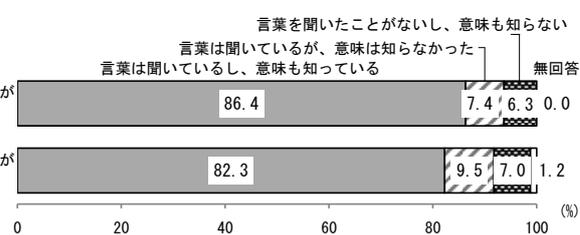
Ⅲ 調査結果 ～ 1. 人権に関する一般的な考え方や認識について

【図表2-6-2 人権に関する研修会等の参加有無別 性的少数者（LGBT等）という言葉の理解度】

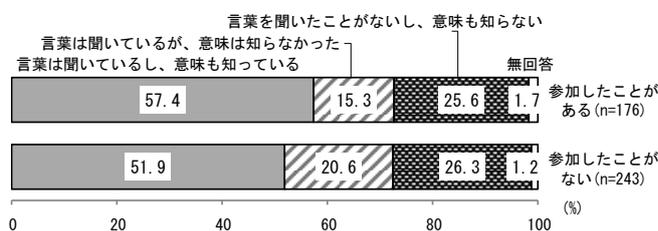
ア L（レズビアン）



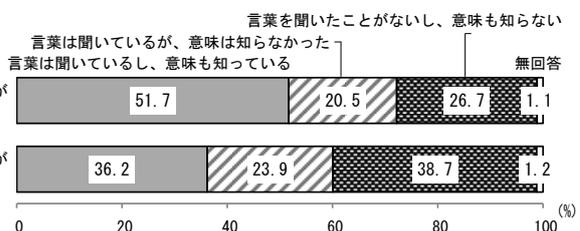
イ G（ゲイ）



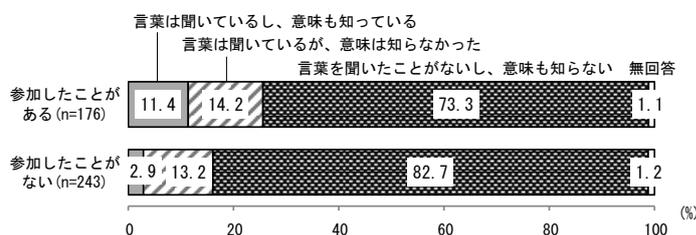
ウ B（バイセクシュアル）



エ T（トランスジェンダー）



オ ストレート・アライ



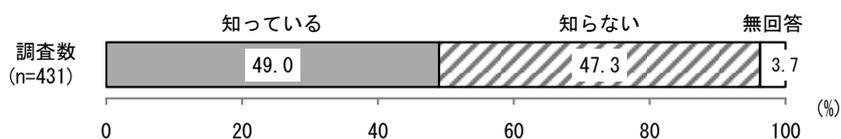
人権に関する研修会等の参加有無別でみると、「言葉は知っているし、意味も知っている」は、『ア L（レズビアン）』、『イ G（ゲイ）』、『ウ B（バイセクシュアル）』、『エ T（トランスジェンダー）』では参加したことがあるほうが高くなっている。

「言葉を聞いたことがないし、意味も知らない」は、『オ ストレート・アライ』では参加したことがないほうが高くなっている。（図表2-6-2）

(7) ヘイトスピーチを伴うデモ、集会、街宣活動の認知度

問5 あなたは、ヘイトスピーチ※1を伴うデモ、集会、街宣活動等を知っていますか。
あてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。

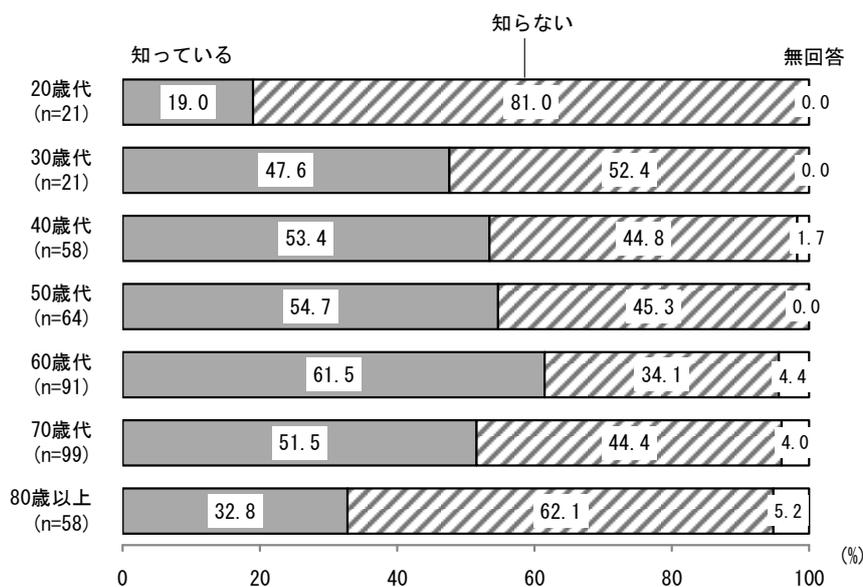
【図表2-7 ヘイトスピーチを伴うデモ、集会、街宣活動の認知度】



※1. ヘイトスピーチ：特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動

「知っている」が49.0%、「知らない」が47.3%となっている。(図表2-7)

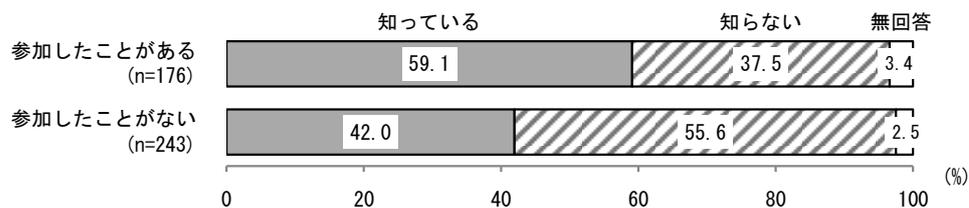
【図表2-7-1 年齢別 ヘイトスピーチを伴うデモ、集会、街宣活動の認知度】



年齢別で見ると、20歳代、30歳代、80歳以上では「知らない」がそれぞれ81.0%、52.4%、62.1%と高く、40歳代、50歳代、60歳代、70歳代では「知っている」がそれぞれ53.4%、54.7%、61.5%、51.5%と高くなっている。(図表2-7-1)

Ⅲ 調査結果 ～ 1. 人権に関する一般的な考え方や認識について

【図表2-7-2 人権に関する研修会等の参加有無別 ヘイトスピーチを伴うデモ、集会、街宣活動の認知度】

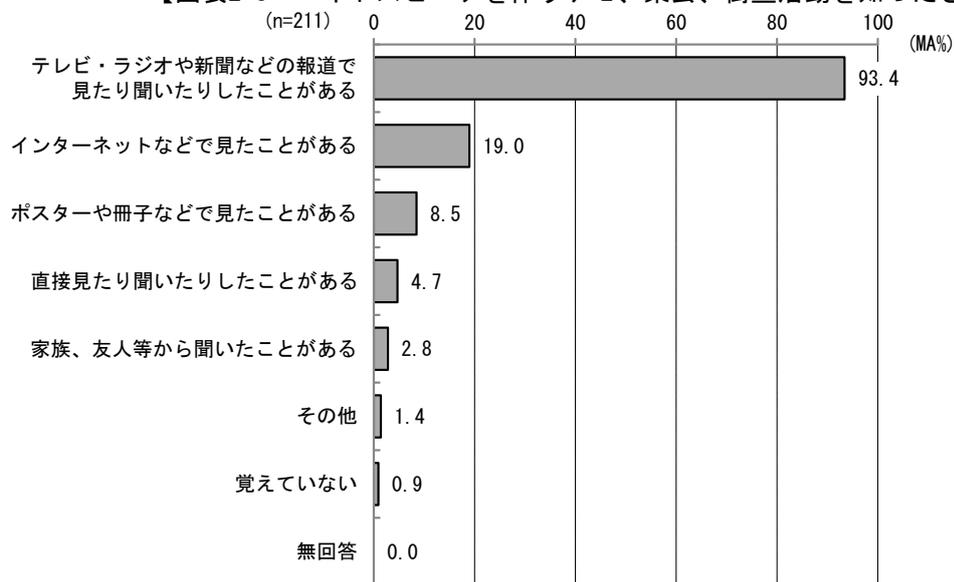


人権に関する研修会等の参加有無別で見ると、参加したことがあるでは「知っている」が59.1%と高く、参加したことがないでは「知らない」が55.6%と高くなっている。(図表2-7-2)

(8) ヘイトスピーチを伴うデモ、集会、街宣活動を知ったきっかけ

問5-1 あなたは、そのようなデモ等をどのようにして知りましたか。
 あてはまる番号をすべて選んで○をつけてください。

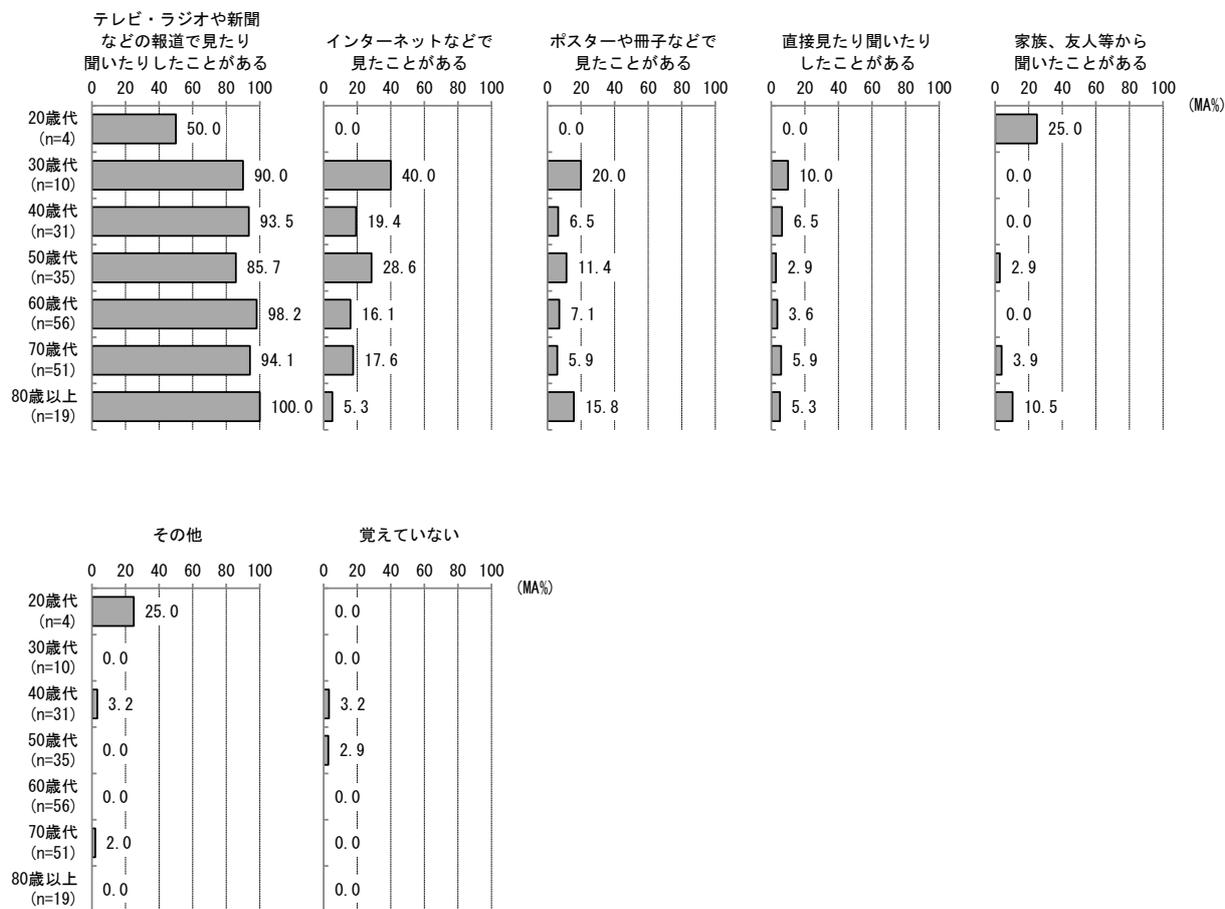
【図表2-8 ヘイトスピーチを伴うデモ、集会、街宣活動を知ったきっかけ】



「テレビ・ラジオや新聞などの報道で見たり聞いたりしたことがある」が93.4%と最も高く、次いで、「インターネットなどで見たことがある」が19.0%、「ポスターや冊子などで見たことがある」が8.5%、「直接見たり聞いたりしたことがある」が4.7%、「家族、友人等から聞いたことがある」が2.8%となっている。(図表2-8)

Ⅲ 調査結果 ～ 1. 人権に関する一般的な考え方や認識について

【図表2-8-1 年齢別 ヘイトスピーチを伴うデモ、集会、街宣活動を知ったきっかけ】

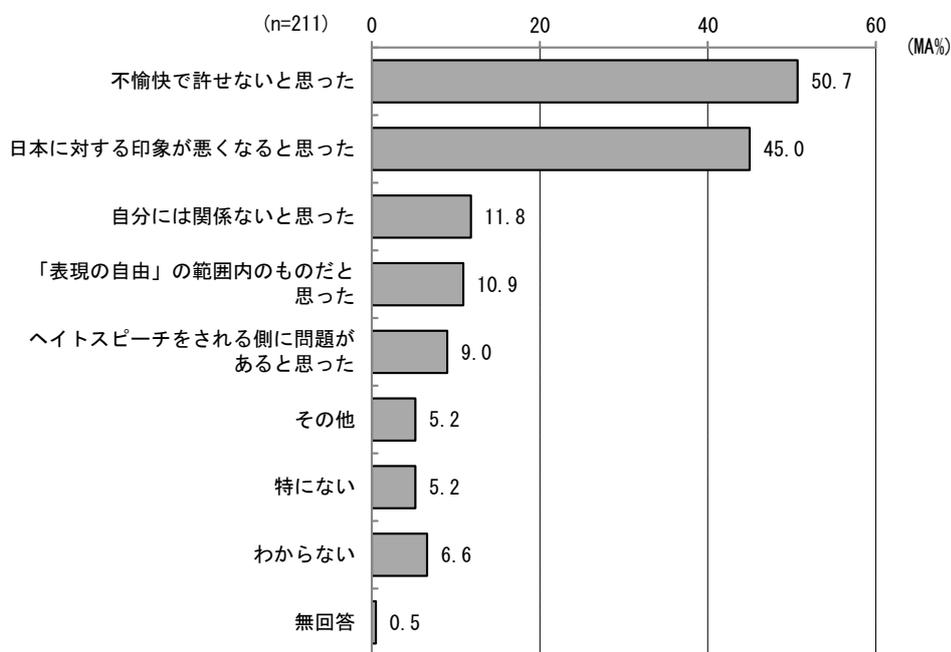


年齢別でみると、「テレビ・ラジオや新聞などの報道で見たり聞いたりしたことがある」が最も高く、20歳代では50.0%、30歳代では90.0%、40歳代では93.5%、50歳代では85.7%、60歳代では98.2%、70歳代では94.1%、80歳以上では100.0%となっている。(図表2-8-1)

(9) ヘイトスピーチを伴うデモ、集会、街宣活動に関する考え方

問5-2 あなたは、そのようなデモ等を見聞きしてどのように思いましたか。
 あてはまる番号をすべて選んで○をつけてください。

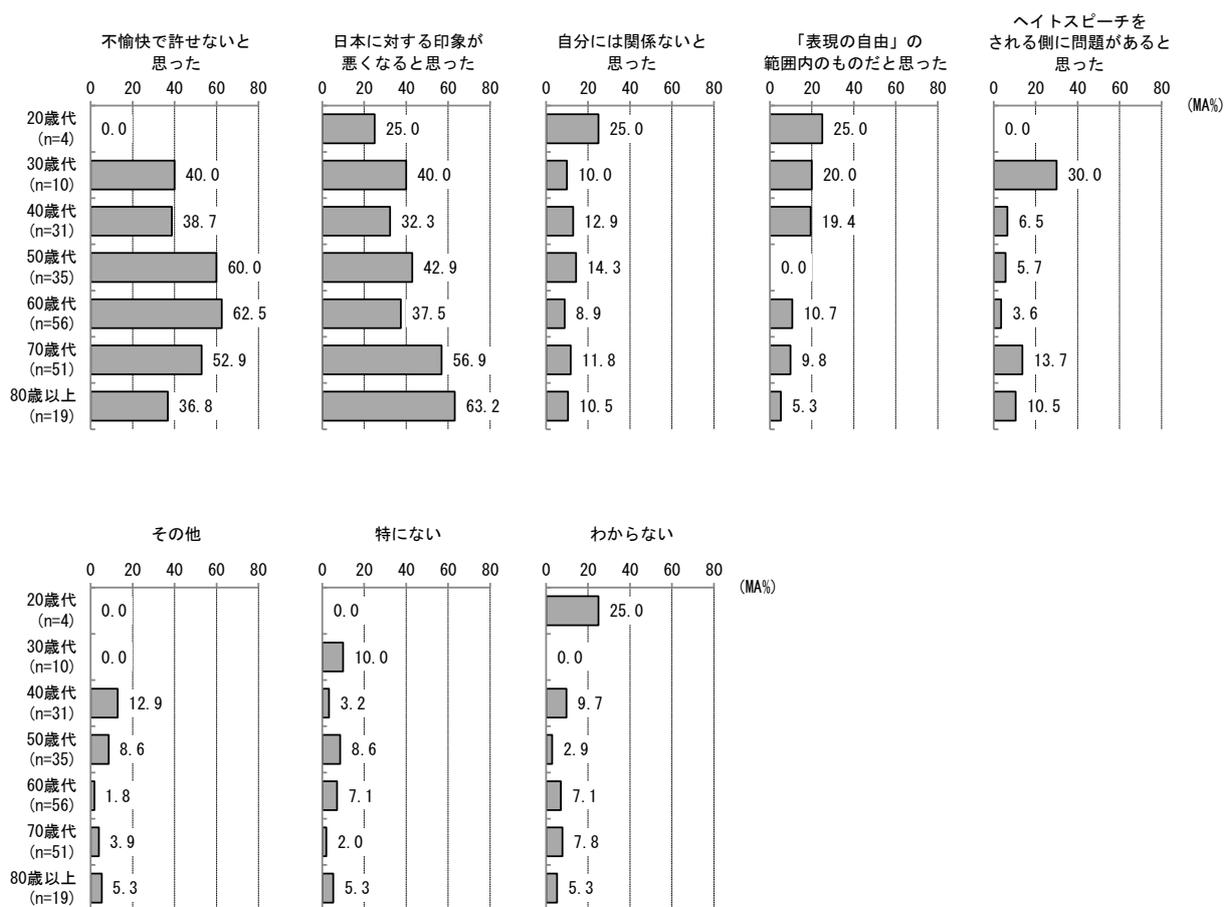
【図表2-9 ヘイトスピーチを伴うデモ、集会、街宣活動に関する考え方】



「不愉快で許せないと思った」が50.7%と最も高く、次いで、「日本に対する印象が悪くなると思った」が45.0%、「自分には関係ないと思った」が11.8%、「「表現の自由」の範囲内のものだと思った」が10.9%、「ヘイトスピーチをされる側に問題があると思った」が9.0%となっている。(図表2-9)

Ⅲ 調査結果 ～ 1. 人権に関する一般的な考え方や認識について

【図表2-9-1 年齢別 ヘイトスピーチを伴うデモ、集会、街宣活動に関する考え方】



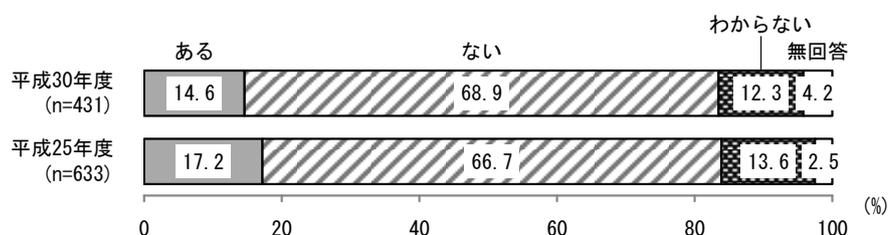
年齢別で見ると、20歳代では「日本に対する印象が悪くなると思った」、「自分には関係ないと思った」、「「表現の自由」の範囲内のものだと思った」、「わからない」が25.0%、30歳代では「不愉快で許せないと思った」、「日本に対する印象が悪くなると思った」が40.0%と最も高く、40歳代、50歳代、60歳代では「不愉快で許せないと思った」がそれぞれ38.7%、60.0%、62.5%と最も高く、70歳代、80歳以上では「日本に対する印象が悪くなると思った」がそれぞれ56.9%、63.2%と最も高くなっている。(図表2-9-1)

2. 人権侵害について

(1) 人権侵害の経験の有無

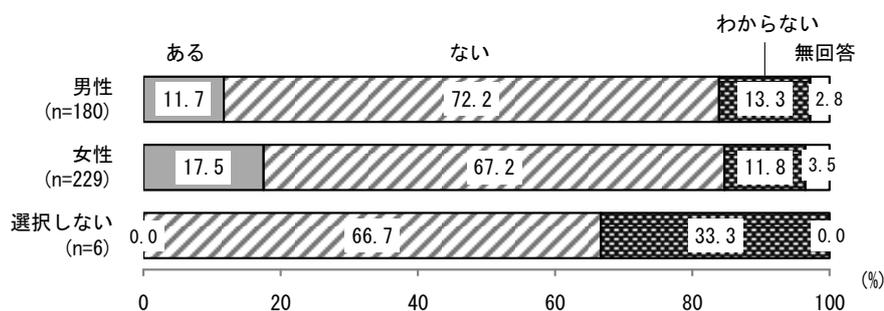
問6 あなたは、過去5年の間に自分の人権が侵害されたと感じたことがありますか。
次のうちあてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。

【図表3-1 人権侵害の経験の有無】



「ある」が平成30年度では14.6%で、平成25年度（17.2%）より2.6ポイント低くなっている。「ない」は平成30年度では68.9%で、平成25年度（66.7%）より2.2ポイント高くなっている。（図表3-1）

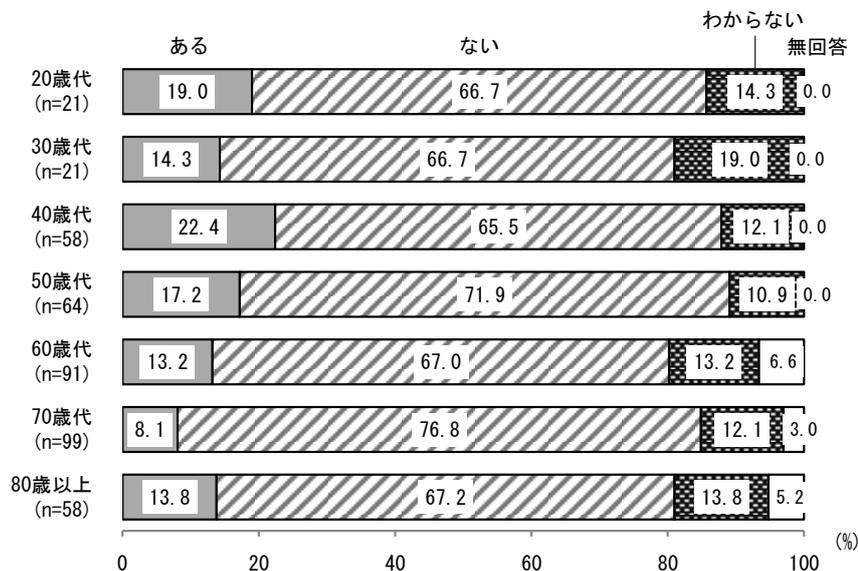
【図表3-1-1 性別 人権侵害の経験の有無】



性別で見ると、「ある」は男性11.7%、女性17.5%と女性が高くなっている。「ない」は男性72.2%、女性67.2%、選択しない66.7%と男性が高くなっている。（図表3-1-1）

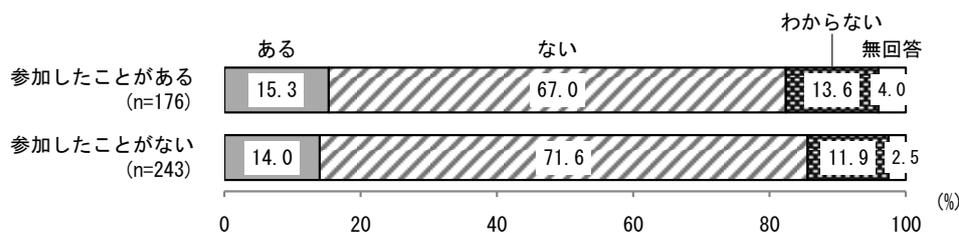
Ⅲ 調査結果 ～ 2. 人権侵害について

【図表3-1-2 年齢別 人権侵害の経験の有無】



年齢別でみると、「ある」は40歳代では22.4%と最も高く、次いで20歳代では19.0%、50歳代では17.2%、30歳代では14.3%となっている。「ない」は70歳代では76.8%と最も高く、次いで80歳以上では67.2%、60歳代では67.0%となっている。(図表3-1-2)

【図表3-1-3 人権に関する研修会等の参加有無別 人権侵害の経験の有無】

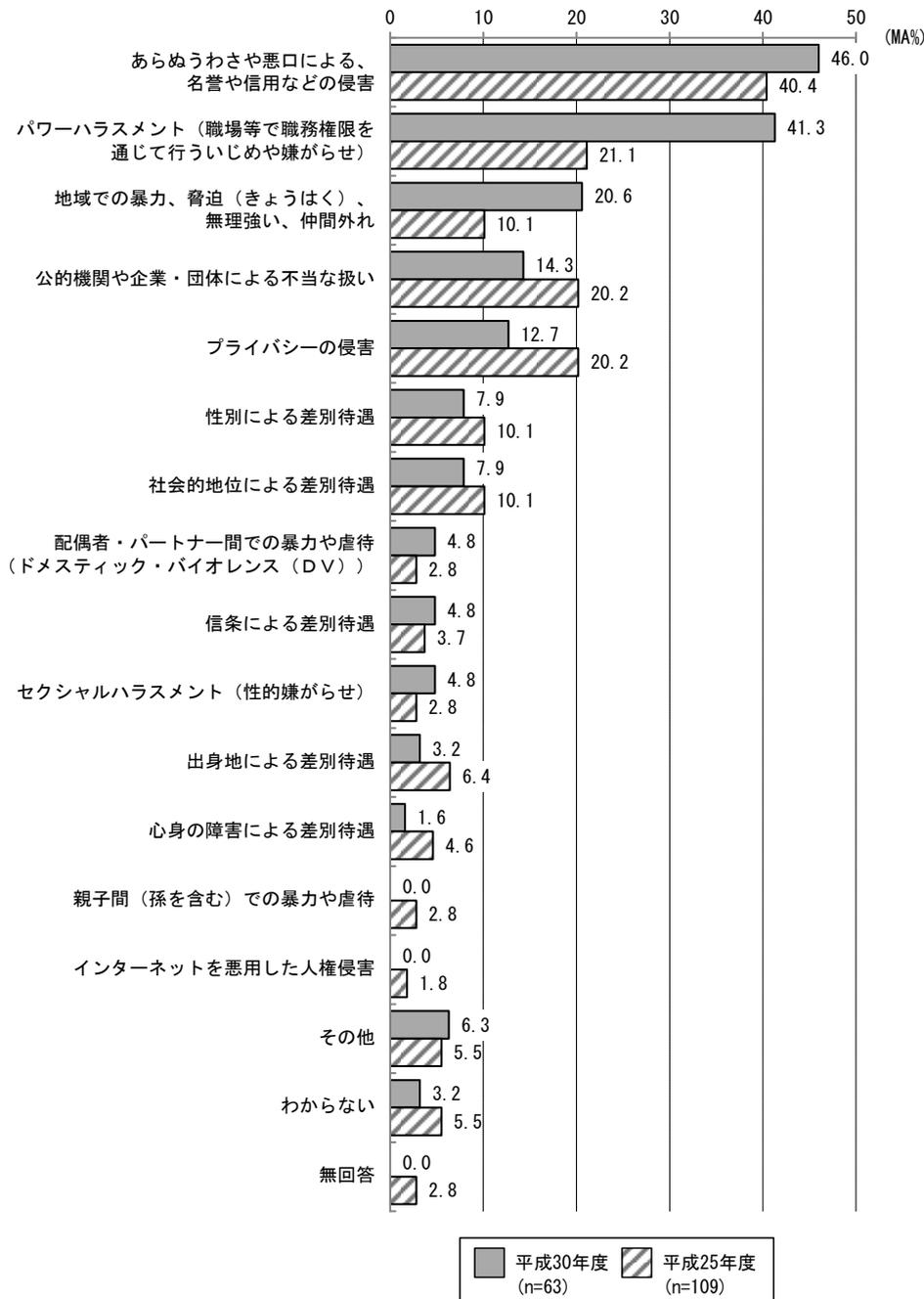


人権に関する研修会等の参加有無別でみると、「ある」は参加したことがある (15.3%) が、参加したことがない (14.0%) より1.3ポイント高くなっている。「ない」は参加したことがある (67.0%) が、参加したことがない (71.6%) より4.6ポイント低くなっている。(図表3-1-3)

(2) 人権侵害された経験の内容

問6-1 それは、どのような人権侵害でしたか。あてはまる番号をすべて選んで○をつけてください。

【図表3-2 人権侵害された経験の内容】

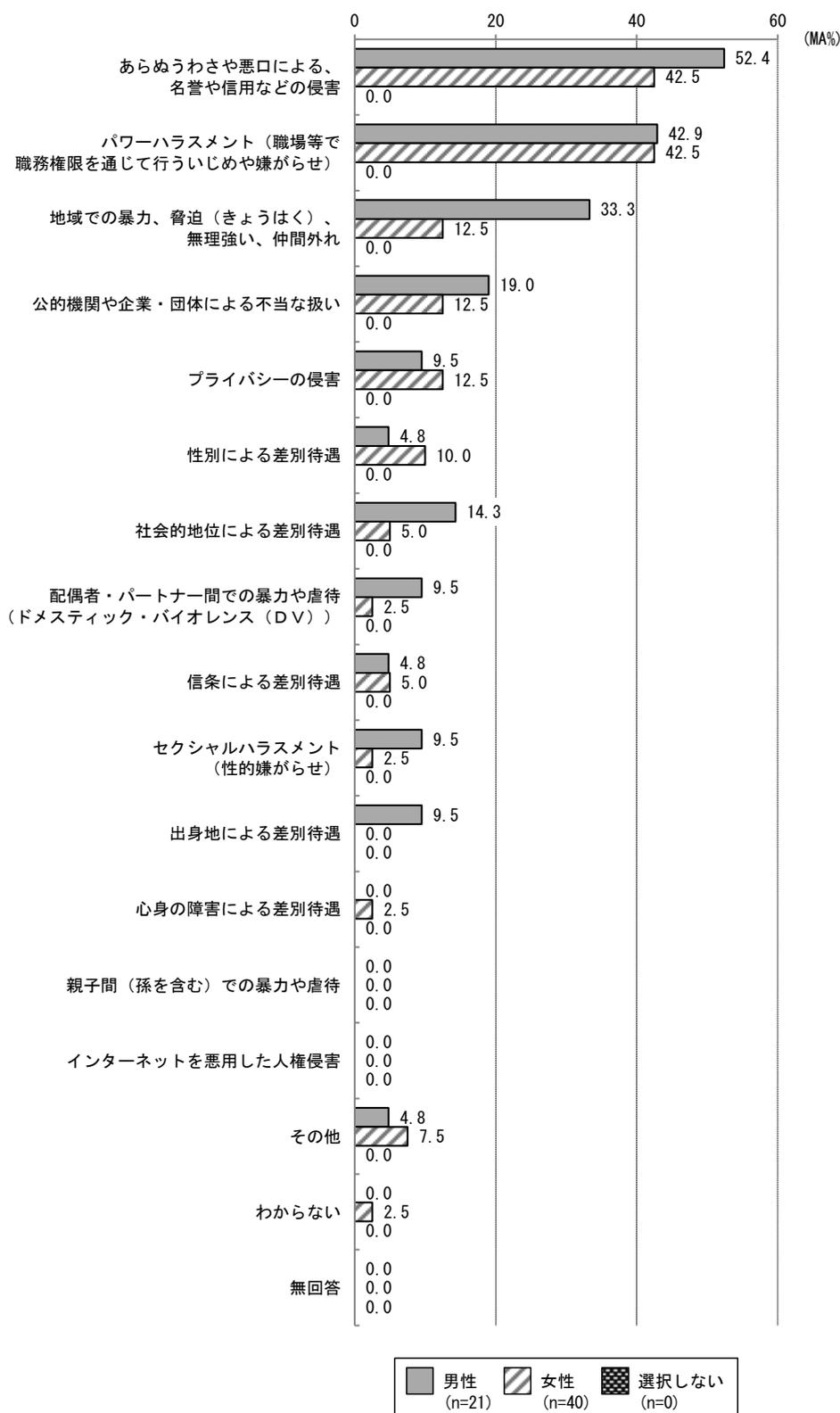


※平成25年度は選択肢「その他による差別待遇」を除外して算出している。
 ※平成30年度の選択肢「配偶者・パートナー間での暴力や虐待（ドメスティック・バイオレンス（DV）」、「親子間（孫を含む）での暴力や虐待」は平成25年度の選択肢「家庭での暴力や虐待」と同じ数値と比較している。

「あらぬうわさや悪口による、名誉や信用などの侵害」が平成30年度では46.0%と最も高く、平成25年度（40.4%）より5.6ポイント増加している。次いで「パワーハラスメント（職場等で職務権限を通じて行ういじめや嫌がらせ）」が平成30年度では41.3%で平成25年度（21.1%）より20.2ポイント増加している。（図表3-2）

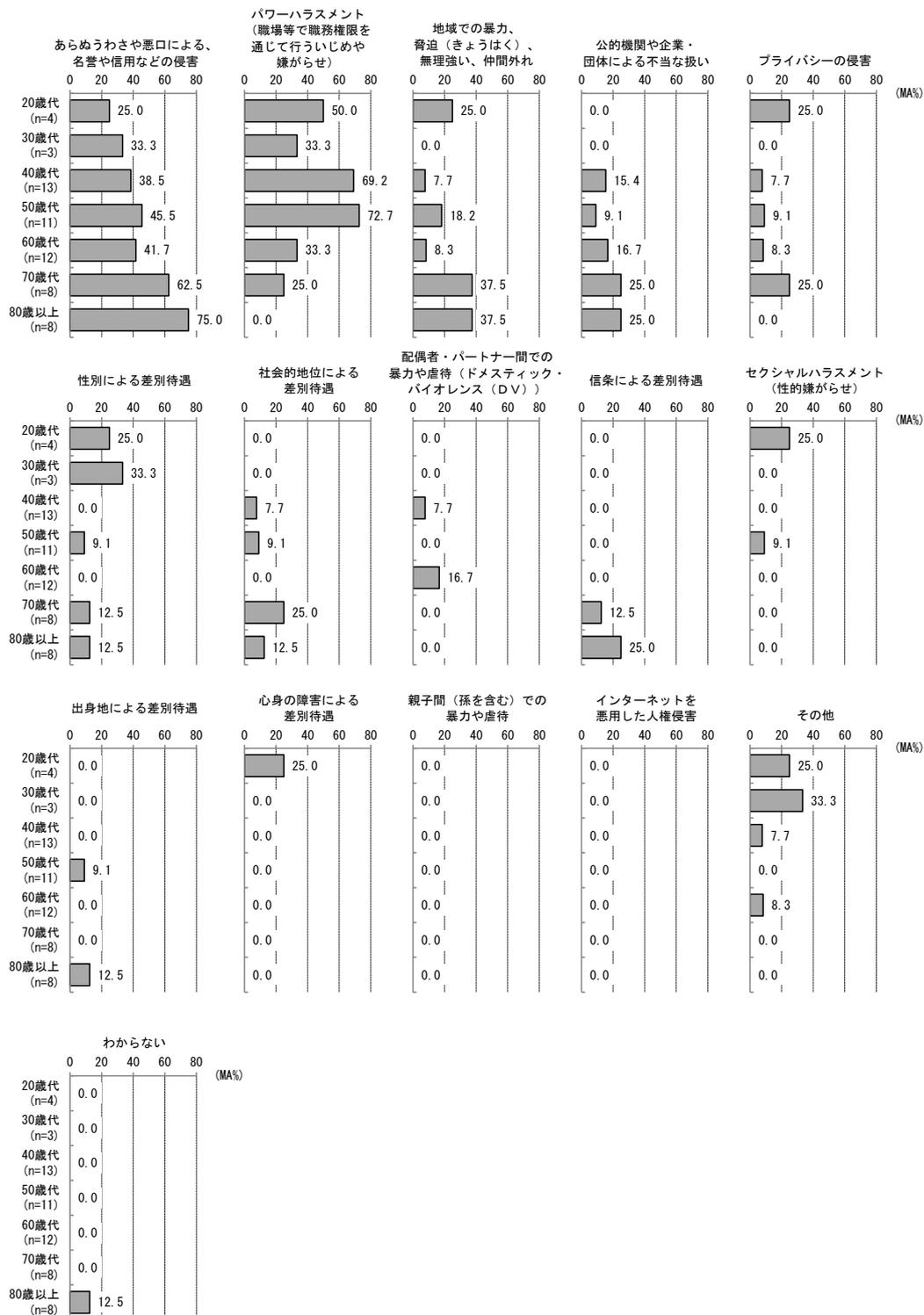
Ⅲ 調査結果 ～ 2. 人権侵害について

【図表3-2-1 性別 人権侵害された経験の内容】



性別でみると、男性では「あらぬうわさや悪口による、名誉や信用などの侵害」が52.4%と最も高く、女性では「あらぬうわさや悪口による、名誉や信用などの侵害」、「パワーハラスメント（職場等で職務権限を通じて行ういじめや嫌がらせ）」が42.5%と最も高くなっている。（図表3-2-1）

【図表3-2-2 年齢別 人権侵害された経験の内容】

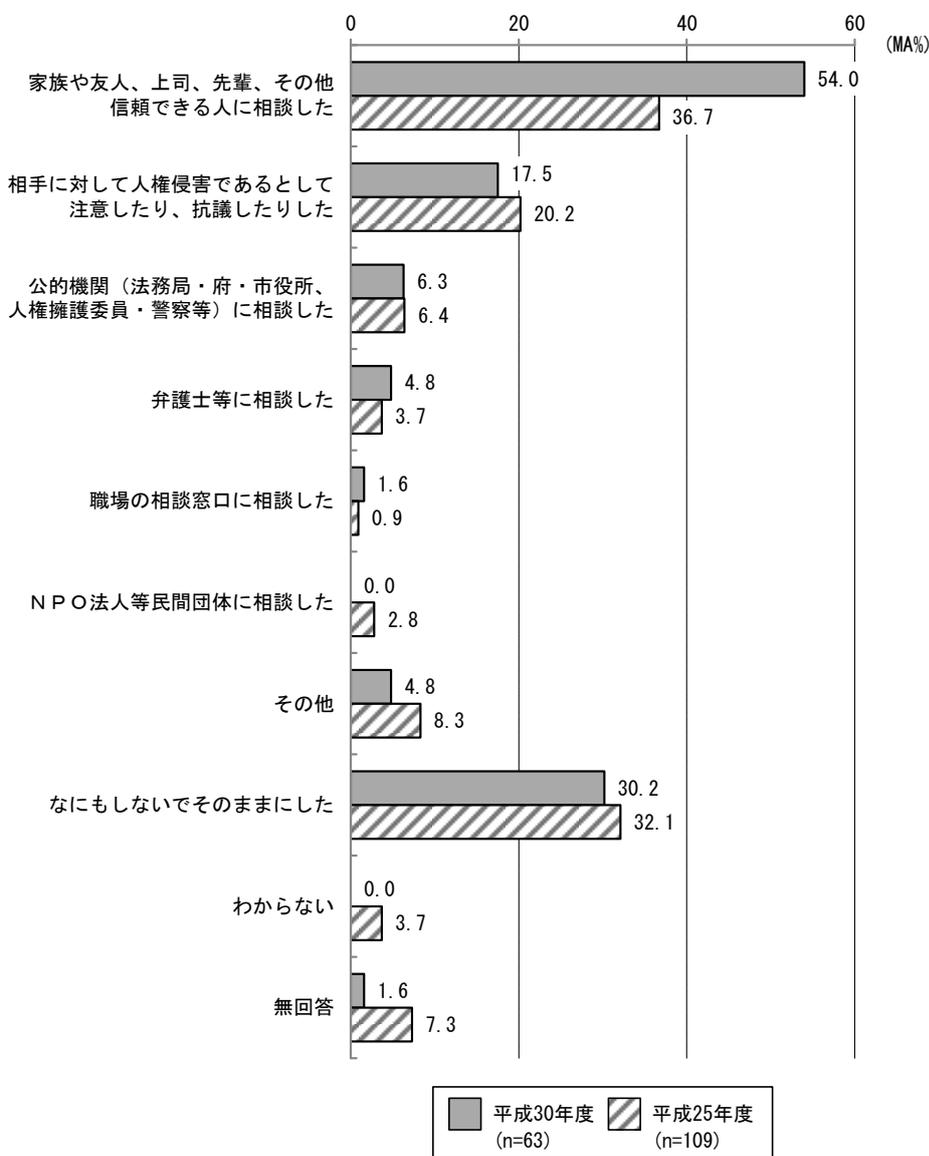


年齢別でみると、20歳代、40歳代、50歳代では「パワーハラスメント（職場等で職務権限を通じて行ういじめや嫌がらせ）」がそれぞれ50.0%、69.2%、72.7%と最も高く、30歳代では「あらぬうわさや悪口による、名誉や信用などの侵害」、「パワーハラスメント（職場等で職務権限を通じて行ういじめや嫌がらせ）」、「性別による差別待遇」、「その他」が33.3%と最も高く、60歳代、70歳代、80歳以上では「あらぬうわさや悪口による、名誉や信用などの侵害」がそれぞれ41.7%、62.5%、75.0%と最も高くなっている。（図表3-2-2）

(3) 人権侵害を受けたときの対応

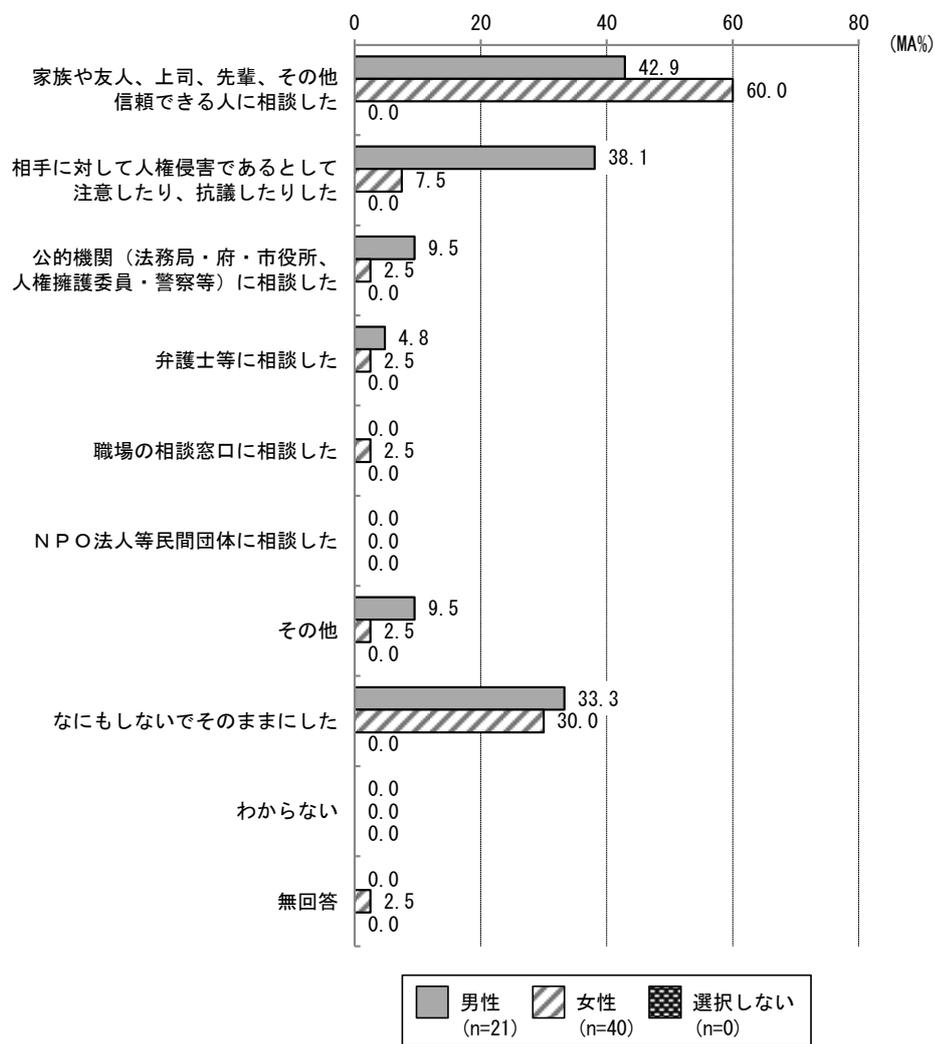
問6-2 人権侵害を受けたと感じたとき、あなたはどのように対応されましたか。
あてはまる番号をすべて選んで○をつけてください。

【図表3-3 人権侵害を受けたときの対応】



「家族や友人、上司、先輩、その他信頼できる人に相談した」が平成30年度では54.0%と最も高く、平成25年度（36.7%）より17.3ポイント増加している。次いで、「なにもしないでそのままにした」が平成30年度では30.2%で、平成25年度（32.1%）より1.9ポイント低くなっている。（図表3-3）

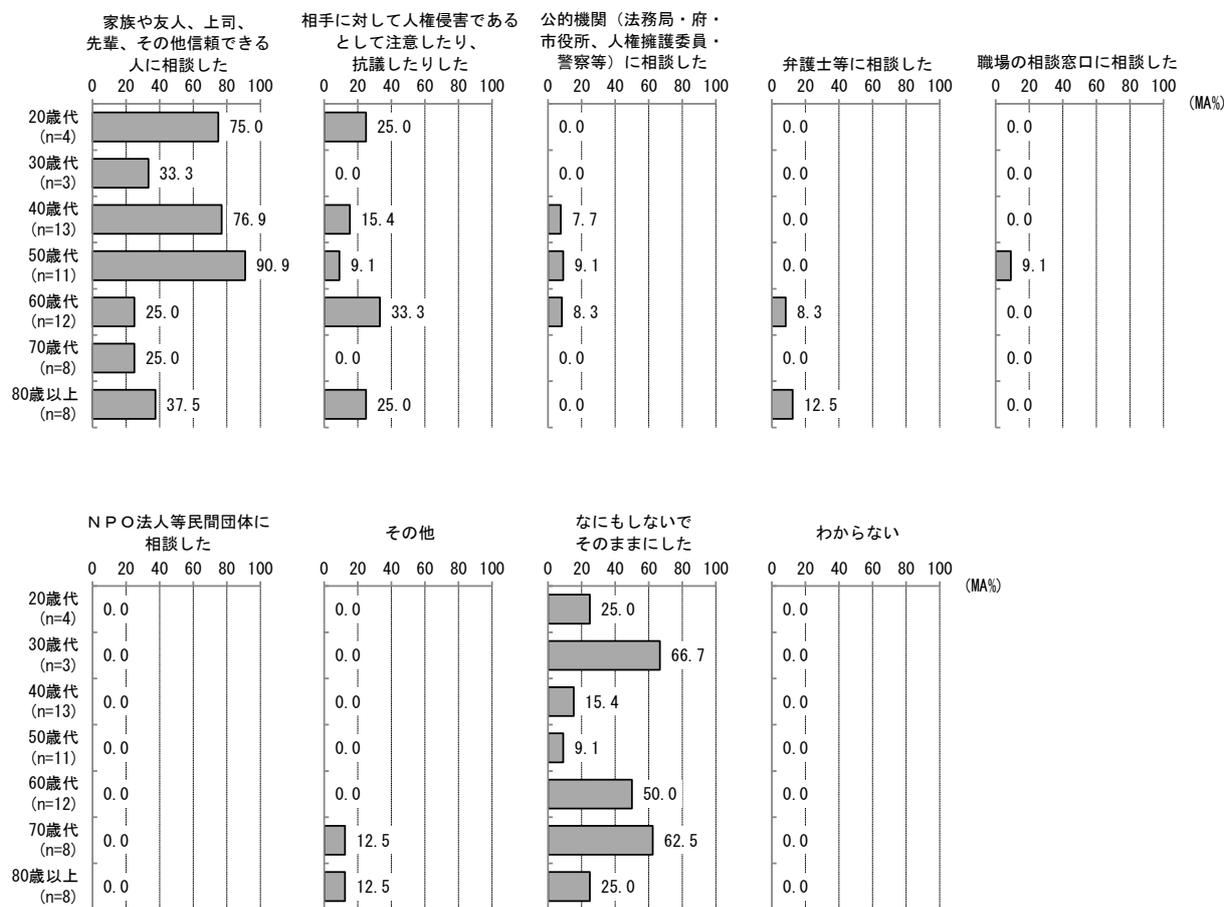
【図表3-3-1 性別 人権侵害を受けたときの対応】



性別でみると、「家族や友人、上司、先輩、その他信頼できる人に相談した」は男性が42.9%で女性60.0%より17.1ポイント低くなっている。「相手に対して人権侵害であるとして注意したり、抗議したりした」は男性が38.1%で女性7.5%より30.6ポイント高くなっている。(図表3-3-1)

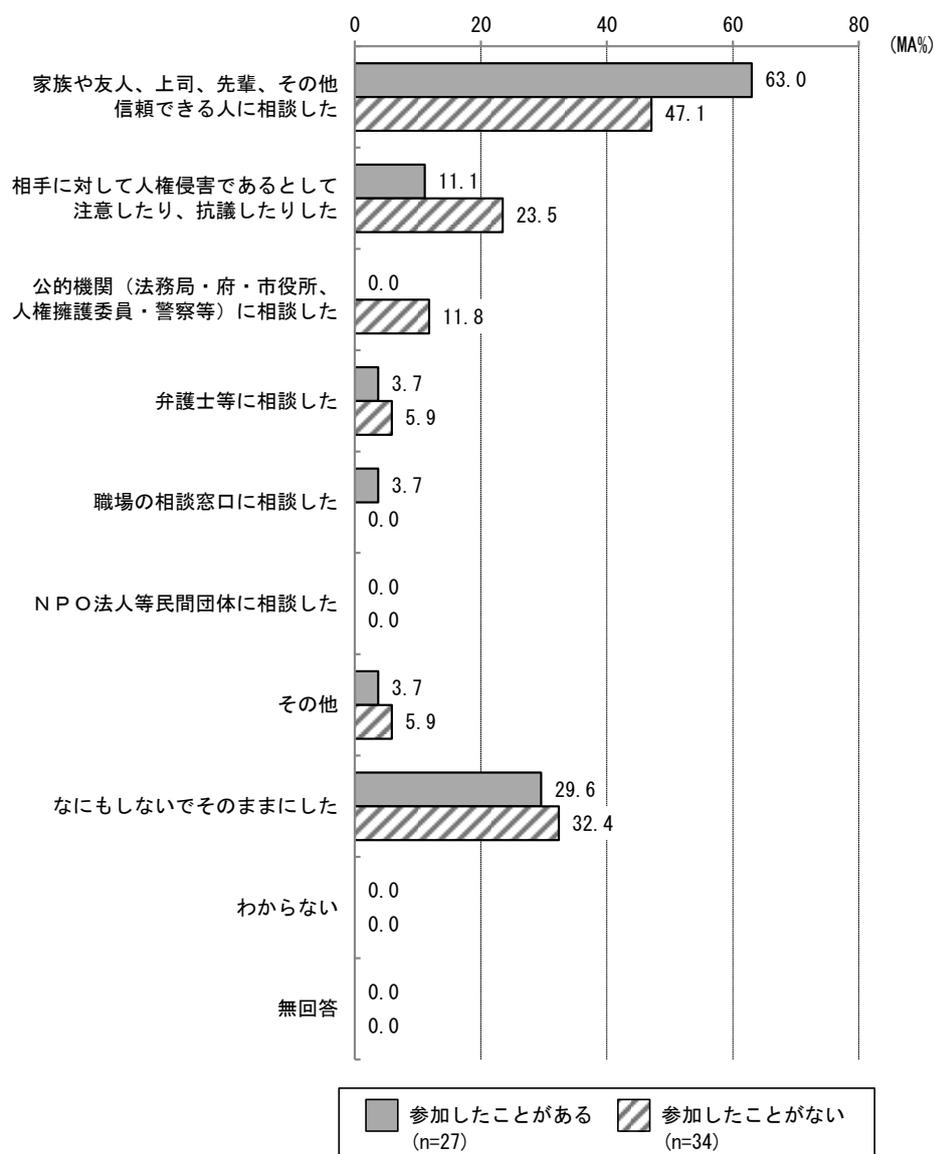
Ⅲ 調査結果 ～2. 人権侵害について

【図表3-3-2 年齢別 人権侵害を受けたときの対応】



年齢別で見ると、20歳代、40歳代、50歳代、80歳以上では「家族や友人、上司、先輩、その他信頼できる人に相談した」がそれぞれ75.0%、76.9%、90.9%、37.5%と最も高く、30歳代、60歳代、70歳代では「なにもしないでそのままにした」がそれぞれ66.7%、50.0%、62.5%と最も高くなっている。(図表3-3-2)

【図表3-3-3 人権に関する研修会等の参加有無別 人権侵害を受けたときの対応】

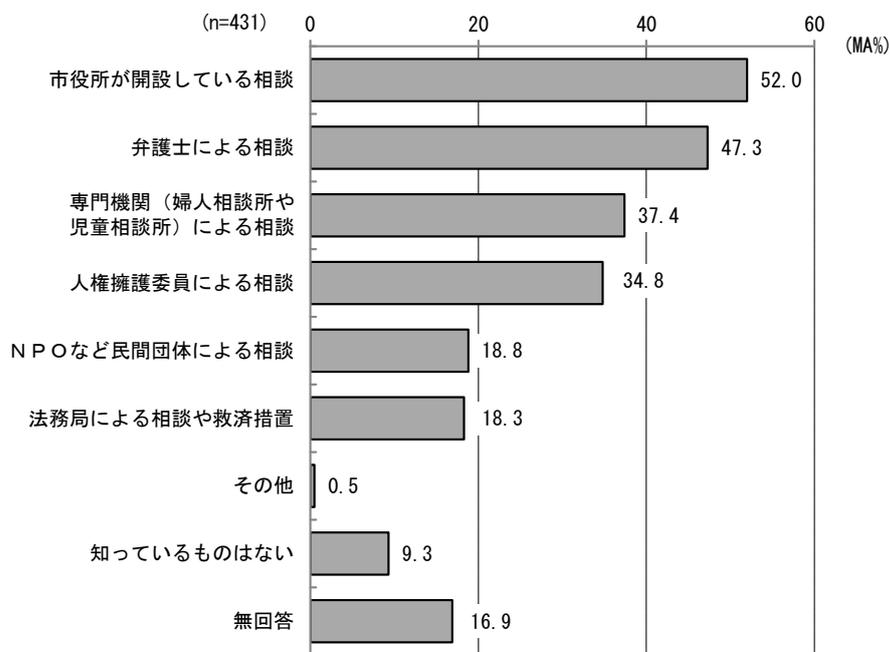


人権に関する研修会等の参加有無別でみると、「家族や友人、上司、先輩、その他信頼できる人に相談した」が参加したことがあるでは63.0%、参加したことがないでは47.1%と最も高くなっている。(図表3-3-3)

(4) 人権を守るための制度の認知度

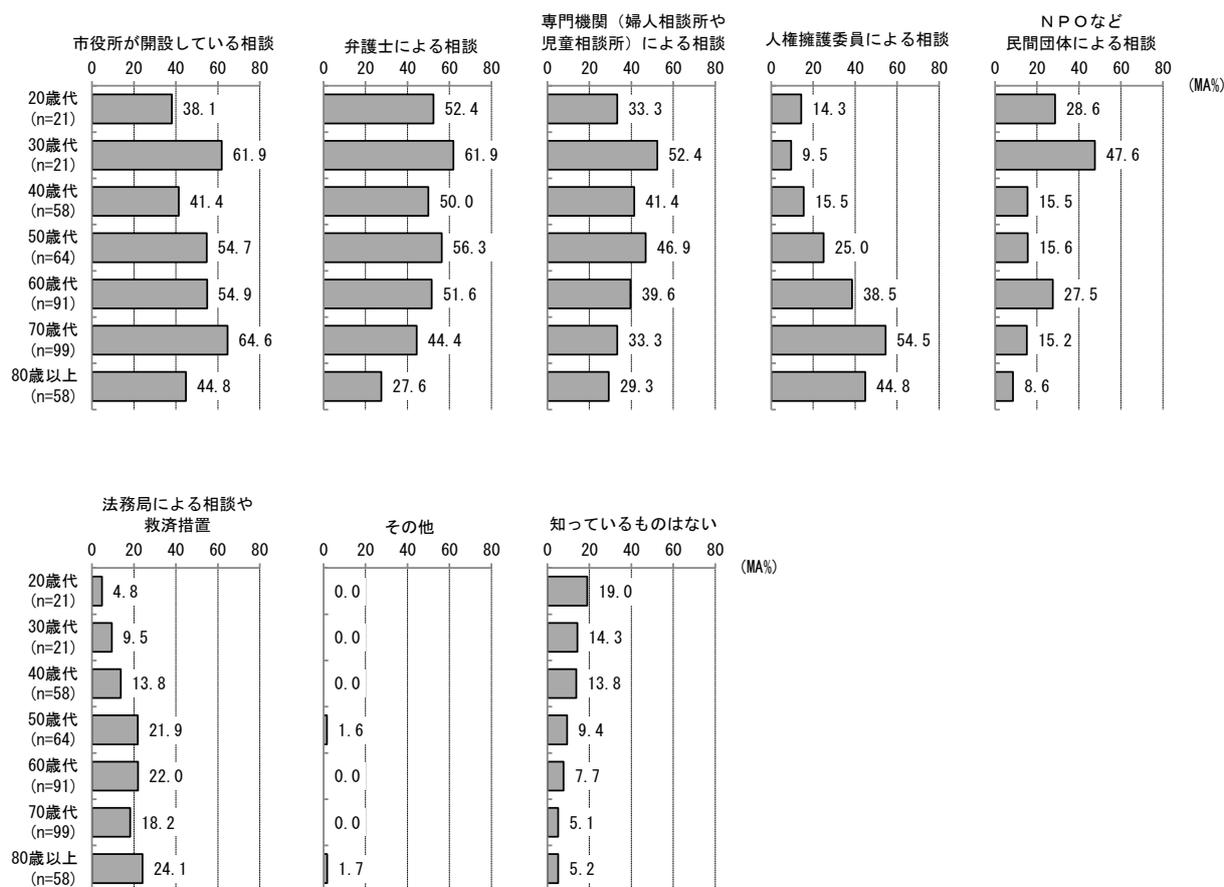
問7 人権を守るための制度について、あなたが知っているものをすべて選んで○をつけてください。

【図表3-4 人権を守るための制度の認知度】



「市役所が開設している相談」が52.0%と最も高く、次いで、「弁護士による相談」が47.3%、「専門機関（婦人相談所や児童相談所）による相談」が37.4%、「人権擁護委員による相談」が34.8%、「NPOなど民間団体による相談」が18.8%となっている。（図表3-4）

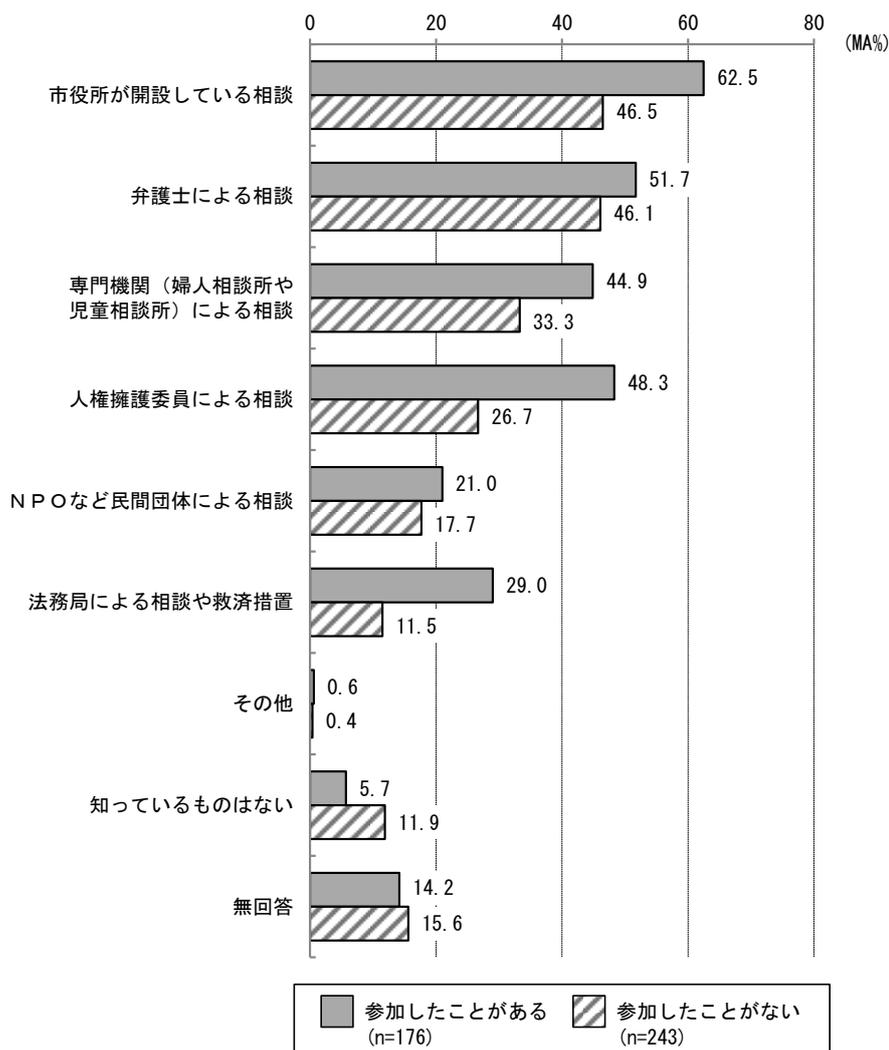
【図表3-4-1 年齢別 人権を守るための制度の認知度】



年齢別で見ると、20歳代、40歳代、50歳代では「弁護士による相談」がそれぞれ52.4%、50.0%、56.3%と最も高く、30歳代では「市役所が開設している相談」と「弁護士による相談」が61.9%と最も高く、60歳代、70歳代では「市役所が開設している相談」がそれぞれ54.9%、64.6%と最も高く、80歳以上では「市役所が開設している相談」と「人権擁護委員による相談」が44.8%と最も高くなっている。（図表3-4-1）

Ⅲ 調査結果 ～2. 人権侵害について

【図表3-4-2 人権に関する研修会等の参加有無別 人権を守るための制度の認知度】



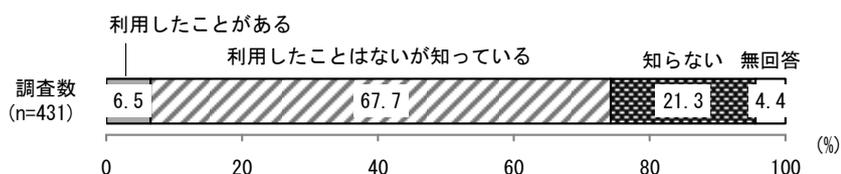
人権に関する研修会等の参加有無別でみると、「市役所が開設している相談」が参加したことがあるでは62.5%、参加したことがないでは46.5%と最も高くなっている。（図表3-4-2）

(5) 人権に関する相談窓口の認知度

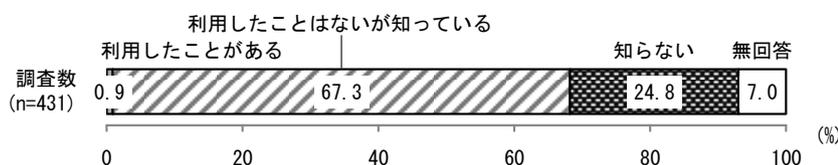
問8 綾部市では人権等に関する相談として、各種の相談窓口を開設しています。
次の相談窓口について、あてはまる番号を1つずつ選んで○をつけてください。

【図表3-5 人権に関する相談窓口の認知度】

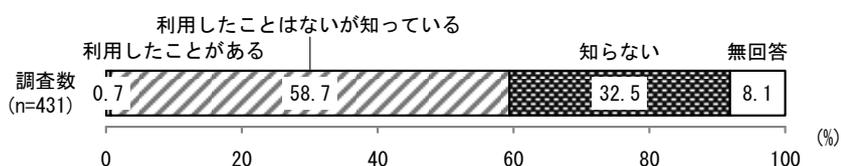
ア 無料法律相談



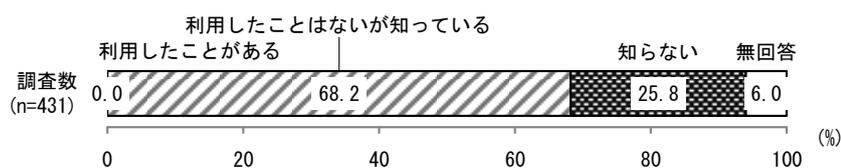
イ 行政相談



ウ 女性相談



エ 人権相談

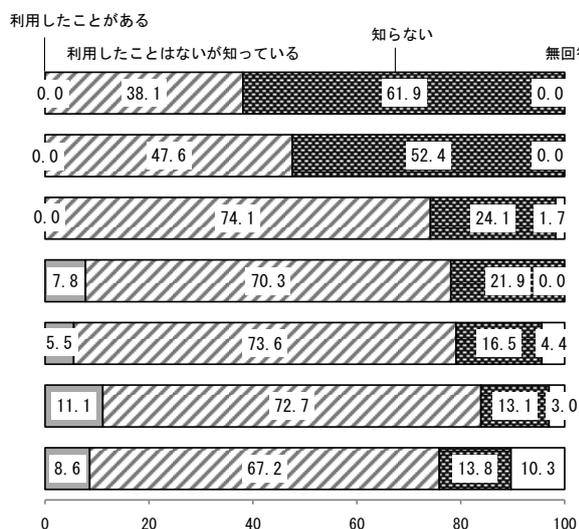


『ア 無料法律相談』、『イ 行政相談』、『ウ 女性相談』、『エ 人権相談』では「利用したことはないが知っている」が最も高くなっている。(図表3-5)

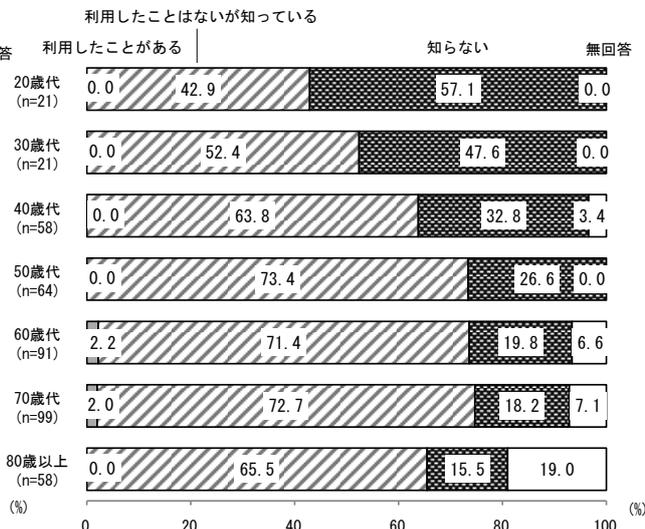
Ⅲ 調査結果 ～2. 人権侵害について

【図表3-5-1 年齢別 人権に関する相談窓口の認知度】

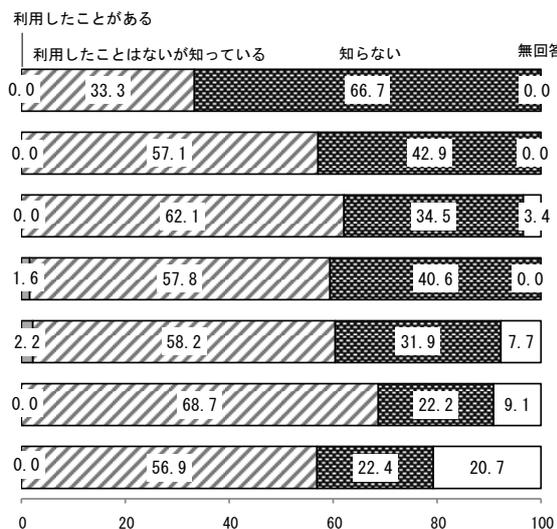
ア 無料法律相談



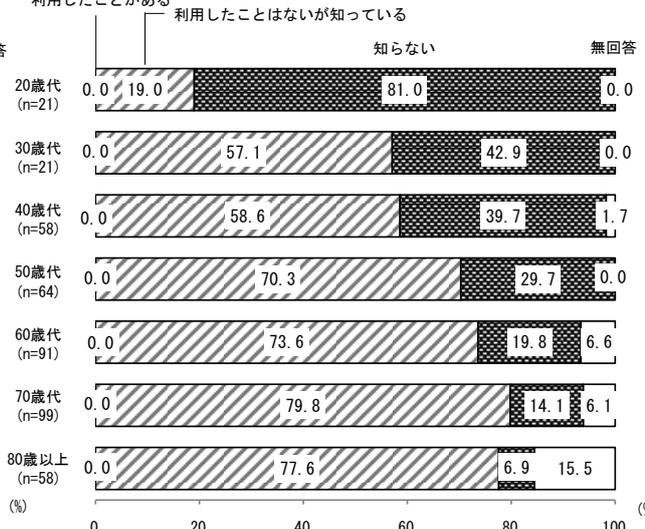
イ 行政相談



ウ 女性相談



エ 人権相談

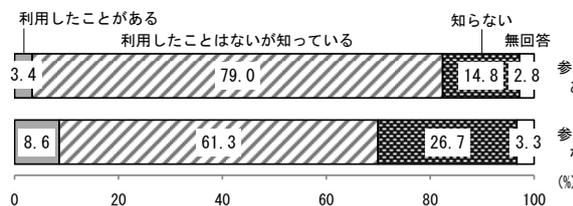


年齢別でみると、「利用したことはないが知っている」は、『ア 無料法律相談』では40歳代、『イ 行政相談』では50歳代、『ウ 女性相談』、『エ 人権相談』では70歳代が最も高くなっている。

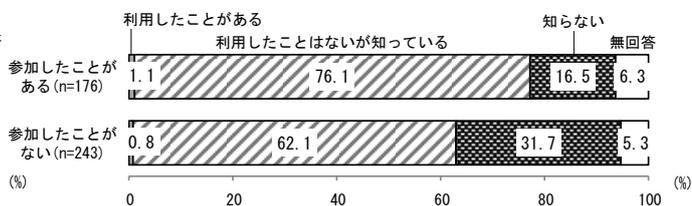
「知らない」は、いずれの項目も20歳代が最も高くなっている。(図表3-5-1)

【図表3-5-2 人権に関する研修会等の参加有無別 人権に関する相談窓口の認知度】

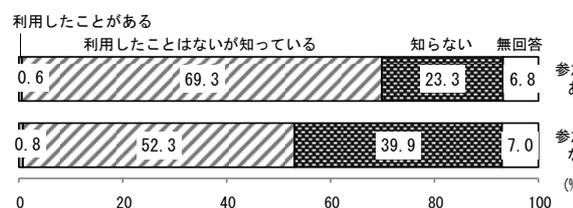
ア 無料法律相談



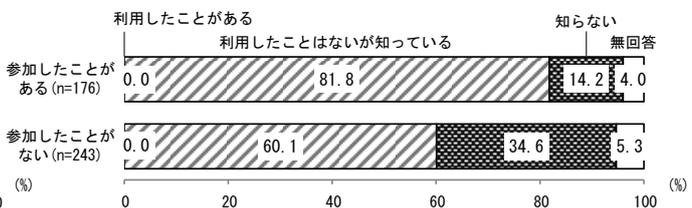
イ 行政相談



ウ 女性相談



エ 人権相談

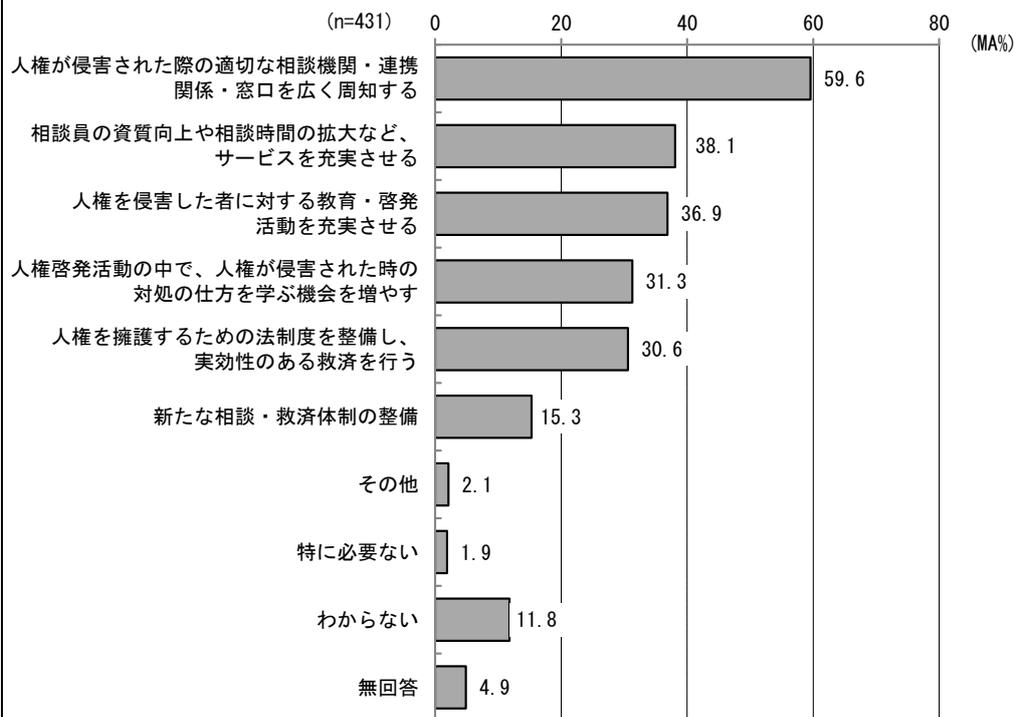


人権に関する研修会等の参加有無別でみると、「利用したことはないが知っている」は、『ア 無料法律相談』、『イ 行政相談』、『ウ 女性相談』、『エ 人権相談』では参加したことがあるほうが高くなっている。(図表3-5-2)

(6) 人権に関する相談や救済について必要なこと

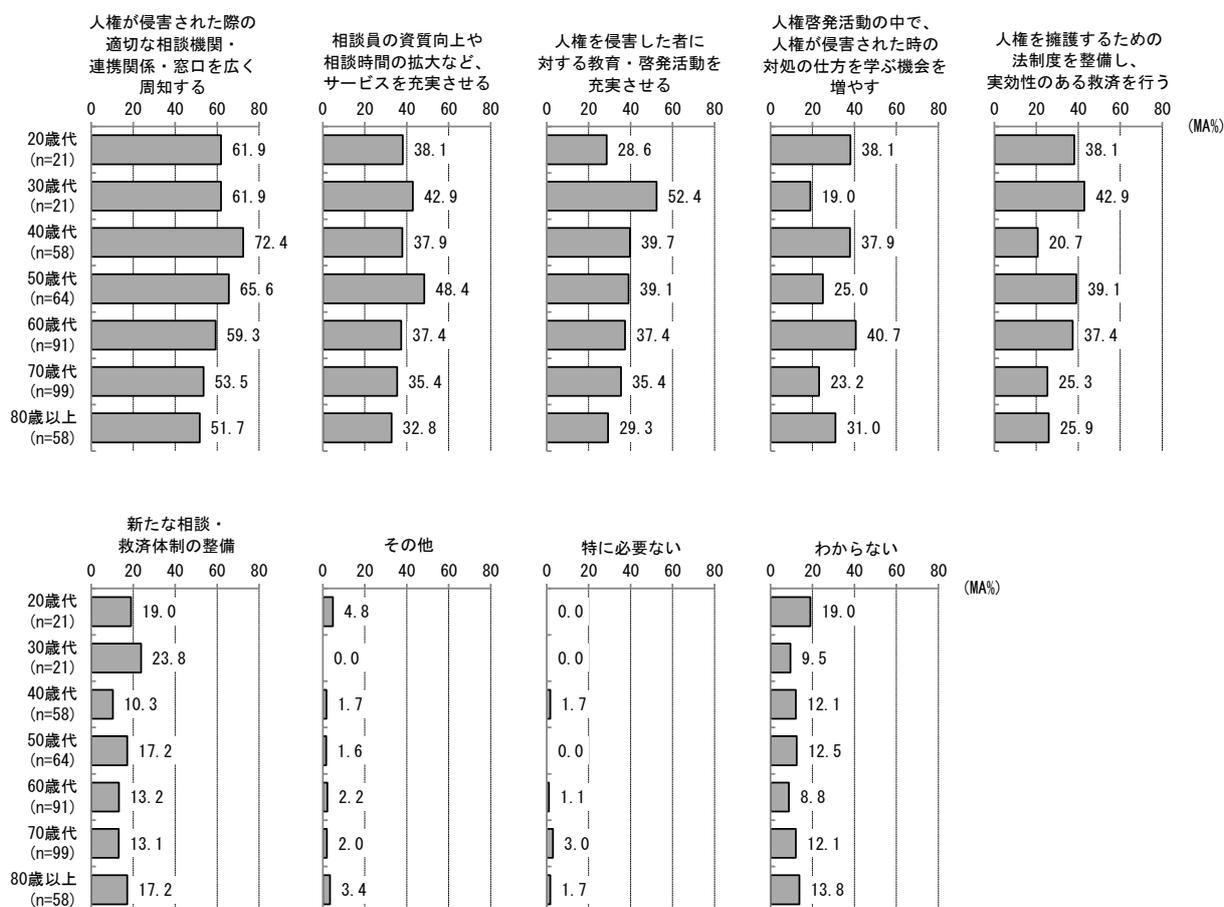
問9 人権侵害に関する相談や救済について、特に必要なことはどのようなことだと思いますか。あてはまる番号をすべて選んで○をつけてください。

【図表3-6 人権侵害に関する相談や救済について必要なこと】



「人権が侵害された際の適切な相談機関・連携関係・窓口を広く周知する」が59.6%と最も高く、次いで、「相談員の資質向上や相談時間の拡大など、サービスを充実させる」が38.1%、「人権を侵害した者に対する教育・啓発活動を充実させる」が36.9%、「人権啓発活動の中で、人権が侵害された時の対処の仕方を学ぶ機会を増やす」が31.3%、「人権を擁護するための法制度を整備し、実効性のある救済を行う」が30.6%となっている。(図表3-6)

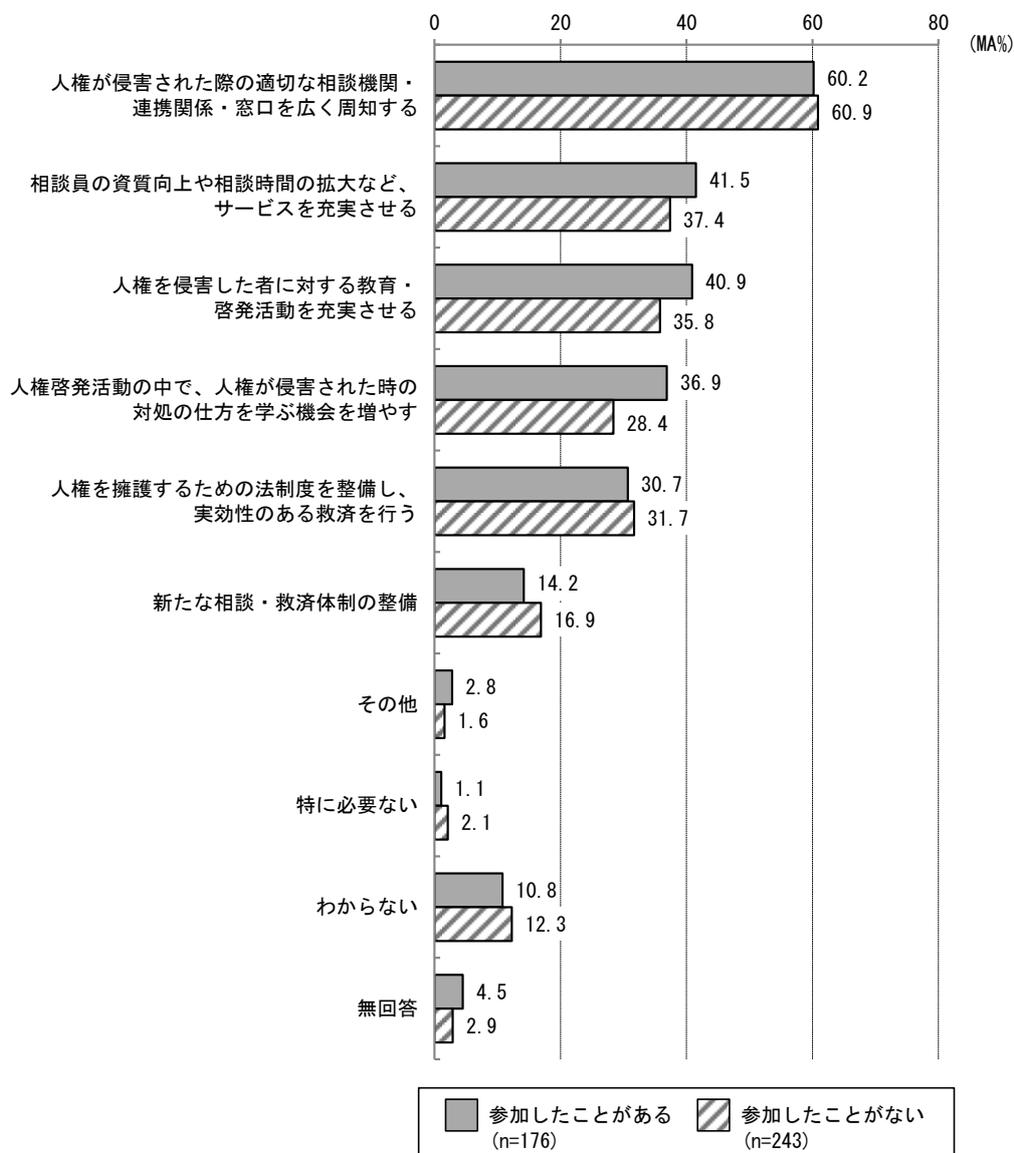
【図表3-6-1 年齢別 人権侵害に関する相談や救済について必要なこと】



年齢別で見ると、いずれの項目も「人権が侵害された際の適切な相談機関・連携関係・窓口を広く周知する」が最も高く、20歳代、30歳代では61.9%、40歳代では72.4%、50歳代では65.6%、60歳代では59.3%、70歳代では53.5%、80歳以上では51.7%となっている。(図表3-6-1)

Ⅲ 調査結果 ～ 2. 人権侵害について

【図表3-6-2 人権に関する研修会等の参加有無別 人権侵害に関する相談や救済について必要なこと】



人権に関する研修会等の参加有無別にみると、「人権が侵害された際の適切な相談機関・連携関係・窓口を広く周知する」が参加したことがあるでは60.2%、参加したことがないでは60.9%と最も高くなっている。(図表3-6-2)

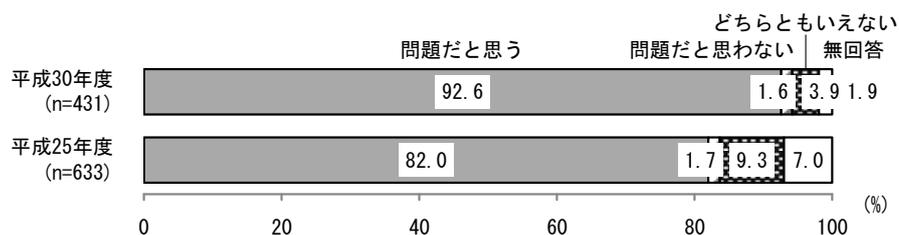
3. 人権侵害などに関する考え方や認識について

(1) 差別に関する考え方

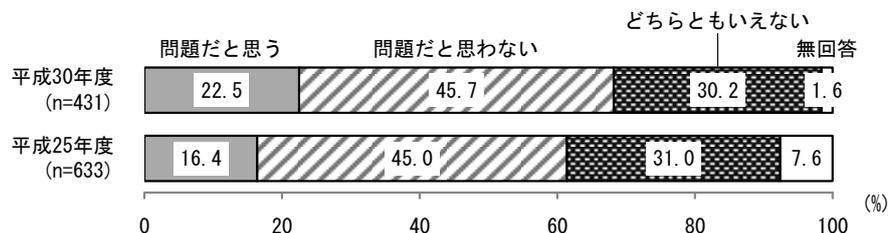
問10 あなたは、次にあげた事項についてどう思いますか。次のア～オの事項ごとに、あなたのお考えにもっとも近い番号を1つずつ選んで○をつけてください。

【図表4-1 差別に関する考え方】

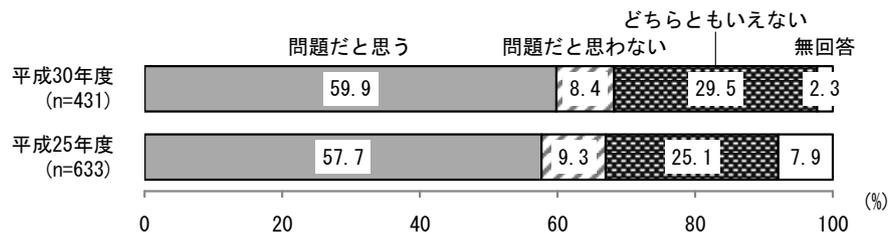
ア 就職試験で母子家庭・父子家庭であることを理由に不採用とされた



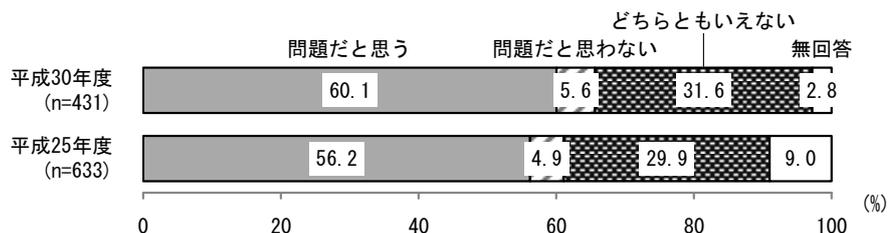
イ 夫は、妻が育児や家事に支障がないのなら働いてもいいと言った



ウ 校区内に同和地区があるので住宅購入を取りやめた

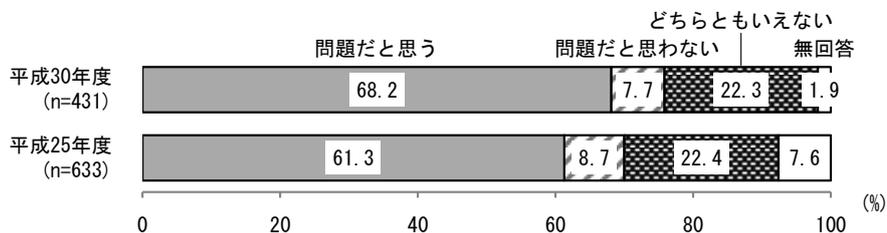


エ 外国人であることを理由に、賃貸マンションへの入居を断られた



【図表4-1 差別に関する考え方】

オ 自宅の近くに高齢者のグループホームが建設されると聞き、反対した



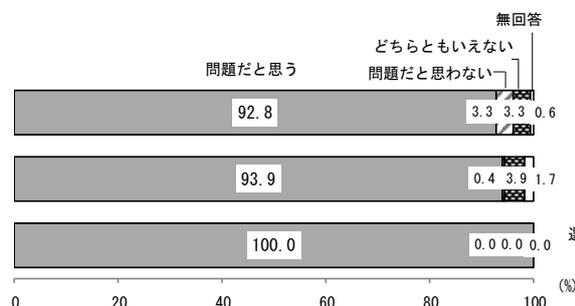
※平成25年度の選択肢「いちがいに言えない」は平成30年度の選択肢「どちらともいえない」として算出している。

「問題だと思う」は、『ア 就職試験で母子家庭・父子家庭であることを理由に不採用とされた』は、平成30年度では92.6%と最も高く、平成25年度（82.0%）より10.6ポイント高くなっている。次いで、『オ 自宅の近くに高齢者のグループホームが建設されると聞き、反対した』は平成30年度では68.2%で、平成25年度（61.3%）より6.9ポイント高くなっている。

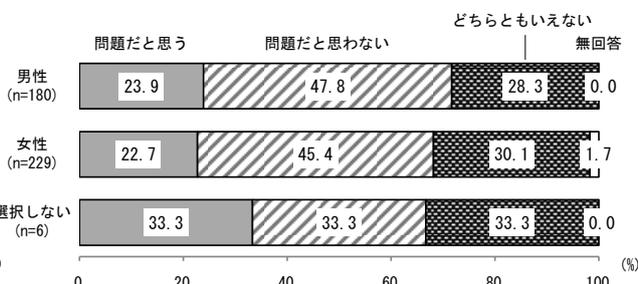
「問題だと思わない」は、『イ 夫は、妻が育児や家事に支障がないのなら働いてもいいと言った』は、平成30年度が45.7%と最も高く、平成25年度（45.0%）より0.7%高くなっている。
（図表4-1）

【図表4-1-1 性別 差別に関する考え方】

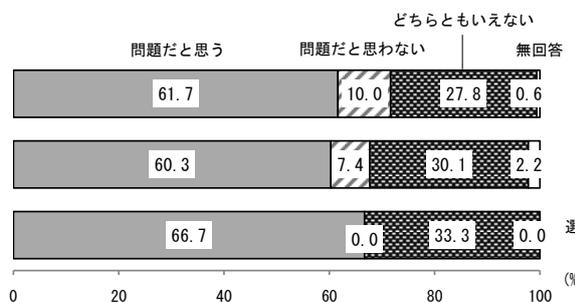
ア 就職試験で母子家庭・父子家庭であることを理由に不採用とされた



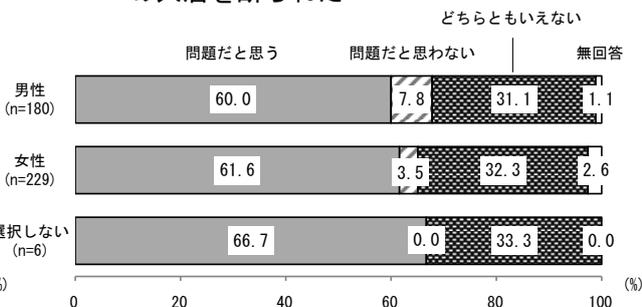
イ 夫は、妻が育児や家事に支障がないのなら働いてもいいと言った



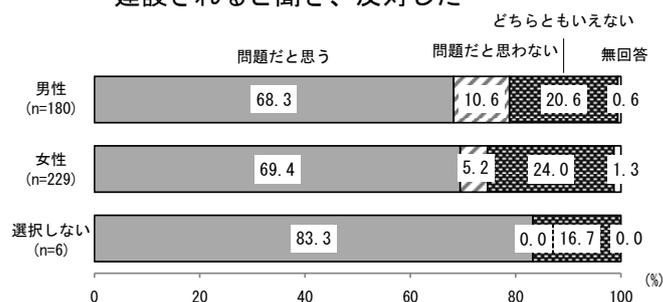
ウ 校区内に同和地区があるので住宅購入を取りやめた



エ 外国人であることを理由に、賃貸マンションへの入居を断られた



オ 自宅の近くに高齢者のグループホームが建設されると聞き、反対した



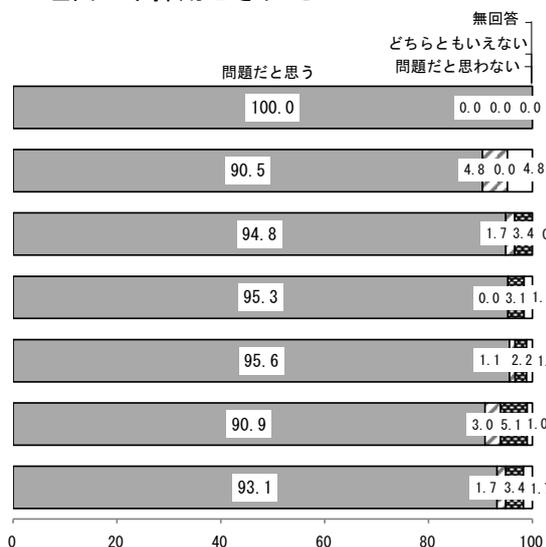
性別でみると、「問題だと思う」は、『ア 就職試験で母子家庭・父子家庭であることを理由に不採用とされた』、『ウ 校区内に同和地区があるので住宅購入を取りやめた』、『エ 外国人であることを理由に、賃貸マンションへの入居を断られた』、『オ 自宅の近くに高齢者のグループホームが建設されると聞き、反対した』では選択しないが最も高くなっている。

「問題だと思わない」は、『イ 夫は、妻が育児や家事に支障がないのなら働いてもいいと言った』では男性が最も高くなっている。(図表4-1-1)

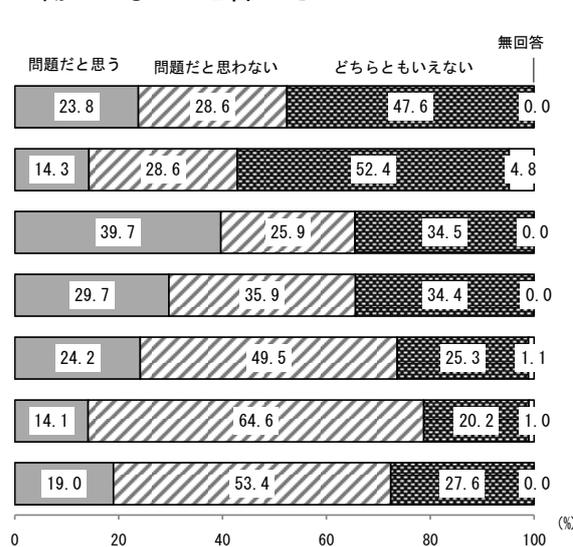
Ⅲ 調査結果 ～ 3. 人権侵害などに関する考え方や認識について

【図表4-1-2 年齢別 差別に関する考え方】

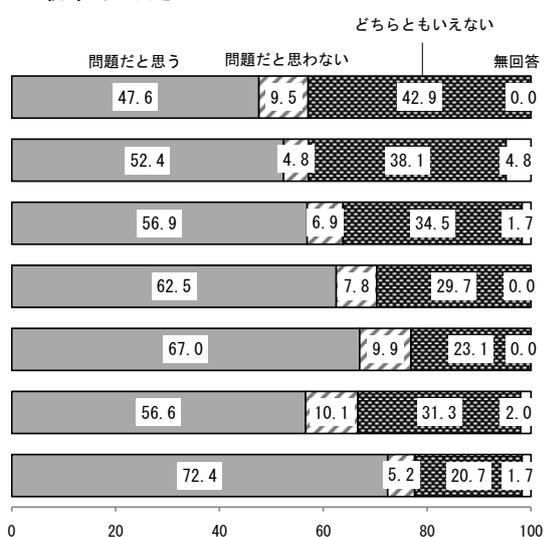
ア 就職試験で母子家庭・父子家庭であることを理由に不採用とされた



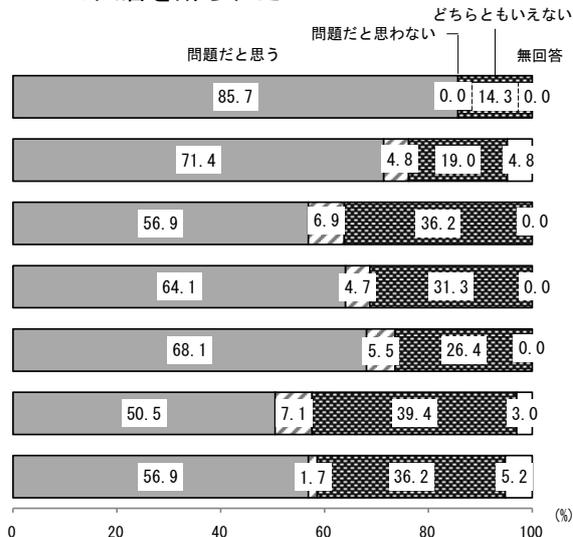
イ 夫は、妻が育児や家事に支障がないのなら働いてもいいと言った



ウ 校区内に同和地区があるので住宅購入を取りやめた

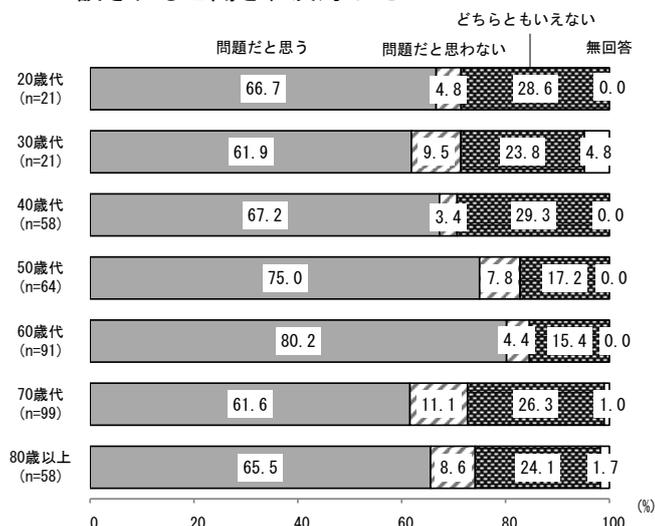


エ 外国人であることを理由に、賃貸マンションへの入居を断られた



【図表4-1-2 年齢別 差別に関する考え方】

オ 自宅の近くに高齢者のグループホームが建設されると聞き、反対した



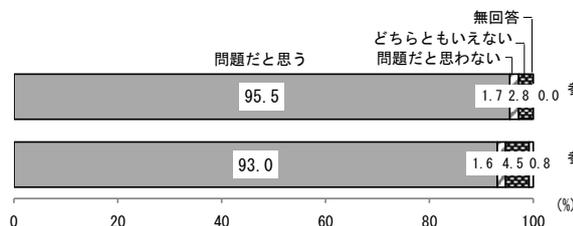
年齢別でみると、「問題だと思う」は、『ア 就職試験で母子家庭・父子家庭であることを理由に不採用とされた』、『エ 外国人であることを理由に、賃貸マンションへの入居を断られた』では20歳代、『ウ 校区内に同和地区があるので住宅購入を取りやめた』では80歳以上、『オ 自宅の近くに高齢者のグループホームが建設されると聞き、反対した』では60歳代が最も高くなっている。

「問題だと思わない」は、『イ 夫は、妻が育児や家事に支障がないのなら働いてもいいと言った』では70歳代が最も高くなっている。(図表4-1-2)

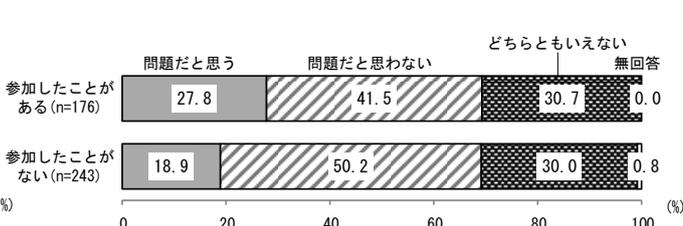
Ⅲ 調査結果 ～ 3. 人権侵害などに関する考え方や認識について

【図表4-1-3 人権に関する研修会等の参加有無別 差別に関する考え方】

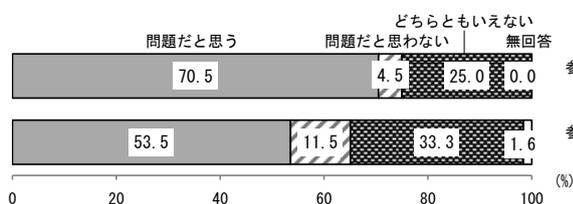
ア 就職試験で母子家庭・父子家庭であることを理由に不採用とされた



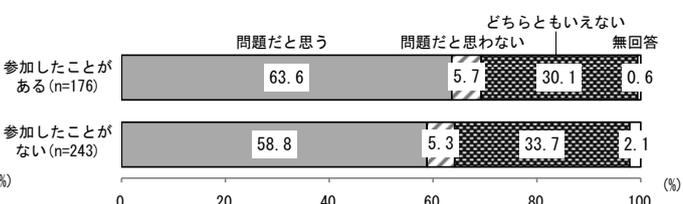
イ 夫は、妻が育児や家事に支障がないのなら働いてもいいと言った



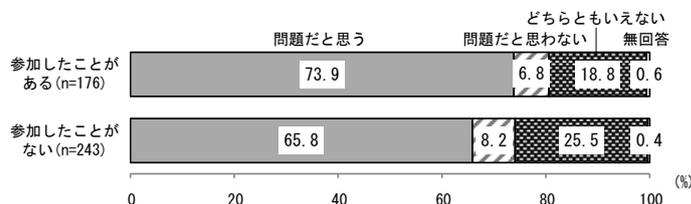
ウ 校区内に同和地区があるので住宅購入を取りやめた



エ 外国人であることを理由に、賃貸マンションへの入居を断られた



オ 自宅の近くに高齢者のグループホームが建設されると聞き、反対した



人権に関する研修会等の参加有無別でみると、「問題だと思う」は、『ア 就職試験で母子家庭・父子家庭であることを理由に不採用とされた』、『ウ 校区内に同和地区があるので住宅購入を取りやめた』、『エ 外国人であることを理由に、賃貸マンションへの入居を断られた』、『オ 自宅の近くに高齢者のグループホームが建設されると聞き、反対した』では参加したことがあるほうが高くなっている。

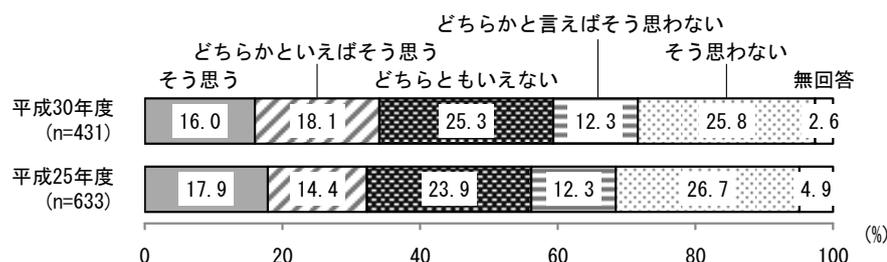
「問題だと思わない」は、『イ 夫は、妻が育児や家事に支障がないのなら働いてもいいと言った』では参加したことがないほうが高くなっている。(図表4-1-3)

(2) 身近な人権問題に関する考え方

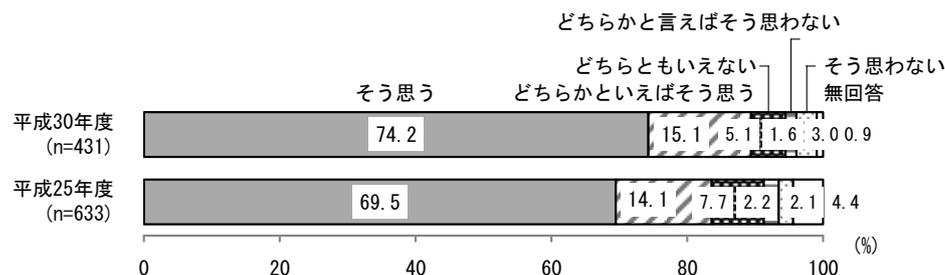
問11 人権の尊重や侵害については、人によっていろいろと考え方の違いがあります。次のア～キの事項ごとに、あなたの考えにもっとも近い番号を1つずつ選んで○をつけてください。

【図表4-2 身近な人権問題に関する考え方】

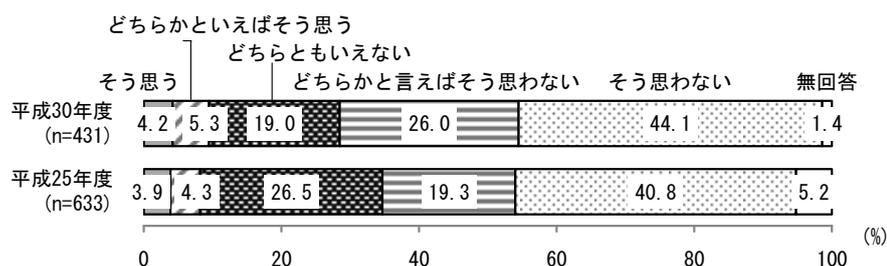
ア 同和問題は、学校や職場で積極的に学習や研修を行わなくてもよい



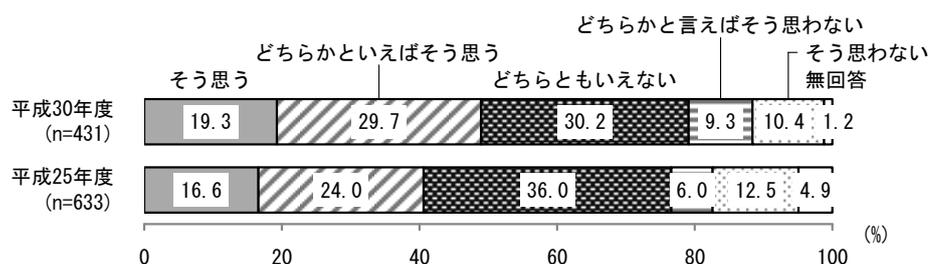
イ 親の介護は、女性の役割だと決めつけるのはよくない



ウ 子どもが参加する地域行事について、大人だけで決めてもよい

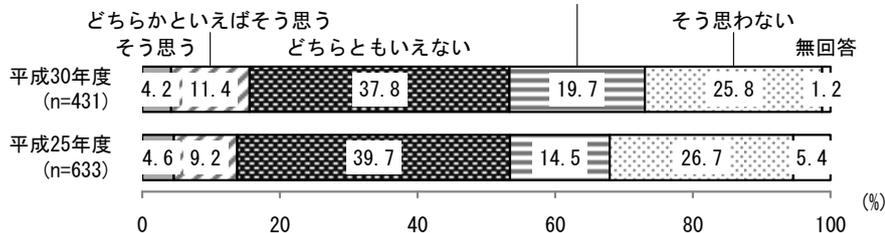


エ 認知症高齢者がいる家庭では、鍵をかけることはやむを得ない



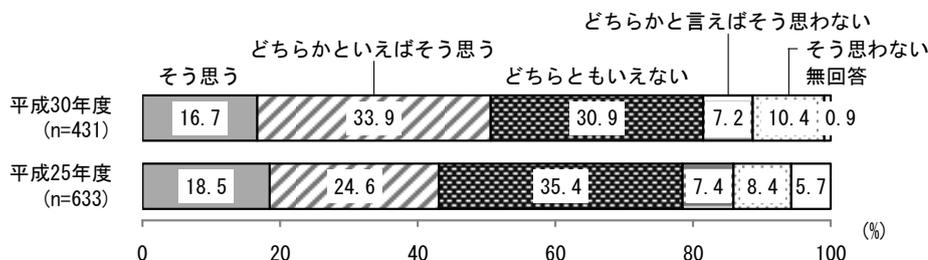
【図表4-2 身近な人権問題に関する考え方】

オ 企業は、不況時に障害のある人を雇用できなくてもやむを得ない
 どちらかと言えばそう思わない

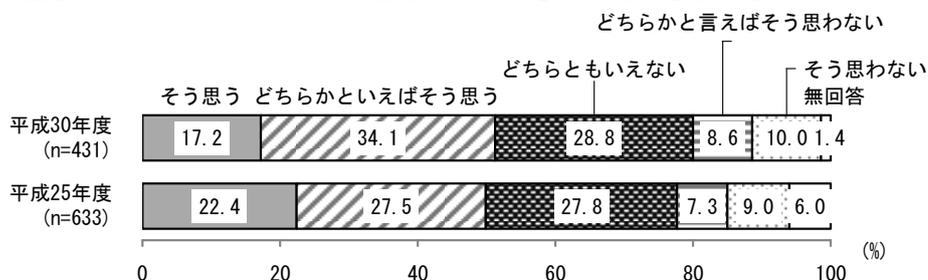


※平成25年度の選択肢「いちがいに言えない」は平成30年度の選択肢「どちらともいえない」として算出している。

カ 日本に住む外国人は、日本の文化や慣習に合わせる努力をすべきである



キ 感染症患者は、プライバシーの保護などが制限されてもやむを得ない



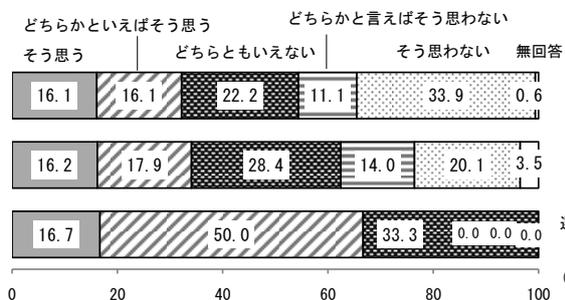
※平成25年度の選択肢「いちがいに言えない」は平成30年度の選択肢「どちらともいえない」として算出している。

“そう思う”（「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の計）は、『イ 親の介護は、女性の役割だと決めつけるのはよくない』が最も高く、平成30年度では89.3%で平成25年度（83.6%）より5.7ポイント高くなっている。次いで、『キ 感染症患者は、プライバシーの保護などが制限されてもやむを得ない』が平成30年度では51.3%で平成25年度（49.9%）より1.4ポイント高くなっている。

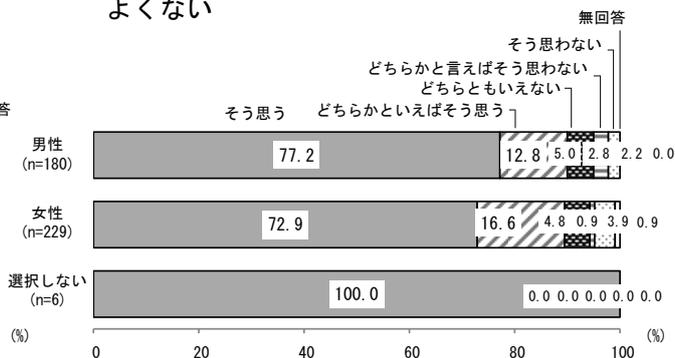
“そう思わない”（「どちらかと言えばそう思わない」「そう思わない」の計）は、『ウ 子どもが参加する地域行事について、大人だけで決めてもよい』が最も高く、平成30年度では70.1%、平成25年度（60.1%）より1.0ポイント高くなっている。次いで、『オ 企業は、不況時に障害のある人を雇用できなくてもやむを得ない』が平成30年度では45.5%で、平成25年度（41.2%）より4.3ポイント高くなっている。（図表4-2）

【図表4-2-1 性別 身近な人権問題に関する考え方】

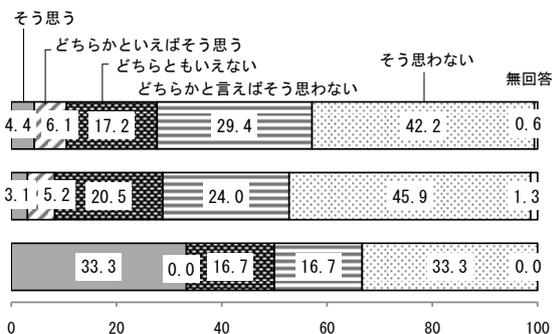
ア 同和問題は、学校や職場で積極的に学習や研修を行わなくてもよい



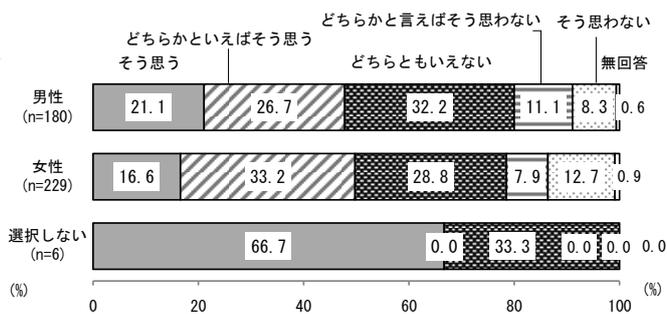
イ 親の介護は、女性の役割だと決めつけるのはよくない



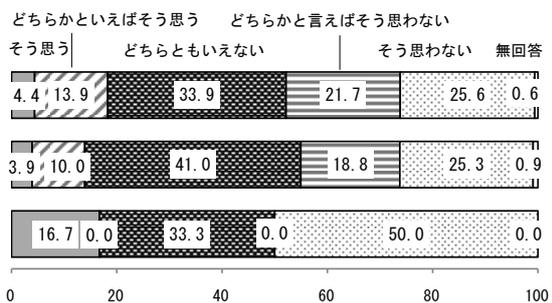
ウ 子どもが参加する地域行事について、大人だけで決めてもよい



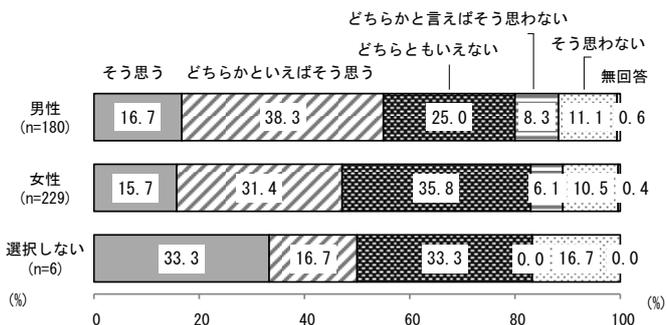
エ 認知症高齢者がいる家庭では、鍵をかけることはやむを得ない



オ 企業は、不況時に障害のある人を雇用できなくてもやむを得ない

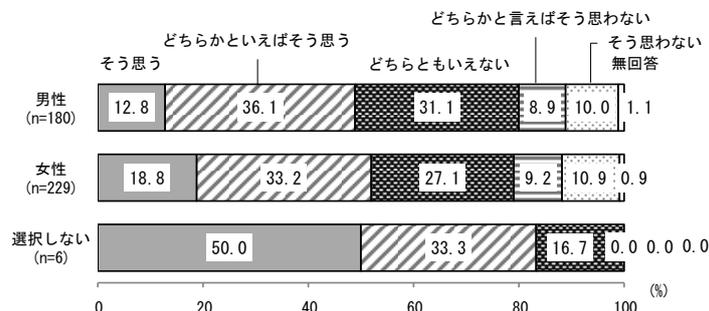


カ 日本に住む外国人は、日本の文化や慣習に合わせる努力をすべきである



【図表4-2-1 性別 身近な人権問題に関する考え方】

キ 感染症患者は、プライバシーの保護などが制限されてもやむを得ない



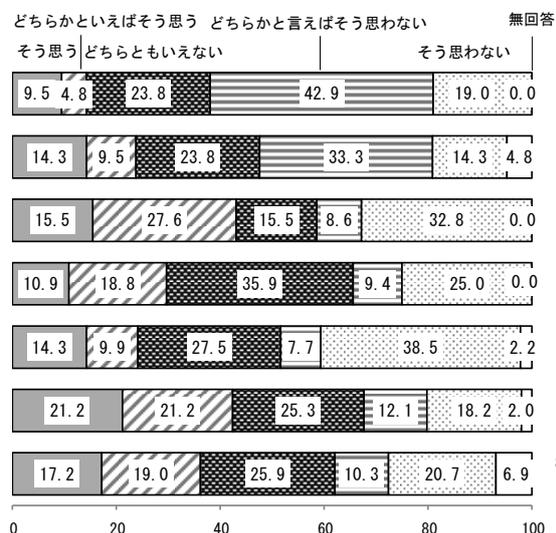
性別で見ると、“そう思う”（「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の計）は『ア 同和問題は、学校や職場で積極的に学習や研修を行わなくてもよい』、『イ 親の介護は、女性の役割だと決めつけるのはよくない』、『エ 認知症高齢者がいる家庭では、鍵をかけることはやむを得ない』、『キ 感染症患者は、プライバシーの保護などが制限されてもやむを得ない』では選択しない、『カ 日本に住む外国人は、日本の文化や慣習に合わせる努力をすべきである』では男性が高くなっている。

“そう思わない”（「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」の計）は、『ウ 子どもが参加する地域行事について、大人だけで決めてもよい』では男性、『オ 企業は、不況時に障害のある人を雇用できなくてもやむを得ない』では選択しないが高くなっている。（図表4-2-1）

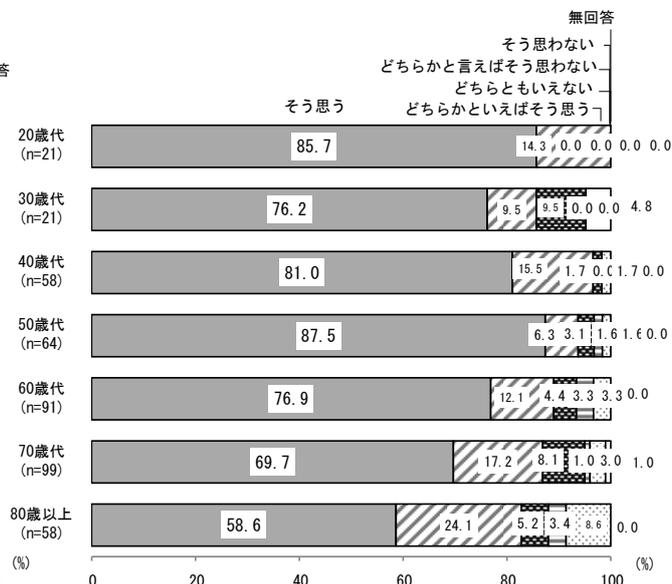
Ⅲ 調査結果 ～3. 人権侵害などに関する考え方や認識について

【図表4-2-2 年齢別 身近な人権問題に関する考え方】

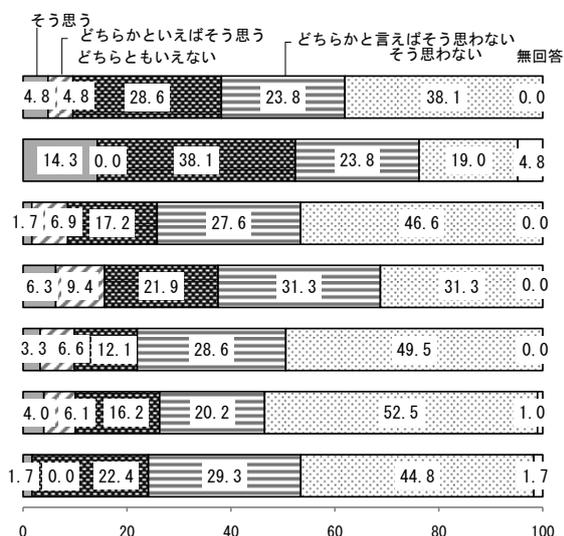
ア 同和問題は、学校や職場で積極的に学習や研修を行わなくてもよい



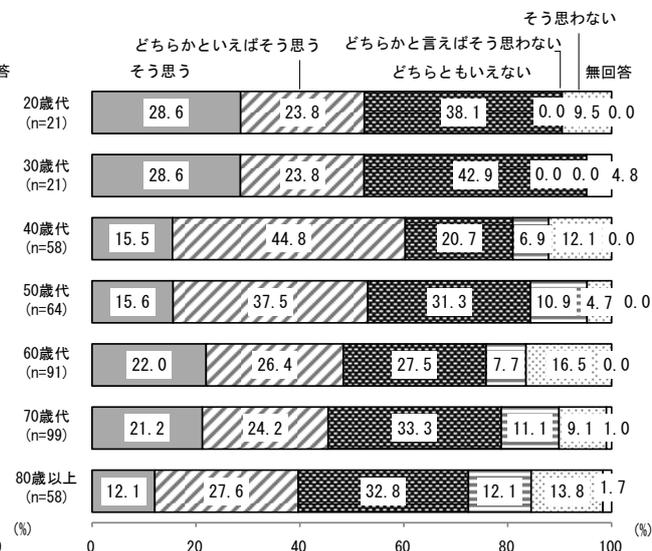
イ 親の介護は、女性の役割だと決めつけるのはよくない



ウ 子どもが参加する地域行事について、大人だけで決めてもよい

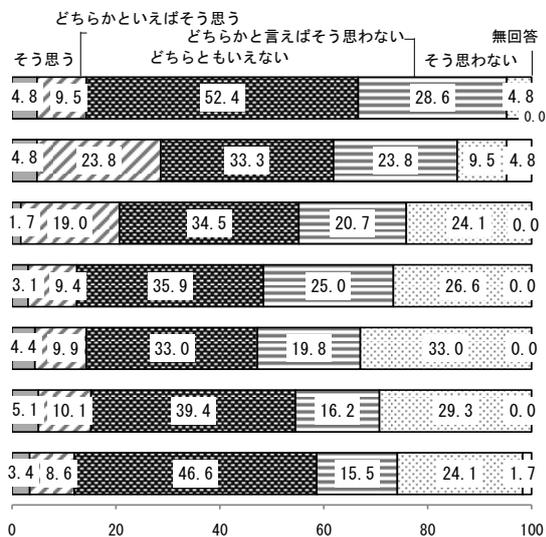


エ 認知症高齢者がいる家庭では、鍵をかけることはやむを得ない

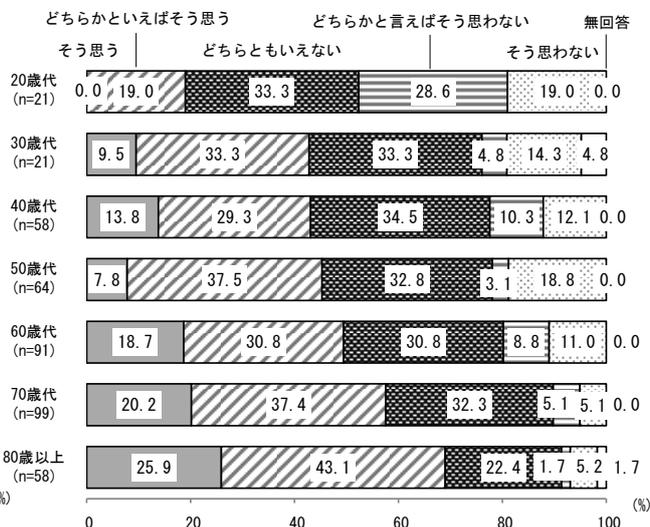


【図表4-2-2 年齢別 身近な人権問題に関する考え方】

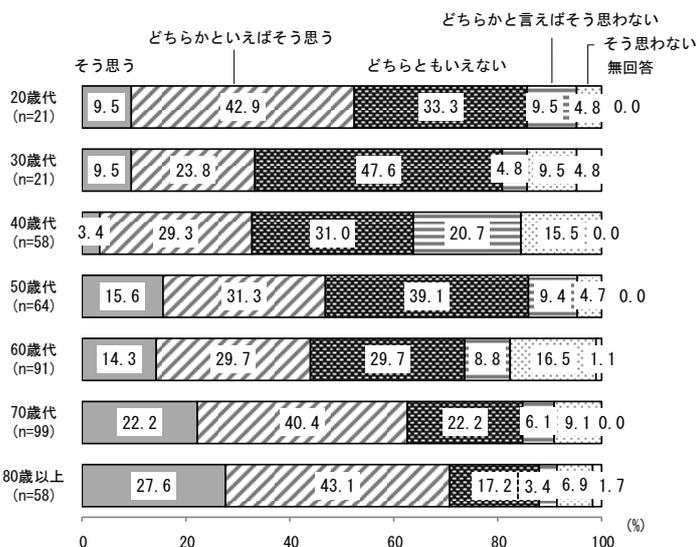
オ 企業は、不況時に障害のある人を雇用できなくてもやむを得ない



カ 日本に住む外国人は、日本の文化や慣習に合わせる努力をすべきである



キ 感染症患者は、プライバシーの保護などが制限されてもやむを得ない

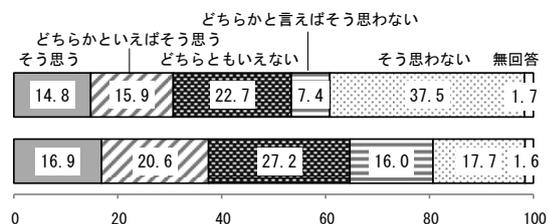


年齢別でみると、“そう思う”（「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の計）は、『イ 親の介護は、女性の役割だと決めつけるのはよくない』では20歳代、『エ 認知症高齢者がいる家庭では、鍵をかけることはやむを得ない』では40歳代、『カ 日本に住む外国人は、日本の文化や慣習に合わせる努力をすべきである』、『キ 感染症患者は、プライバシーの保護などが制限されてもやむを得ない』では80歳以上が最も高くなっている。

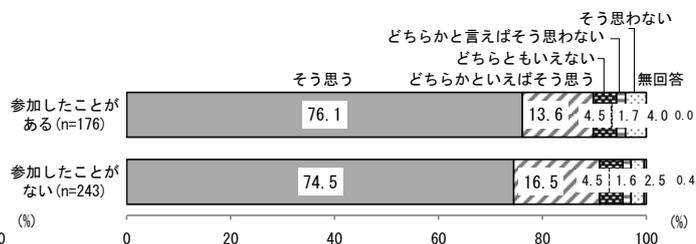
“そう思わない”（「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」の計）は、『ア 同和問題は、学校や職場で積極的に学習や研修を行わなくてもよい』では20歳代、『ウ 子どもが参加する地域行事について、大人だけで決めてもよい』、『オ 企業は、不況時に障害のある人を雇用できなくてもやむを得ない』では60歳代が最も高くなっている。（図表4-2-2）

【図表4-2-3 人権に関する研修会等の参加有無別 身近な人権問題に関する考え方】

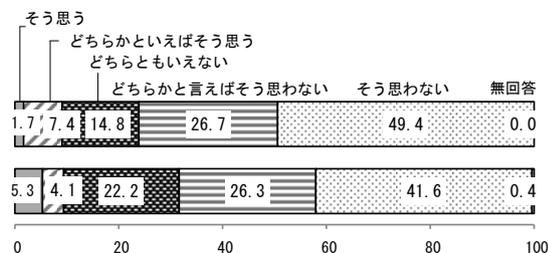
ア 同和問題は、学校や職場で積極的に学習や研修を行わなくてもよい



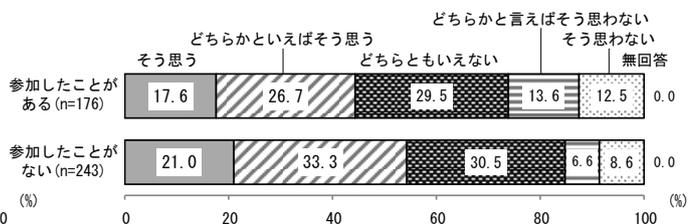
イ 親の介護は、女性の役割だと決めつけるのはよくない



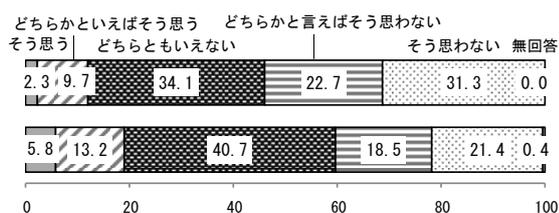
ウ 子どもが参加する地域行事について、大人だけで決めてもよい



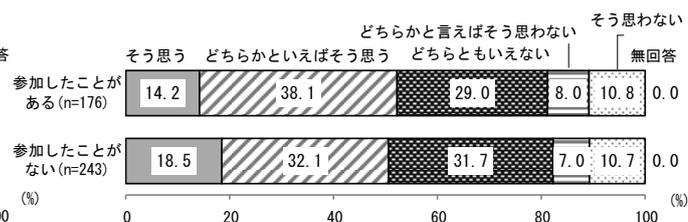
エ 認知症高齢者がいる家庭では、鍵をかけることはやむを得ない



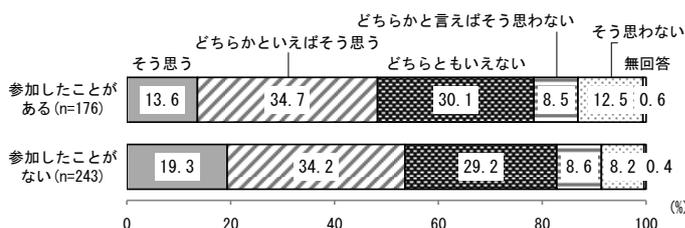
オ 企業は、不況時に障害のある人を雇用できなくてもやむを得ない



カ 日本に住む外国人は、日本の文化や慣習に合わせる努力をすべきである



キ 感染症患者は、プライバシーの保護などが制限されてもやむを得ない



Ⅲ 調査結果 ～ 3. 人権侵害などに関する考え方や認識について

人権に関する研修会等の参加有無別でみると、“そう思う”（「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の計）は、『イ 親の介護は、女性の役割だと決めつけるのはよくない』、『エ 認知症高齢者がいる家庭では、鍵をかけることはやむを得ない』、『キ 感染症患者は、プライバシーの保護などが制限されてもやむを得ない』では参加したことがない、『カ 日本に住む外国人は、日本の文化や慣習に合わせる努力をすべきである』では参加したことがあるほうが高くなっている。

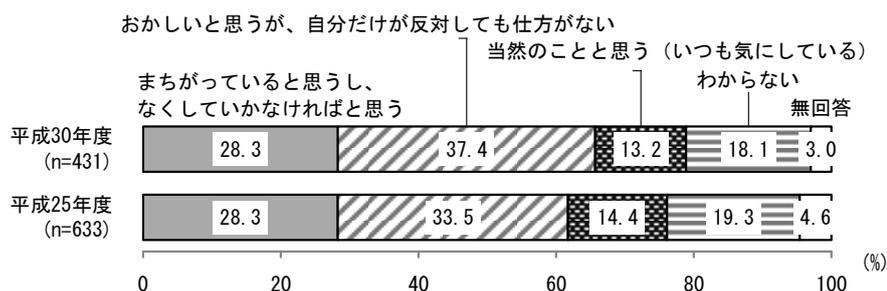
“そう思わない”（「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」の計）は、『ア 同和問題は、学校や職場で積極的に学習や研修を行わなくてもよい』、『ウ 子どもが参加する地域行事について、大人だけで決めてもよい』、『オ 企業は、不況時に障害のある人を雇用できなくてもやむを得ない』では参加したことがあるほうが高くなっている。（図表4-2-3）

(3) 風習等に対する考え方

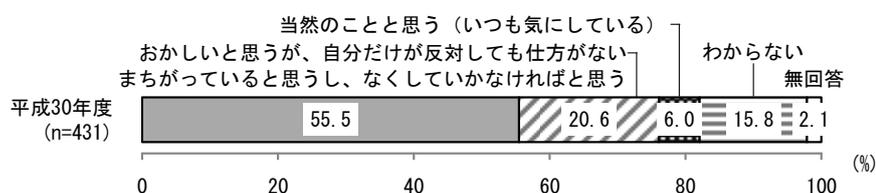
問12 あなたは、次にあげた事項についてどう思いますか。次のア～エの事項ごとに、あなたの考えにもっとも近い番号を1つずつ選んで○をつけてください。

【図表4-3 風習等に対する考え方】

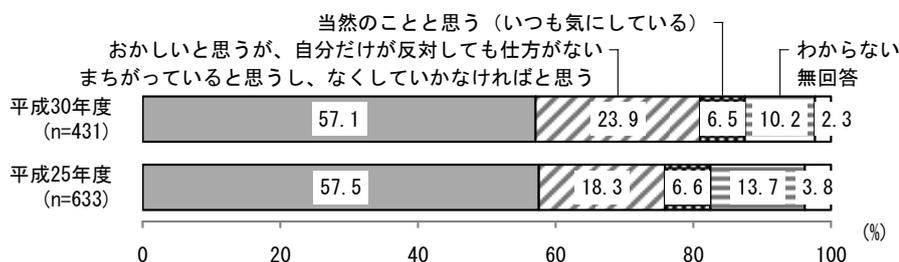
ア 結婚式は「大安」の日でないといく悪いという風習



イ 女性が大相撲の土俵に上がれないという伝統

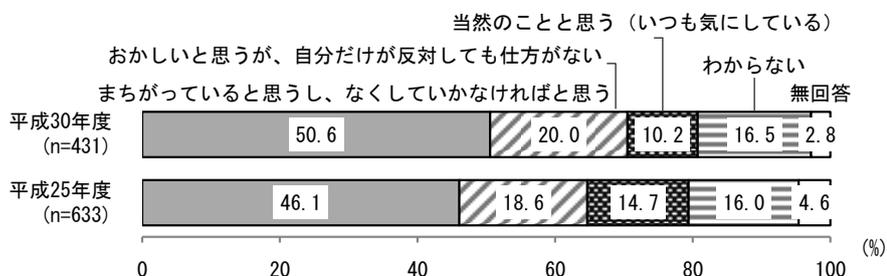


ウ 結婚の相手を決めるときに、家柄や血筋を問題にすること



【図表4-3 風習等に対する考え方】

エ 家の相続など、長男にはほかの子どもとは異なる役割があるという考え

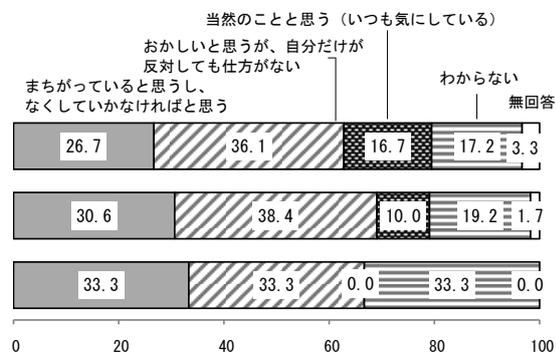


「まちがっていると思うし、なくしていかなければと思う」は、『ウ 結婚の相手を決めるときに、家柄や血筋を問題にすること』が平成30年度では57.1%と最も高く、平成25年度(57.5%)より0.4ポイント低くなっている。次いで『イ 女性が大相撲の土俵に上がれないという伝統』が平成30年度では55.5%と高くなっている。

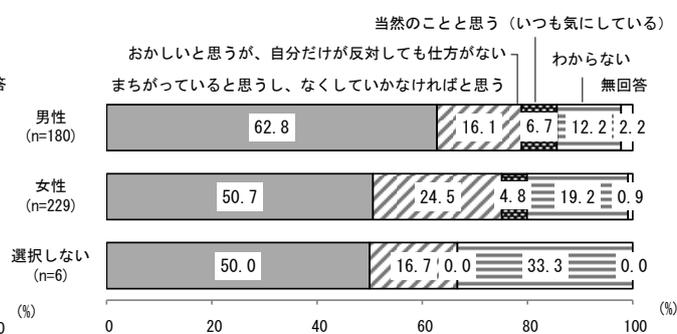
「おかしいと思うが、自分だけが反対しても仕方がない」は、『ア 結婚式は「大安」の日でないとはよくないという風習』が平成30年度では37.4%と最も高く、平成25年度(33.5%)より3.9ポイント高くなっている。次いで『ウ 結婚の相手を決めるときに、家柄や血筋を問題にすること』が平成30年度では23.9%と高く、平成25年度(18.3%)より5.6ポイント高くなっている。(図表4-3)

【図表4-3-1 性別 風習等に対する考え方】

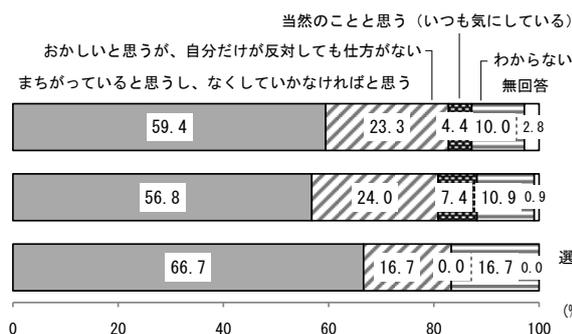
ア 結婚式は「大安」の日でないとうくないという風習



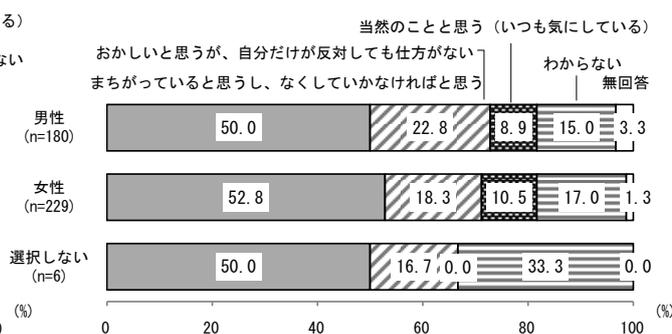
イ 女性が大相撲の土俵に上がれないという伝統



ウ 結婚の相手を決めるときに、家柄や血筋を問題にすること



エ 家の相続など、長男にはほかの子どもとは異なる役割があるという考え



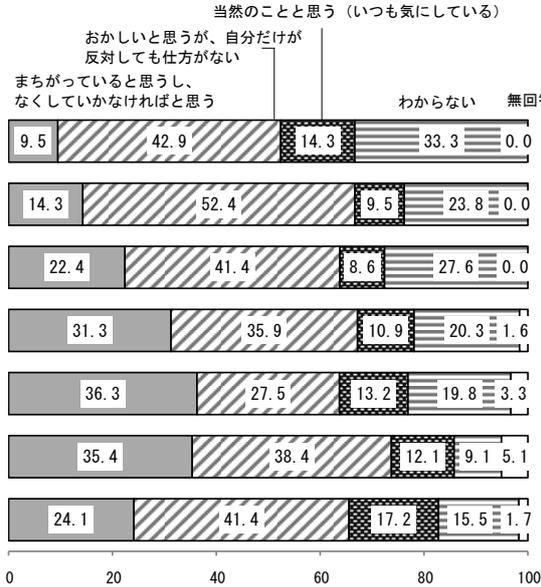
性別で見ると、「おかしいと思うが、自分だけが反対しても仕方がない」は、『ア 結婚式は「大安」の日でないとうくないという風習』では女性が高くなっている。

「まちがっていると思うし、なくしていかなければと思う」は、『イ 女性が大相撲の土俵に上がれないという伝統』では男性、『ウ 結婚の相手を決めるときに、家柄や血筋を問題にすること』では選択しない、『エ 家の相続など、長男にはほかの子どもとは異なる役割があるという考え』では女性が高くなっている。(図表4-3-1)

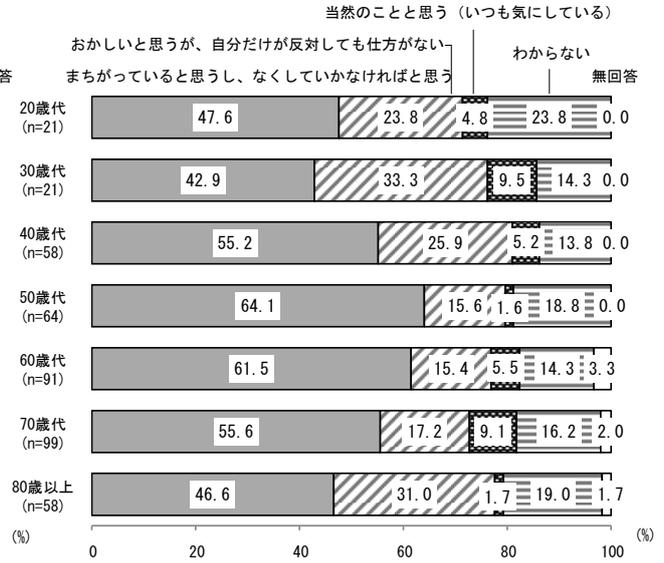
Ⅲ 調査結果 ～ 3. 人権侵害などに関する考え方や認識について

【図表4-3-2 年齢 風習等に対する考え方】

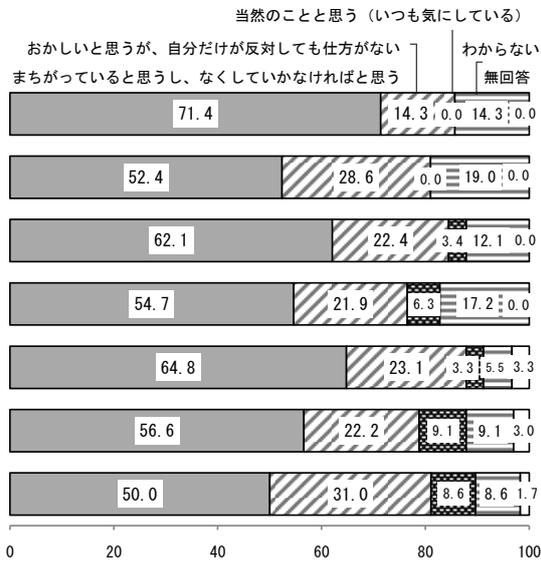
ア 結婚式は「大安」の日でないとうよくないという風習



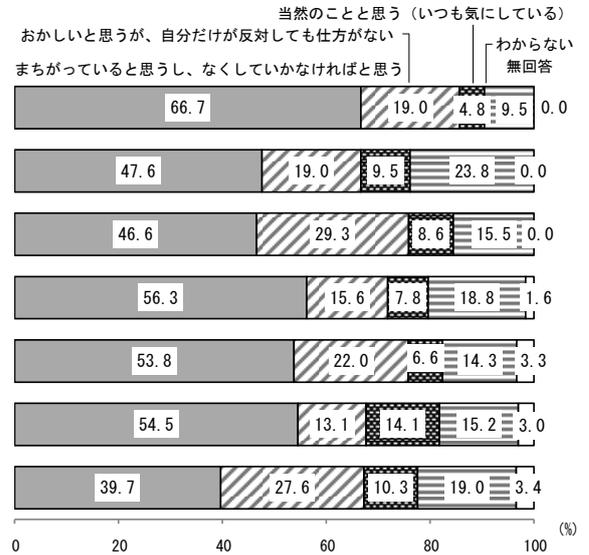
イ 女性が大相撲の土俵に上がれないという伝統



ウ 結婚の相手を決めるときに、家柄や血筋を問題にすること



エ 家の相続など、長男にはほかの子どもとは異なる役割があるという考え



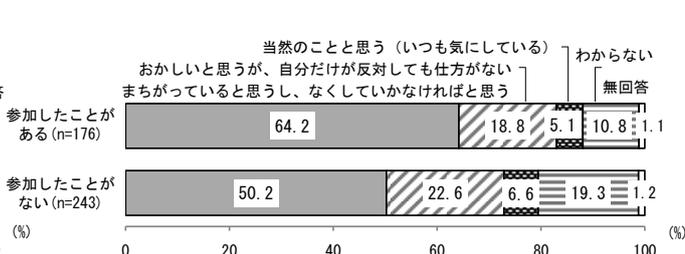
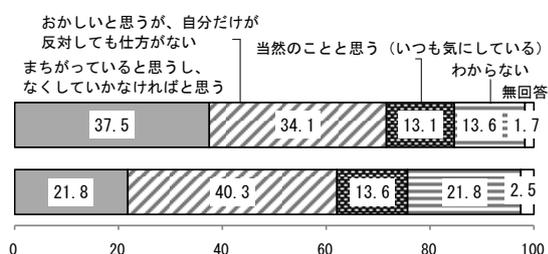
年齢別でみると、「おかしいと思うが、自分だけが反対しても仕方がない」は、『ア 結婚式は「大安」の日でないとうよくないという風習』では30歳代が最も高くなっている。

「まちがっていると思うし、なくしていかねばと思う」は、『イ 女性が大相撲の土俵に上がれないという伝統』では50歳代、『ウ 結婚の相手を決めるときに、家柄や血筋を問題にすること』、『エ 家の相続など、長男にはほかの子どもとは異なる役割があるという考え』では20歳代が最も高くなっている。(図表4-3-2)

【図表4-3-3 人権に関する研修会等の参加有無別 風習等に対する考え方】

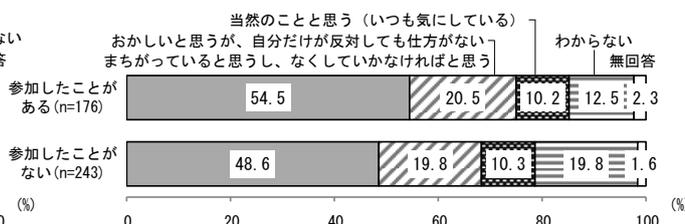
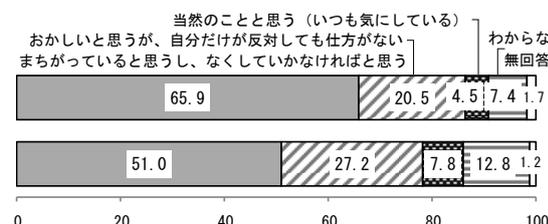
ア 結婚式は「大安」の日でないとうくないという風習

イ 女性が大相撲の土俵に上がれないという伝統



ウ 結婚の相手を決めるときに、家柄や血筋を問題にすること

エ 家の相続など、長男にはほかの子どもとは異なる役割があるという考え



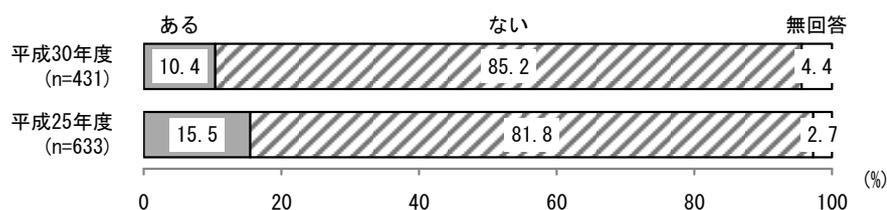
人権に関する研修会等の参加有無別でみると、「おかしいと思うが、自分だけが反対しても仕方がない」は、『ア 結婚式は「大安」の日でないとうくないという風習』では参加したことがないほうが高くなっている。

「まちがっていると思うし、なくしていかねばと思う」は、『イ 女性が大相撲の土俵に上がれないという伝統』、『ウ 結婚の相手を決めるときに、家柄や血筋を問題にすること』、『エ 家の相続など、長男にはほかの子どもとは異なる役割があるという考え』では参加したことがあるほうが高くなっている。(図表4-3-3)

(4) 就職や結婚の際の身元調査についての見聞き経験の有無

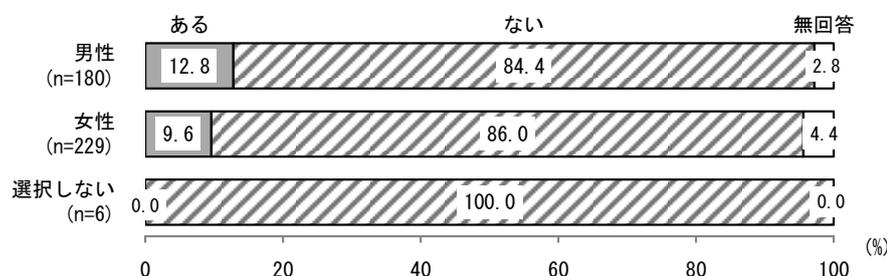
問13 あなたは、過去5年の間に就職や結婚などに際して、聞き合わせを受けたり、身元調査（本人の知らないところで個人にかかわる情報を調べることを）をしたりしている人がいると聞いたことがありますか。
あてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。

【図表4-4 就職や結婚の際の身元調査についての見聞き経験の有無】



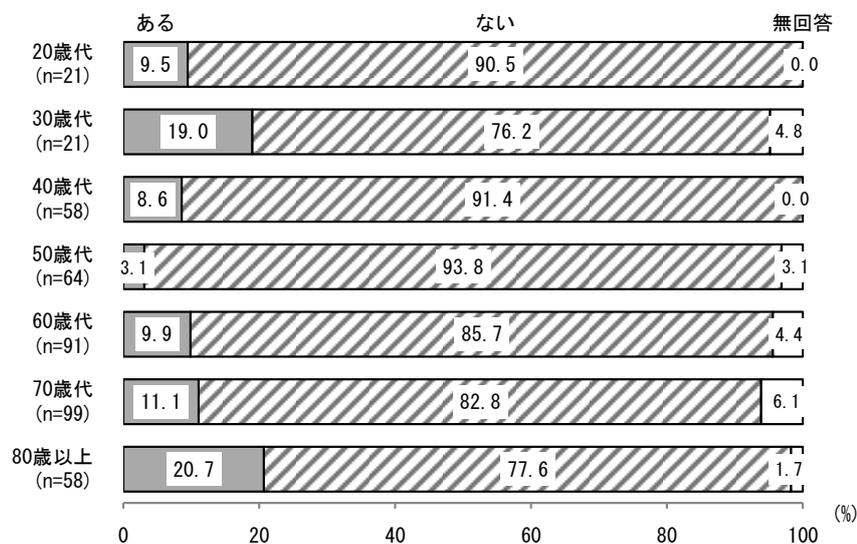
「ある」が平成30年度では10.4%で、平成25年度（15.5%）より5.1ポイント低くなっている。「ない」は平成30年度では85.2%で、平成25年度（81.8%）より3.4ポイント高くなっている。
(図表4-4)

【図表4-4-1 性別 就職や結婚の際の身元調査についての見聞き経験の有無】



性別でみると、「ある」は男性12.8%、女性9.6%と男性が高くなっている。「ない」は男性84.4%、女性86.0%、選択しない100.0%で選択しないが高くなっている。(図表4-4-1)

【図表4-4-2 年齢別 就職や結婚の際の身元調査についての見聞き経験の有無】



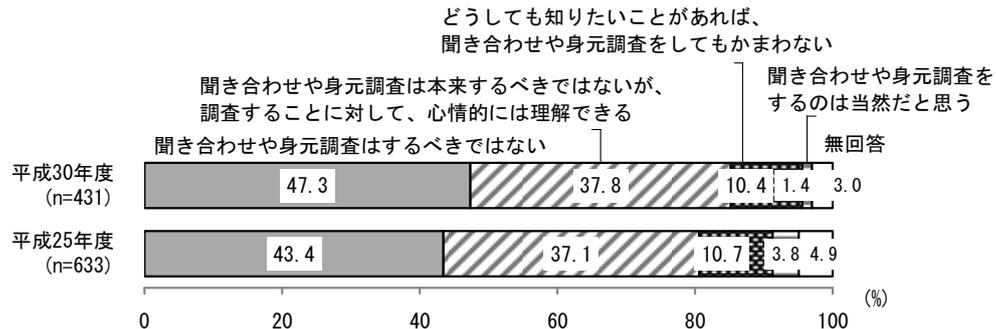
年齢別でみると、いずれの項目も「ない」が高く、20歳代では90.5%、30歳代では76.2%、40歳代では91.4%、50歳代では93.8%、60歳代では85.7%、70歳代では82.8%、80歳以上では77.6%となっている。(図表4-4-2)

(5) 就職や結婚の際の聞き合わせや身元調査に対する意見

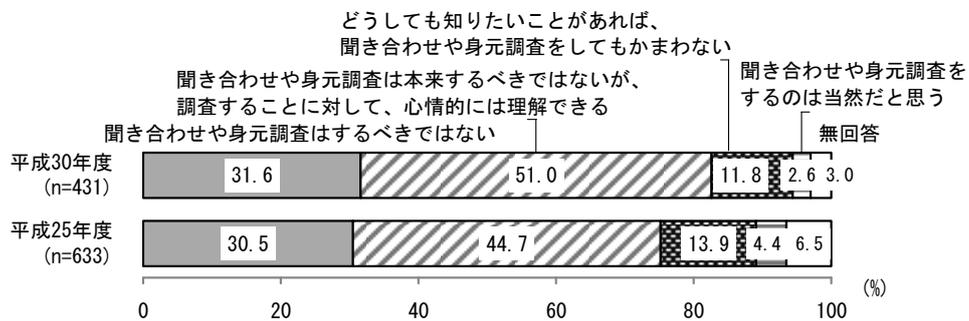
問14 あなたは、次のそれぞれの場合において、「聞き合わせ」や「身元調査」についてどう思いますか。次のア、イそれぞれについてあなたの考えにもっとも近い番号を1つずつ選んで○をつけてください。

【図表4-5 就職や結婚、それぞれの場合の聞き合わせや身元調査に対する意見】

ア 就職に際して



イ 結婚に際して

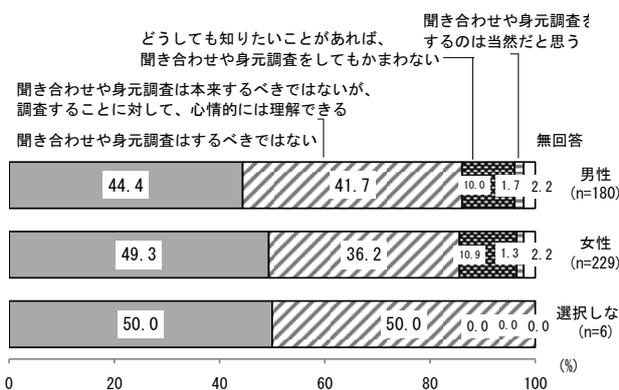


『ア 就職に際して』では「聞き合わせや身元調査はするべきではない」が平成30年度で47.3%と最も高く、平成25年度（43.4%）より3.9ポイント高くなっている。

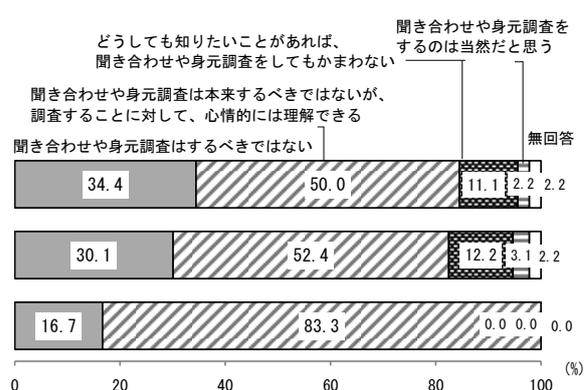
『イ 結婚に際して』では「聞き合わせや身元調査は本来するべきではないが、調査することに対して、心情的には理解できる」が平成30年度で51.0%と最も高く、平成25年度（44.7%）より6.3ポイント高くなっている。（図表4-5）

【図表4-5-1 性別 就職や結婚、それぞれの場合の聞き合わせや身元調査に対する意見】

ア 就職に際して



イ 結婚に際して

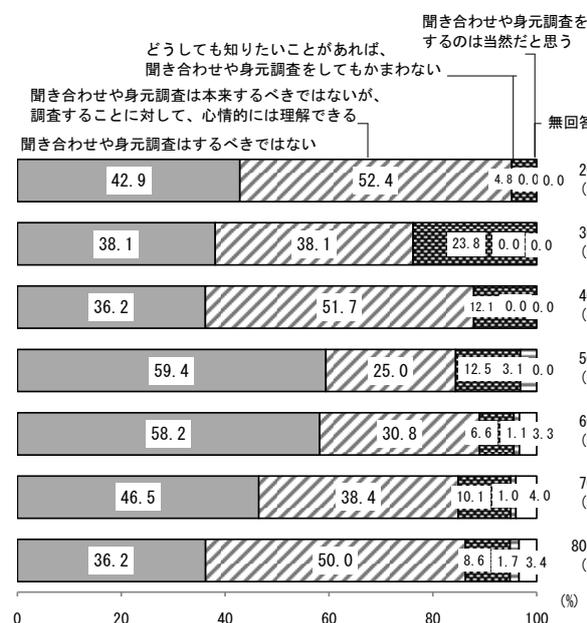


性別でみると、「聞き合わせや身元調査はするべきではない」、「聞き合わせや身元調査は本来するべきではないが、調査することに対して、心情的には理解できる」は、『ア 就職に際して』では選択しないが高くなっている。

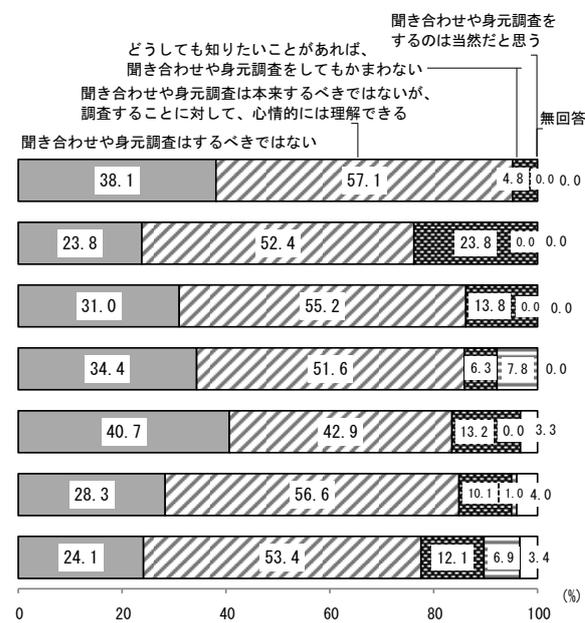
「聞き合わせや身元調査は本来するべきではないが、調査することに対して、心情的には理解できる」は、『イ 結婚に際して』では選択しないが高くなっている。(図表4-5-1)

【図表4-5-2 年齢別 就職や結婚、それぞれの場合の聞き合わせや身元調査に対する意見】

ア 就職に際して



イ 結婚に際して



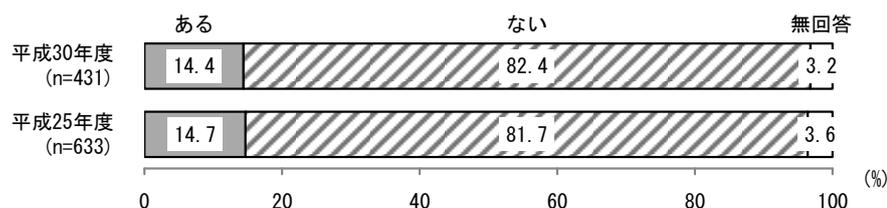
年齢別でみると、「聞き合わせや身元調査はするべきではない」は、『ア 就職に際して』では50歳代が最も高くなっている。

「聞き合わせや身元調査は本来するべきではないが、調査することに対して、心情的には理解できる」は、『イ 結婚に際して』では20歳代が最も高くなっている。(図表4-5-2)

(6) 「同和地区の人はこわい」という話を聞いた経験の有無

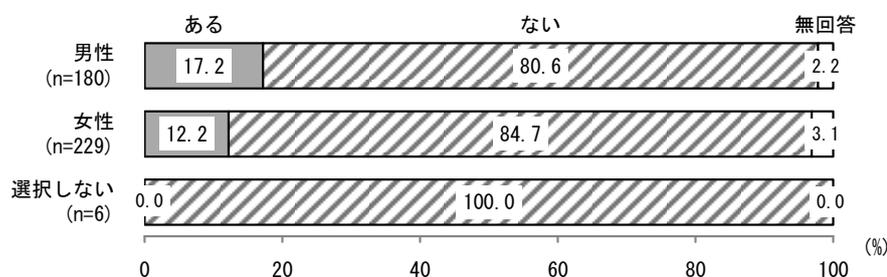
問15 あなたは、過去5年の間に、「同和地区の人はこわい」などのマイナスイメージの話を聞いたことがありますか。あてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。

【図表4-6 「同和地区の人はこわい」という話を聞いた経験の有無】



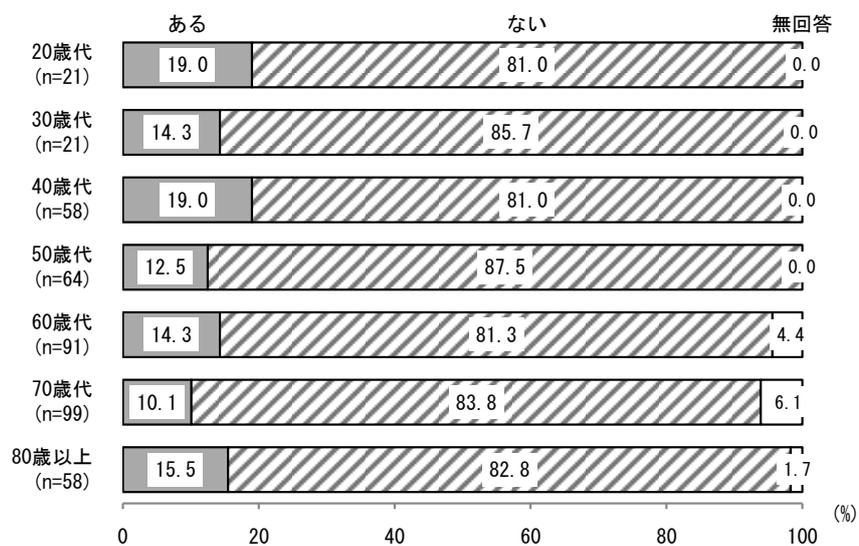
「ある」が平成30年度では14.4%で平成25年度（14.7%）より0.3ポイント低くなっている。「ない」が平成30年度では82.4%で平成25年度（81.7%）より0.7ポイント高くなっている。（図表4-6）

【図表4-6-1 性別 「同和地区の人はこわい」という話を聞いた経験の有無】



性別でみると、「ある」は男性17.2%で女性12.2%より5.0ポイント高くなっている。「ない」は選択しないが100%と高くなっている。（図表4-6-1）

【図表4-6-2 年齢別 「同和地区の人はこわい」という話を聞いた経験の有無】

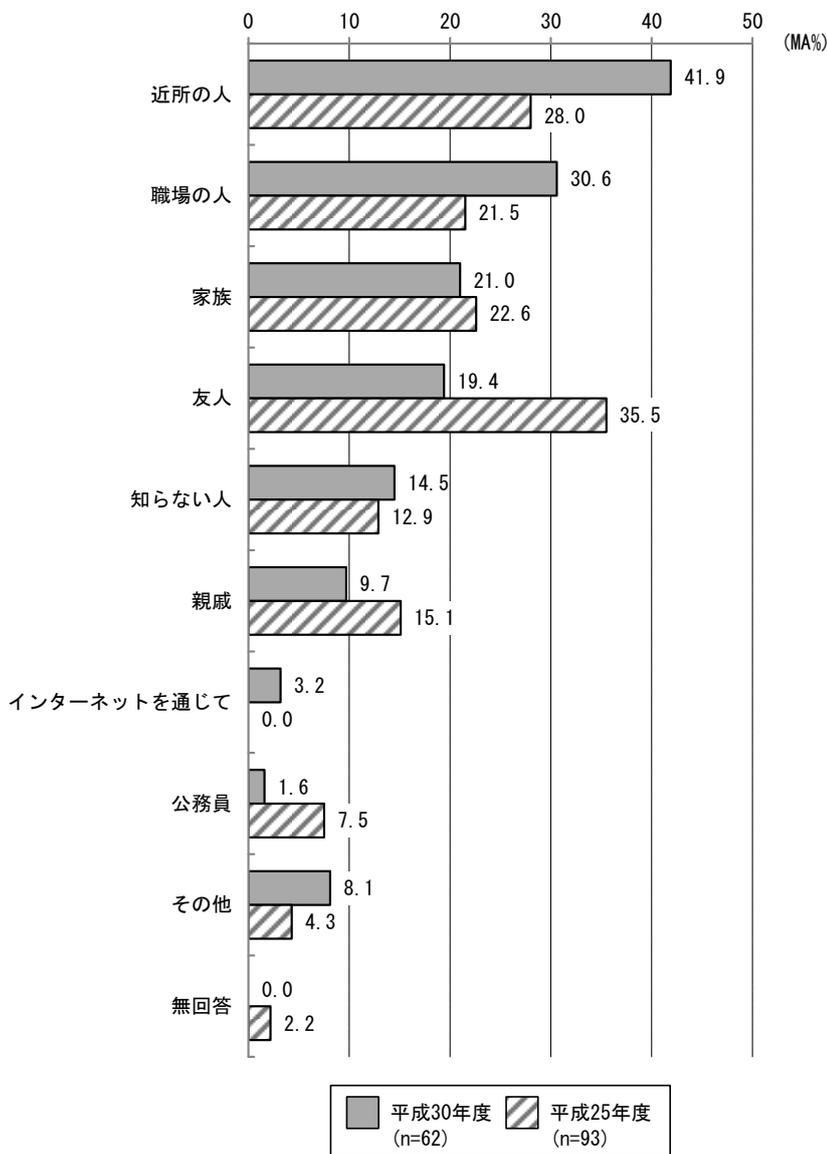


年齢別で見ると、いずれの項目も「ない」が高く、20歳代では81.0%、30歳代では85.7%、40歳代では81.0%、50歳代では87.5%、60歳代では81.3%、70歳代では83.8%、80歳以上では82.8%となっている。(図表4-6-2)

(7) 「同和地区の人は怖い」と言った相手

問15-1 それは誰からですか。あてはまる番号をすべて選んで○をつけてください。

【図表4-7 「同和地区の人は怖い」と言った相手】



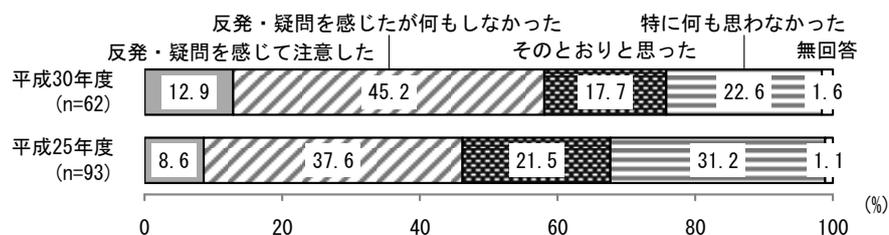
※平成30年度の選択肢「インターネットを通じて」は平成25年度では除外して算出している。

平成30年度では「近所の人」が41.9%と最も高く、平成25年度（28.0%）より13.9ポイント高くなっている。次いで「職場の人」が平成30年度では30.6%で、平成25年度（21.5%）より9.1ポイント高くなっている。一方「友人」は平成30年度では19.4%で、平成25年度（35.5%）より16.1ポイント低くなっている。（図表4-7）

(8) 「同和地区の人はこわい」と聞いたときの対応

問15-2 その話を聞いたときどうされましたか。あてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。

【図表4-8 「同和地区の人はこわい」と聞いたときの対応】



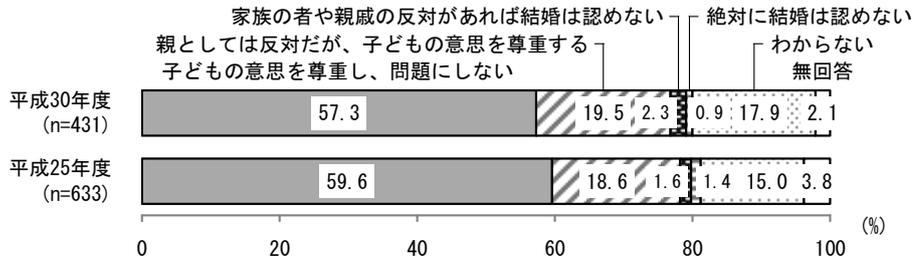
「反発・疑問を感じたが何もしなかった」が平成30年度では45.2%と高く、平成25年度(37.6%)より7.6ポイント高くなっている。

(9) 子どもの結婚問題について

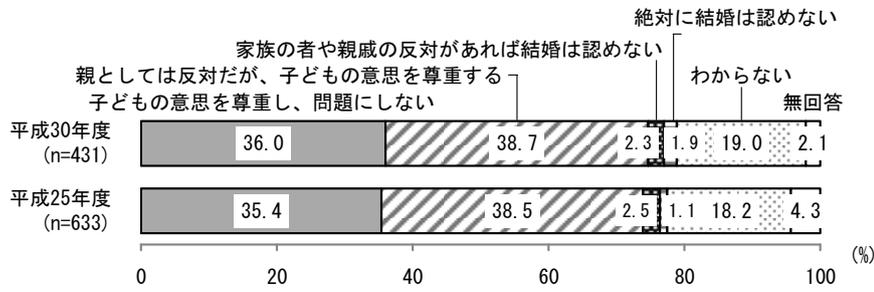
問16 仮にあなたにお子さんがいた場合、お子さんの結婚しようとする相手がア～エそれぞれの人と分かった場合、あなたはどのように思いますか。
次の中からあてはまる番号を1つずつ選んで○をつけてください。

【図表4-9 子どもの結婚問題について】

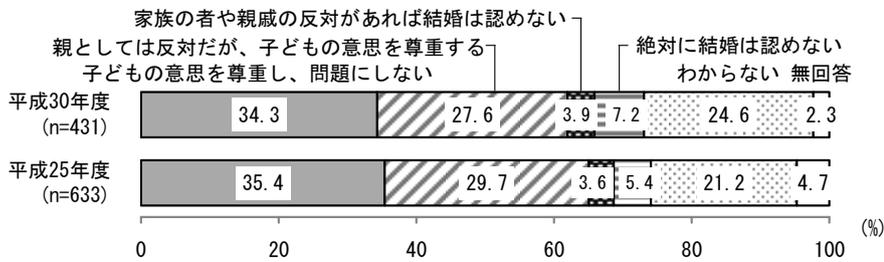
ア 同和地区出身者



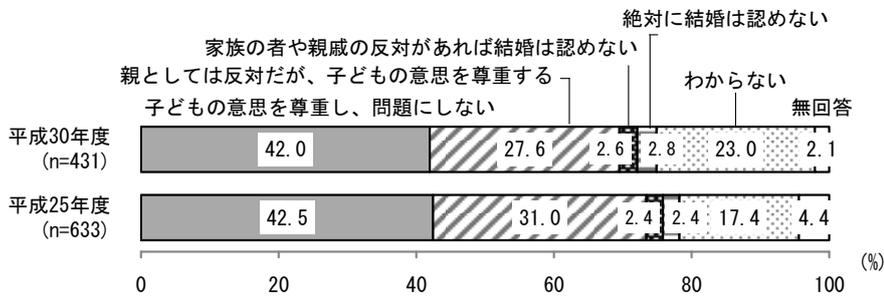
イ 障害のある人



ウ 在日韓国、朝鮮人



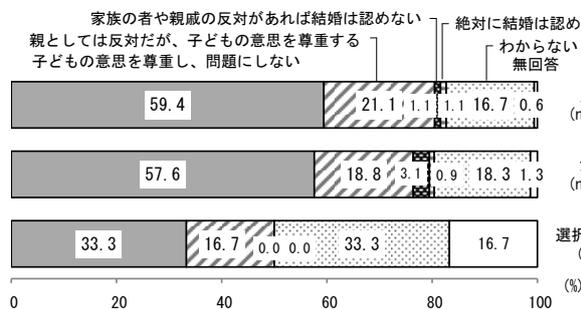
エ 外国人



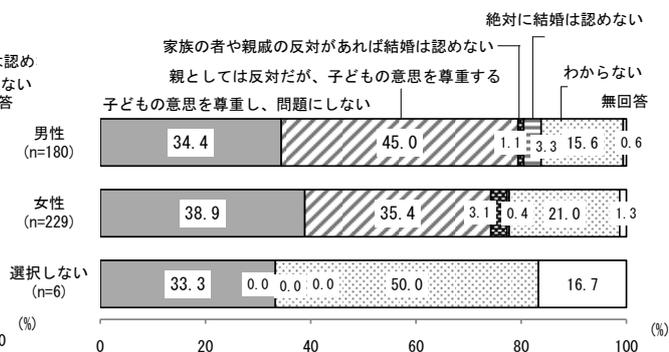
「子どもの意思を尊重し、問題にしない」は、『ア 同和地区出身者』が平成30年度では57.3%と最も高く、平成25年度（59.6%）より2.3ポイント低くなっている。「親としては反対だが、子どもの意見を尊重する」は『イ 障害のある人』が平成30年度で38.7%と最も高く、平成25年度（38.5%）より0.2ポイント高くなっている。（図表4-9）

【図表4-9-1 性別 子どもの結婚問題について】

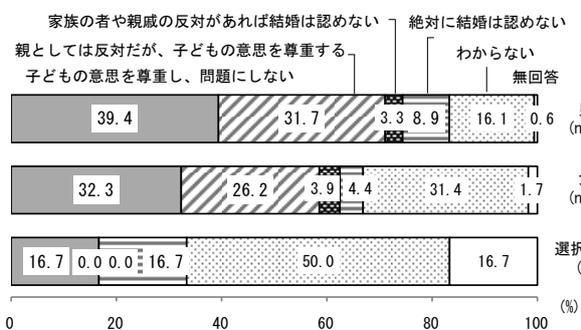
ア 同和地区出身者



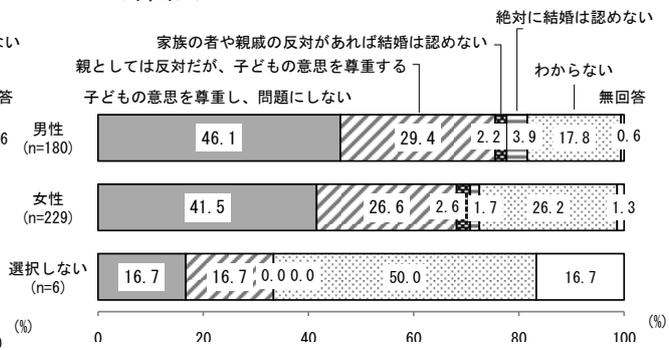
イ 障害のある人



ウ 在日韓国、朝鮮人



エ 外国人



性別でみると、「子どもの意思を尊重し、問題にしない」と「絶対に結婚は認めない」は、『ア 同和地区出身者』、『ウ 在日韓国、朝鮮人』、『エ 外国人』では男性が高くなっている。

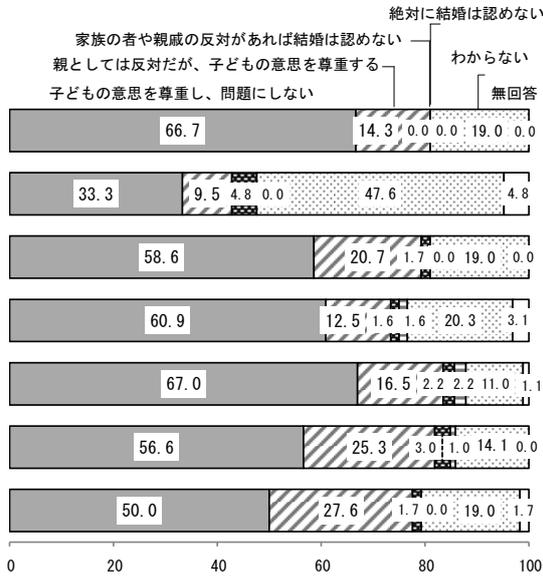
「親としては反対だが、子どもの意志を尊重する」は、いずれの項目も男性が高くなっている。

「わからない」は、『イ 障害のある人』、『ウ 在日韓国、朝鮮人』、『エ 外国人』では選択しないが高くなっている。(図表4-9-1)

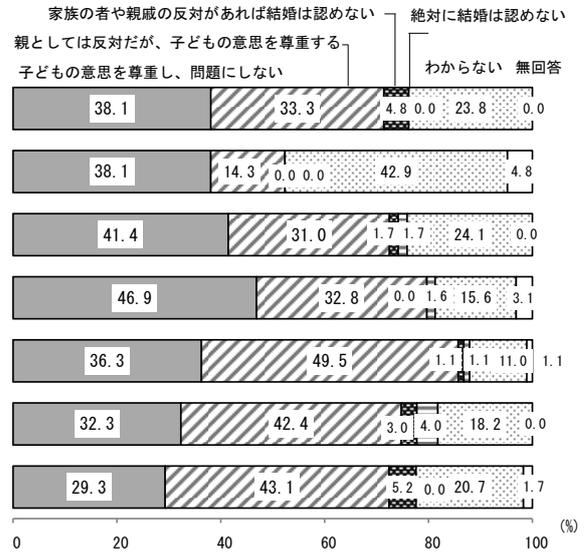
Ⅲ 調査結果 ～ 3. 人権侵害などに関する考え方や認識について

【図表4-9-2 年齢別 子どもの結婚問題について】

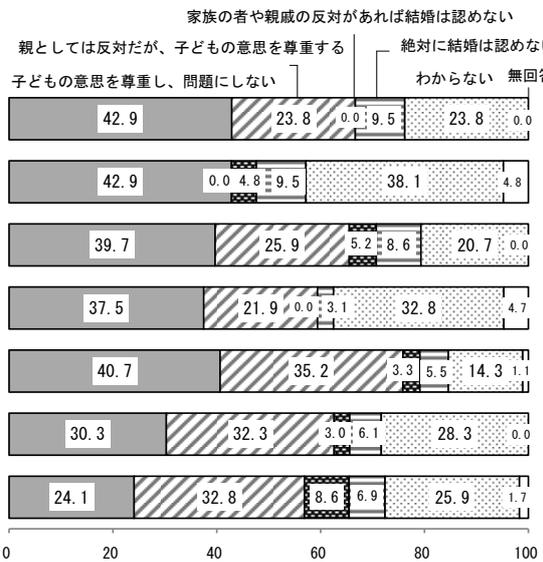
ア 同和地区出身者



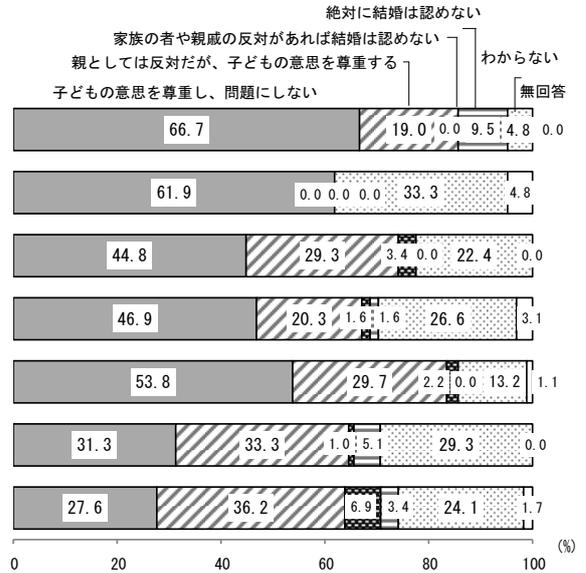
イ 障害のある人



ウ 在日韓国、朝鮮人



エ 外国人

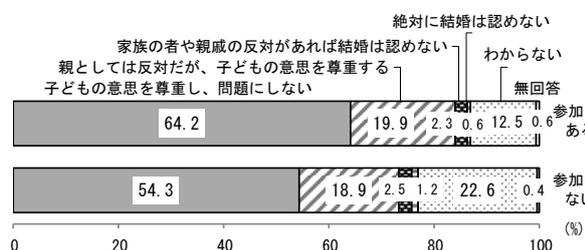


年齢別で見ると、「子どもの意思を尊重し、問題にしない」は、『ア 同和地区出身者』では60歳代、『イ 障害のある人』では50歳代、『ウ 在日韓国、朝鮮人』では20歳代、30歳代、『エ 外国人』では20歳代が最も高くなっている。

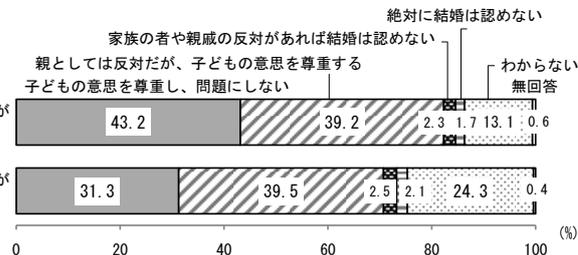
「親としては反対だが、子どもの意思を尊重する」は、『ア 同和地区出身者』では80歳以上、『イ 障害のある人』、『ウ 在日韓国、朝鮮人』では60歳代、『エ 外国人』では80歳以上が最も高くなっている。(図表4-9-2)

【図表4-9-3 人権に関する研修会等の参加有無別 子どもの結婚問題について】

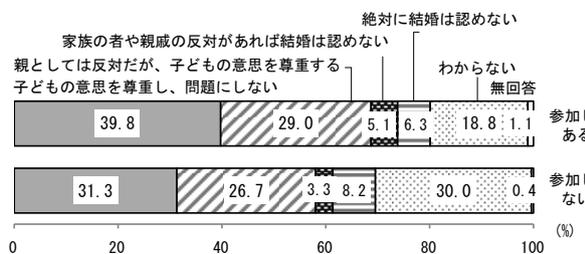
ア 同和地区出身者



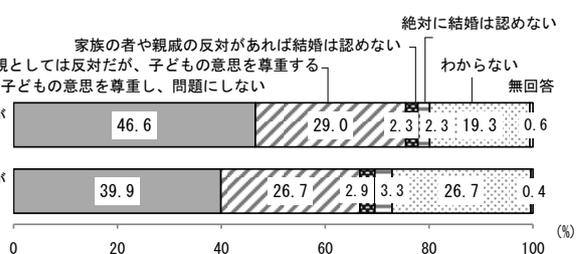
イ 障害のある人



ウ 在日韓国、朝鮮人



エ 外国人

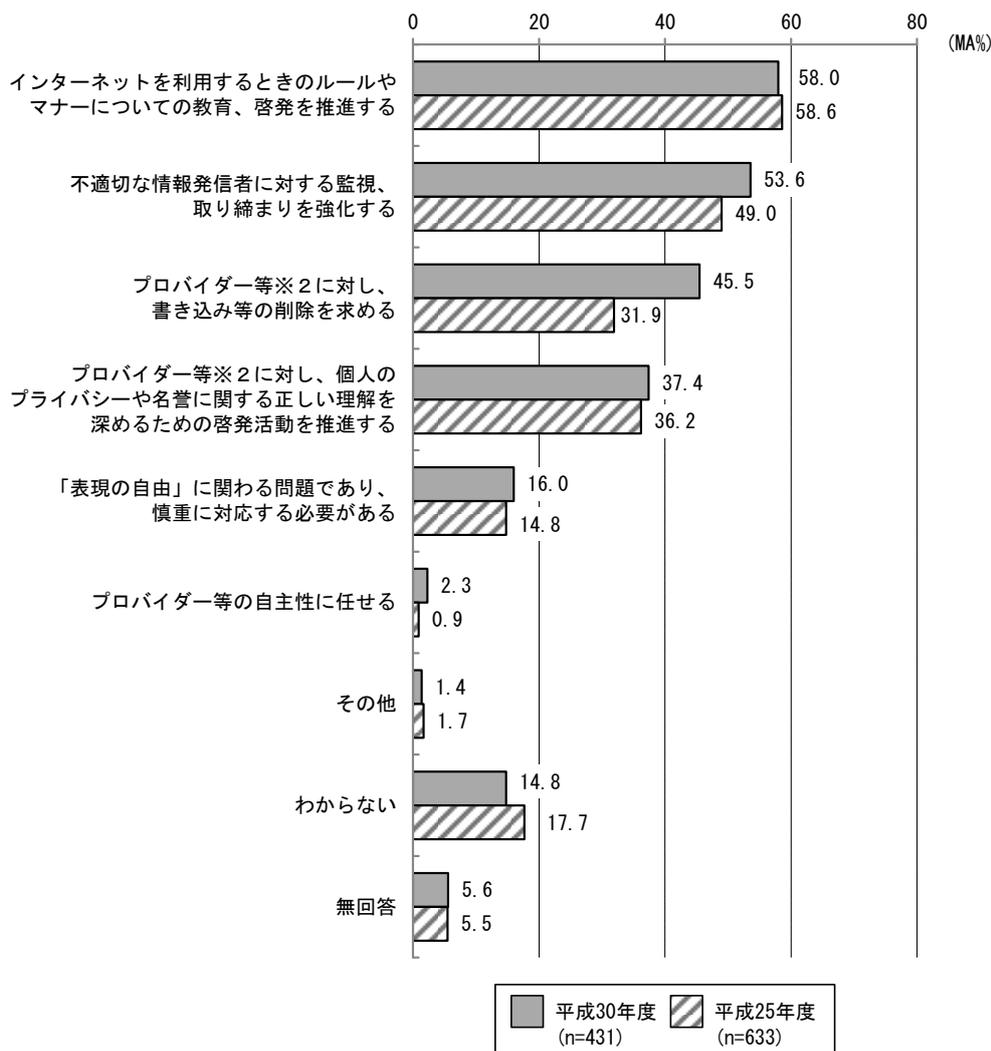


人権に関する研修会等の参加有無別でみると「子どもの意思を尊重し、問題にしない」は、『ア 同和地区出身者』、『イ 障害のある人』、『ウ 在日韓国、朝鮮人』、『エ 外国人』では参加したことがあるほうが高くなっている。(図表4-9-3)

(10) インターネットによる人権侵害の改善案

問17 パソコンや携帯電話などを利用したインターネット上の掲示板やSNS※1への差別的な書き込みや個人情報の掲載などインターネットによる人権侵害を改善するためには、あなたはどうすればよいと思いますか。
 あてはまる番号をすべて選んで○をつけてください。

【図表4-10 インターネットによる人権侵害の改善案】

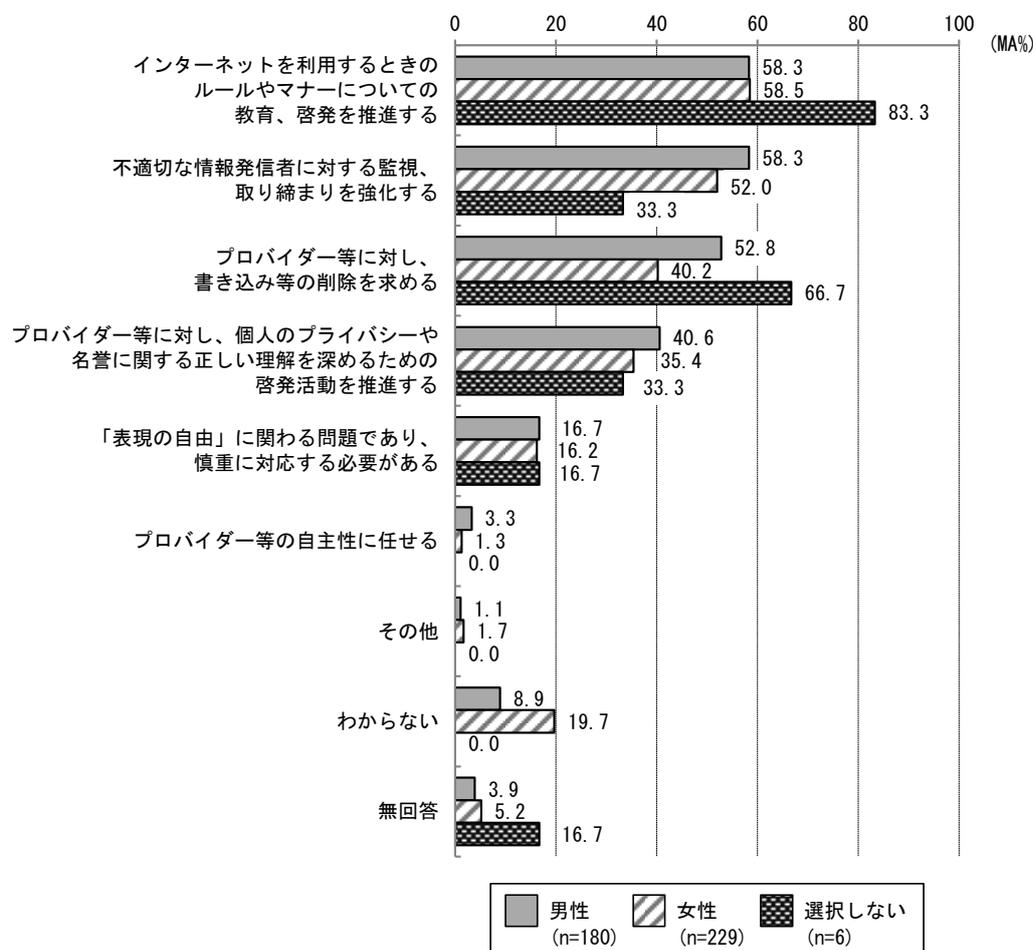


※1. SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。インターネット上で交流の場を提供するサービス。「Facebook」「Twitter」「LINE」など

※2. プロバイダー等：インターネット接続業者、サーバの管理・運営者等のサービス提供者

「インターネットを利用するときのルールやマナーについての教育、啓発を推進する」が平成30年度では58.0%と最も高く、平成25年度（58.6%）より0.6ポイント低くなっている。次いで「不適切な情報発信者に対する監視、取り締まりを強化する」が平成30年度では53.6%で、平成25年度（49.0%）より4.6ポイント高くなっている。（図表4-10）

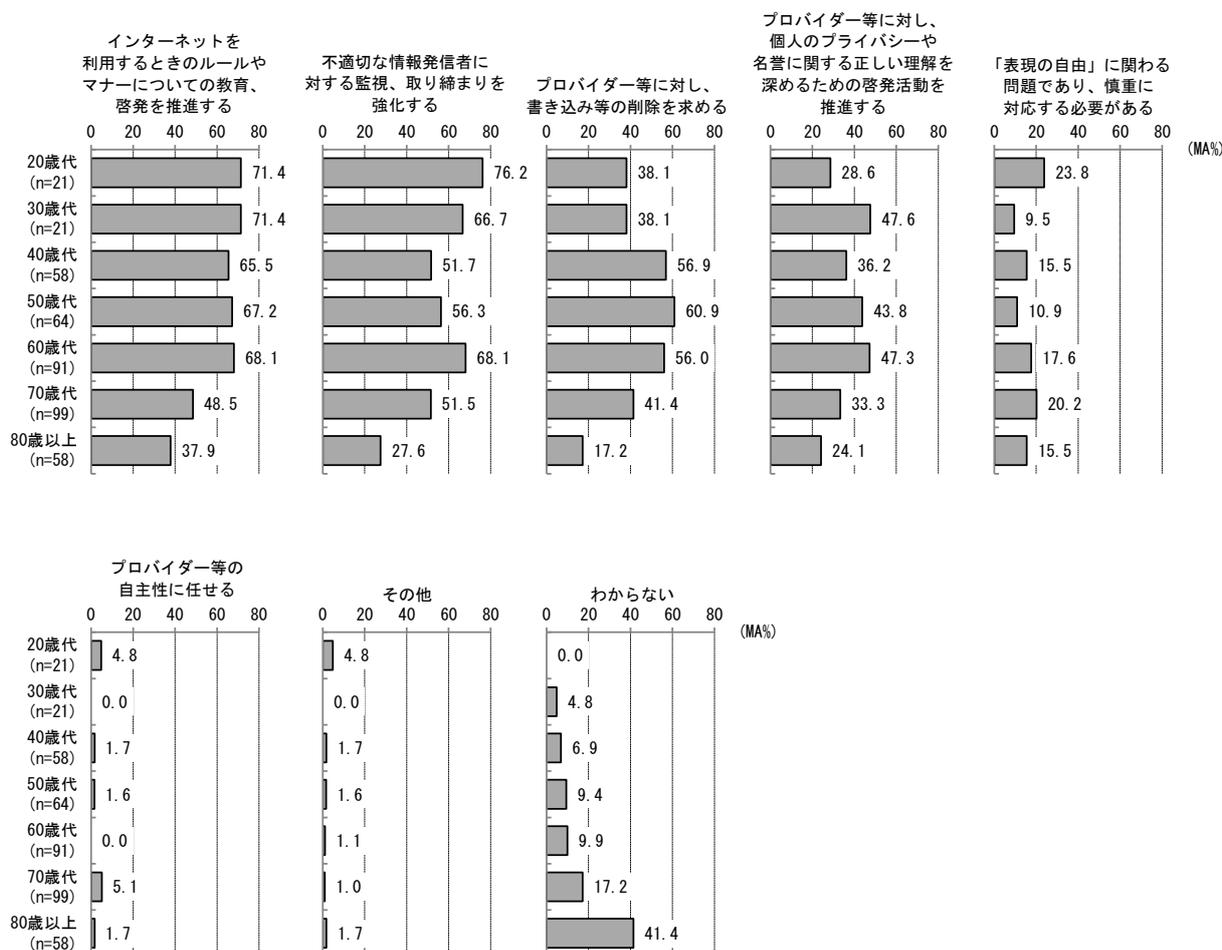
【図表4-10-1 性別 インターネットによる人権侵害の改善案】



性別で見ると、男性では「インターネットを利用するときのルールやマナーについての教育、啓発を推進する」と「不適切な情報発信者に対する監視、取り締まりを強化する」が58.3%と最も高く、女性、選択しないでは「インターネットを利用するときのルールやマナーについての教育、啓発を推進する」がそれぞれ58.5%、83.3%と最も高くなっている。(図表4-10-1)

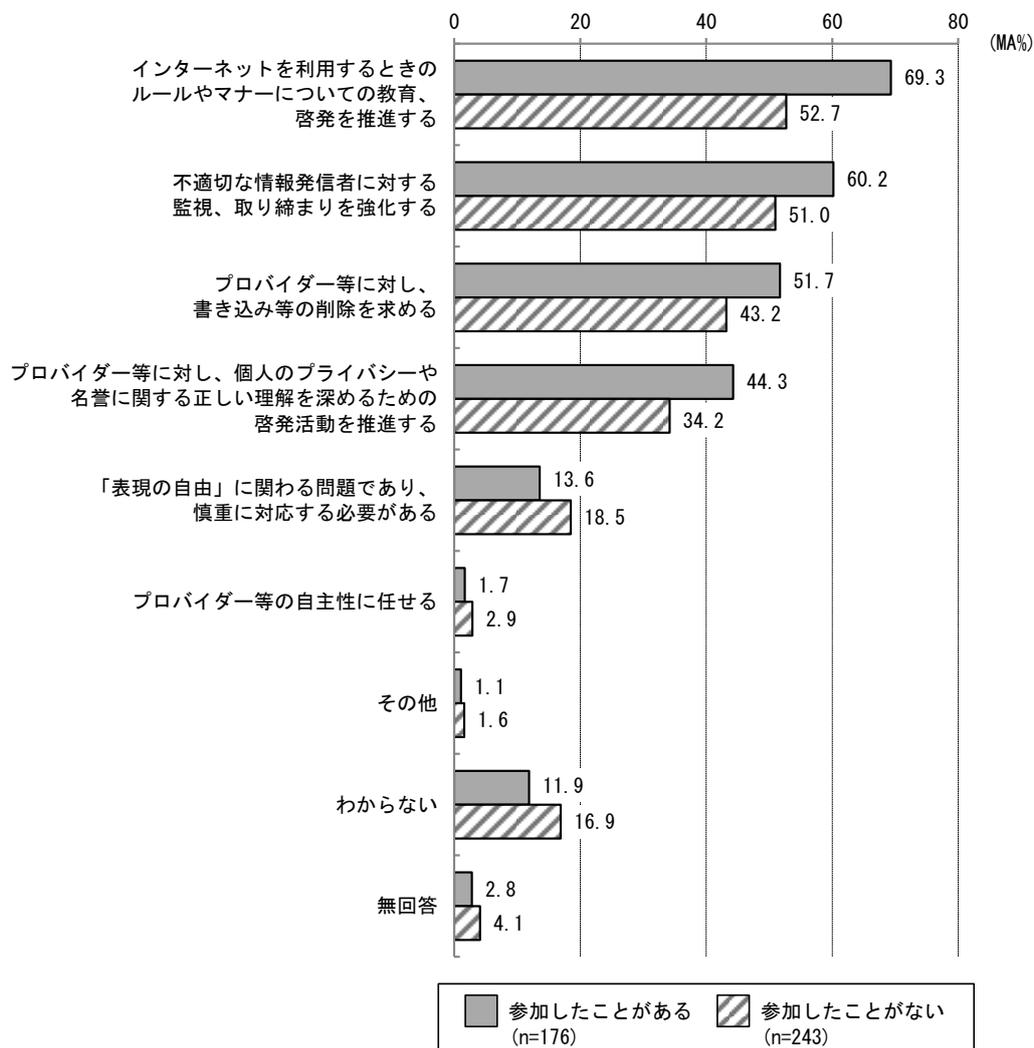
Ⅲ 調査結果 ～ 3. 人権侵害などに関する考え方や認識について

【図表4-10-2 年齢別 インターネットによる人権侵害の改善案】



年齢別でみると、20歳代、70歳代では「不適切な情報発信者に対する監視、取り締まりを強化する」がそれぞれ76.2%、51.5%と最も高く、30歳代、40歳代、50歳代では「インターネットを利用するときのルールやマナーについての教育、啓発を推進する」がそれぞれ71.4%、65.5%、67.2%と最も高く、60歳代では「インターネットを利用するときのルールやマナーについての教育、啓発を推進する」と「不適切な情報発信者に対する監視、取り締まりを強化する」が68.1%と最も高く、80歳以上では「わからない」が41.4%と最も高くなっている。(図表4-10-2)

【図表4-10-3 人権に関する研修会等の参加有無別 インターネットによる人権侵害の改善案】



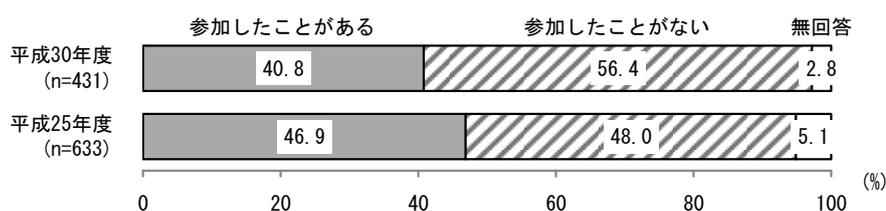
人権に関する研修会等の参加有無別でみると、「インターネットを利用するときのルールやマナーについての教育、啓発を推進する」が参加したことがあるでは69.3%、参加したことがないでは52.7%と最も高くなっている。(図表4-10-3)

4. 人権問題を理解するための取組やかかわり

(1) 人権に関する研修会等の参加有無

問18 過去5年の間に、あなたは、人権問題に関する研修会や講演会、啓発映画・DVD上映会や人権フェスティバルなど人権啓発に関するイベント等に参加されたことがありますか。あてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。

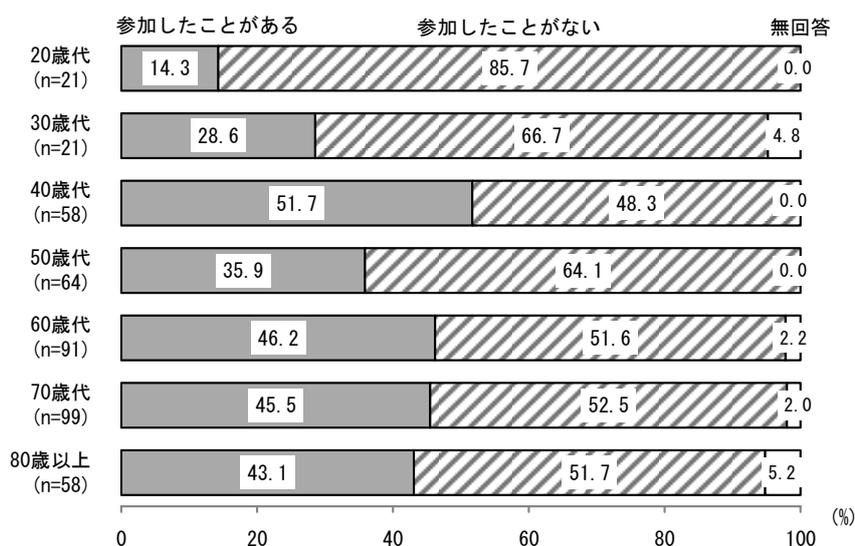
【図表5-1 人権に関する研修会等の参加有無】



「参加したことがある」は平成30年度では40.8%で、平成25年度（46.9%）より6.1ポイント低くなっている。

「参加したことがない」は平成30年度では56.4%で、平成25年度（48.0%）より8.4ポイント高くなっている。（図表5-1）

【図表5-1-1 年齢別 人権に関する研修会等の参加有無】

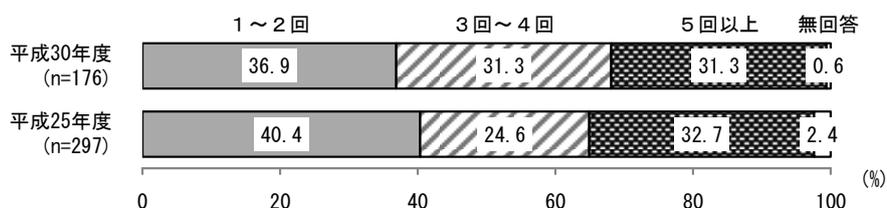


年齢別でみると、20歳代、30歳代、50歳代、60歳代、70歳代、80歳以上では「参加したことがない」がそれぞれ85.7%、66.7%、64.1%、51.6%、52.5%、51.7%と高く、40歳代では「参加したことがある」が51.7%と高くなっている。（図表5-1-1）

(2) 人権に関する研修会等の参加回数

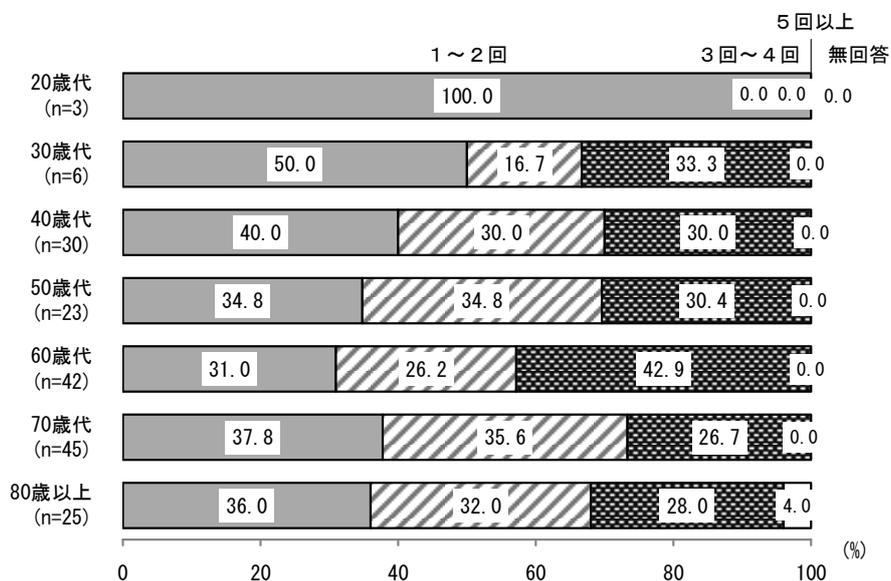
問18-1 これまでに参加された回数は何回ですか。
 あてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。

【図表5-2 人権に関する研修会等の参加回数】



「1～2回」が平成30年度では36.9%で、平成25年度（40.4%）より3.5ポイント低くなっている。「3回～4回」は平成30年度では31.3%で、平成25年度（24.6%）より6.7ポイント高くなっている。（図表5-2）

【図表5-2-1 年齢別 人権に関する研修会等の参加回数】

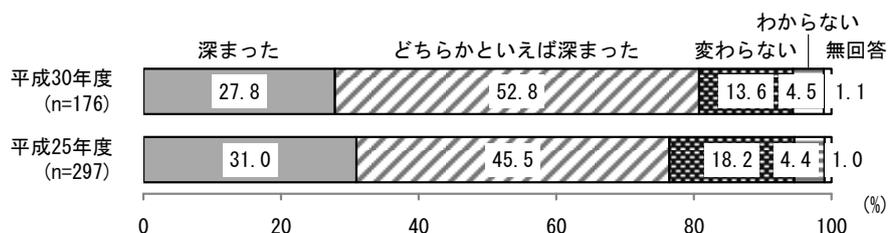


年齢別で見ると、20歳代、30歳代、40歳代、70歳代、80歳以上では「1～2回」がそれぞれ100.0%、50.0%、40.0%、37.8%、36.0%と最も高く、50歳代では「1～2回」と「3回～4回」が34.8%と最も高く、60歳代では「5回以上」が42.9%と最も高くなっている。（図表5-2-1）

(3) 人権研修等への参加による人権や人権問題に対する理解

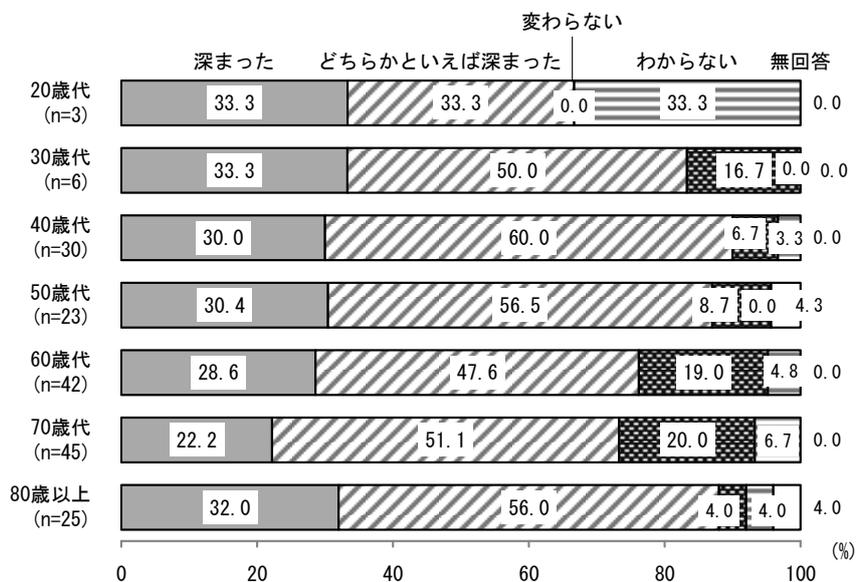
問18-2 あなたは人権啓発に関する研修等に参加して、人権や人権問題に対する理解・認識は深まりましたか。次の中からあてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。

【図表5-3 人権研修等への参加による人権や人権問題に対する理解】



「深まった」が平成30年度では27.8%で、平成25年度（31.0%）より3.2ポイント低くなっている。「どちらかといえば深まった」は平成30年度では52.8%で、平成25年度（45.5%）より7.3ポイント高くなっている。（図表5-3）

【図表5-3-1 年齢別 人権研修等への参加による人権や人権問題に対する理解】

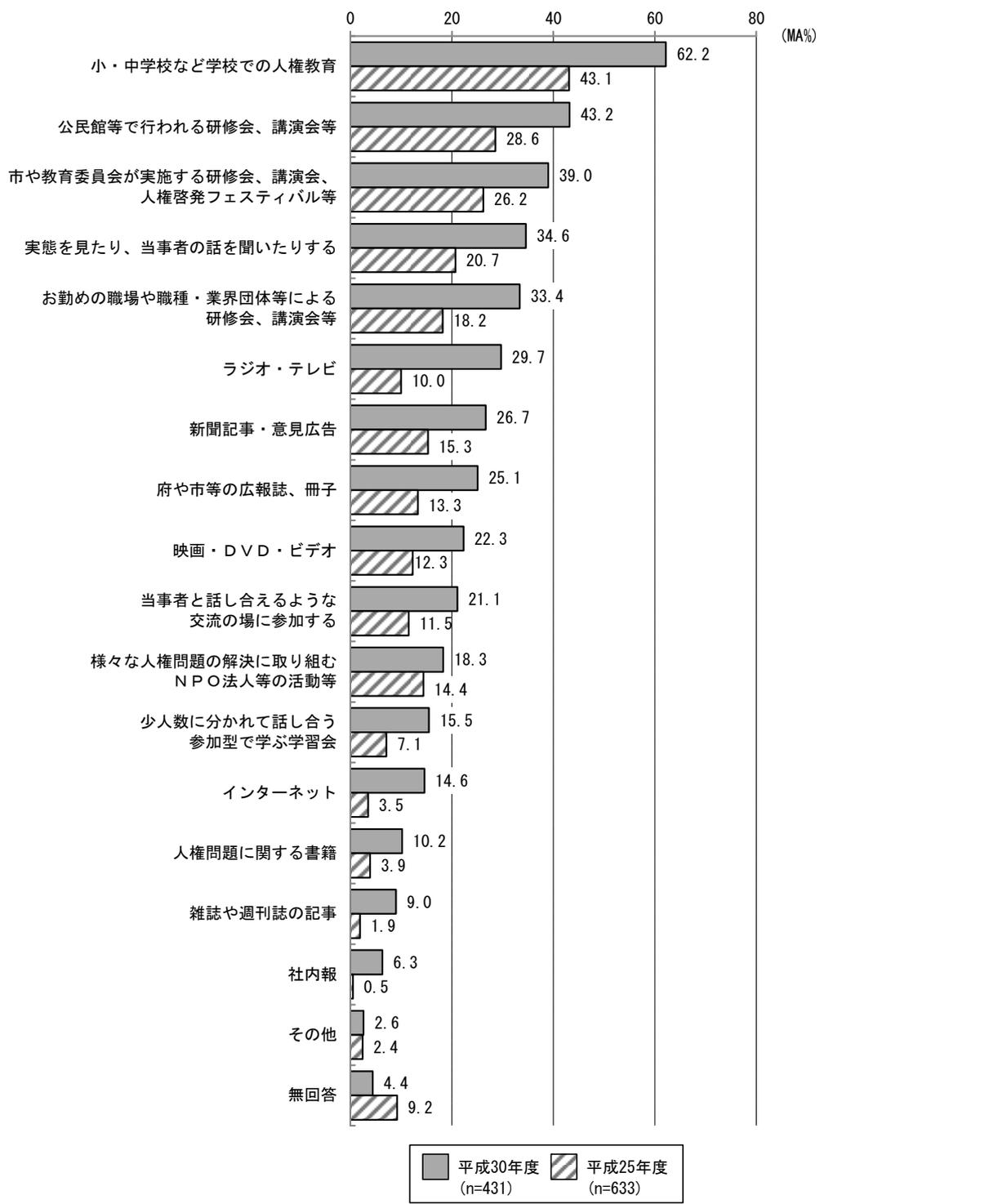


年齢別でみると、20歳代では「深まった」、「どちらかといえば深まった」、「わからない」が33.3%と最も高く、30歳代、40歳代、50歳代、60歳代、70歳代、80歳以上では「どちらかといえば深まった」がそれぞれ50.0%、60.0%、56.5%、47.6%、51.1%、56.0%と最も高くなっている。（図表5-3-1）

(4) 人権問題についての理解や認識を深めるために役立つこと

問19 あなたは、人権問題について理解や認識を深めるためには、どのようなものが役立つと思いますか。次の中から役立つと思われる番号をすべて選んで○をつけてください。(平成25年度は3つまで○)

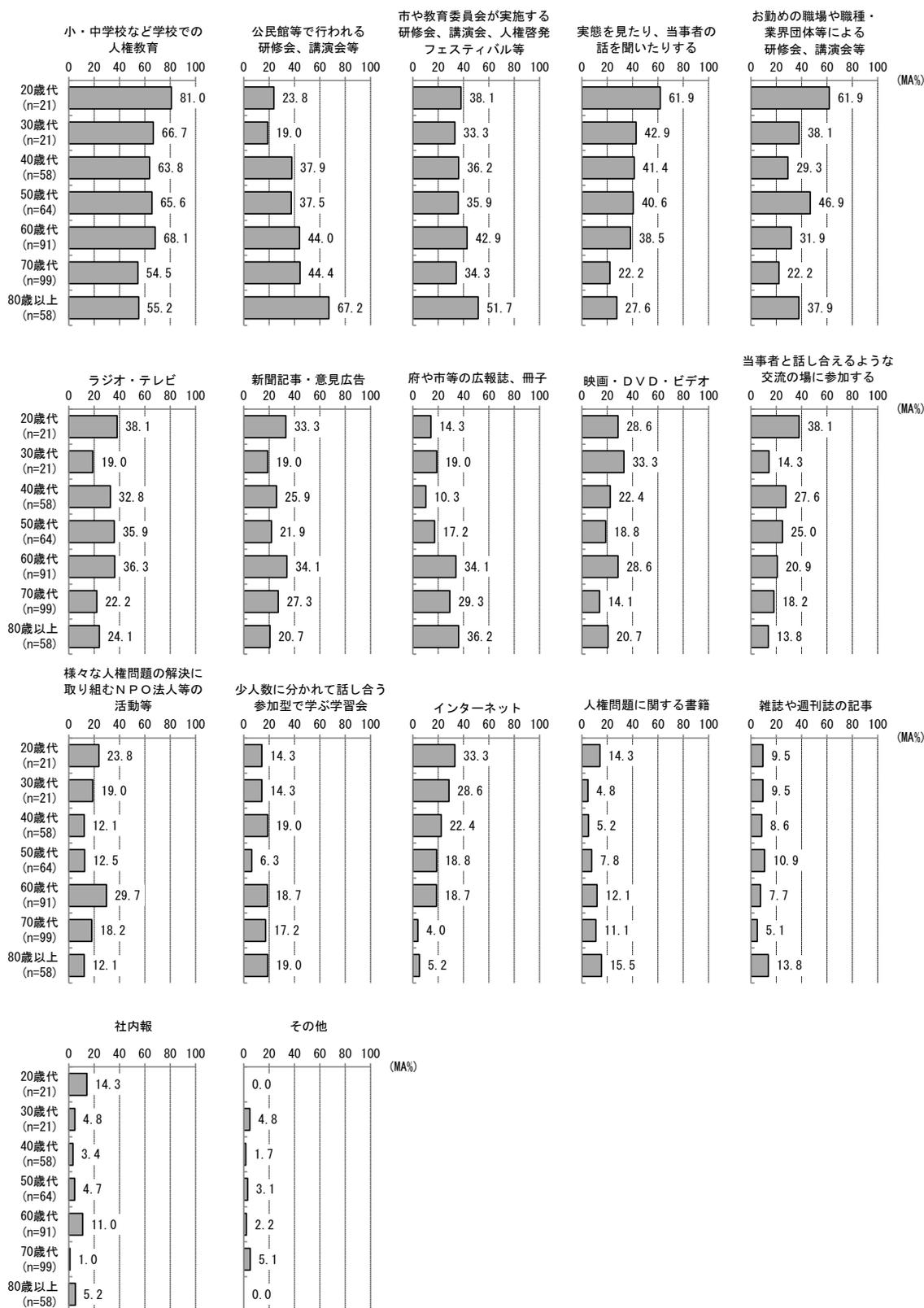
【図表5-4 人権問題についての理解や認識を深めるために役立つこと】



「小・中学校など学校での人権教育」が平成30年度では62.2%と最も高く、次いで「公民館等で行われる研修会、講演会等」が43.2%となっている。(図表5-4)

Ⅲ 調査結果 ～ 4. 人権問題を理解するための取組やかかわり

【図表5-4-1 年齢別 人権問題についての理解や認識を深めるために役立つこと】



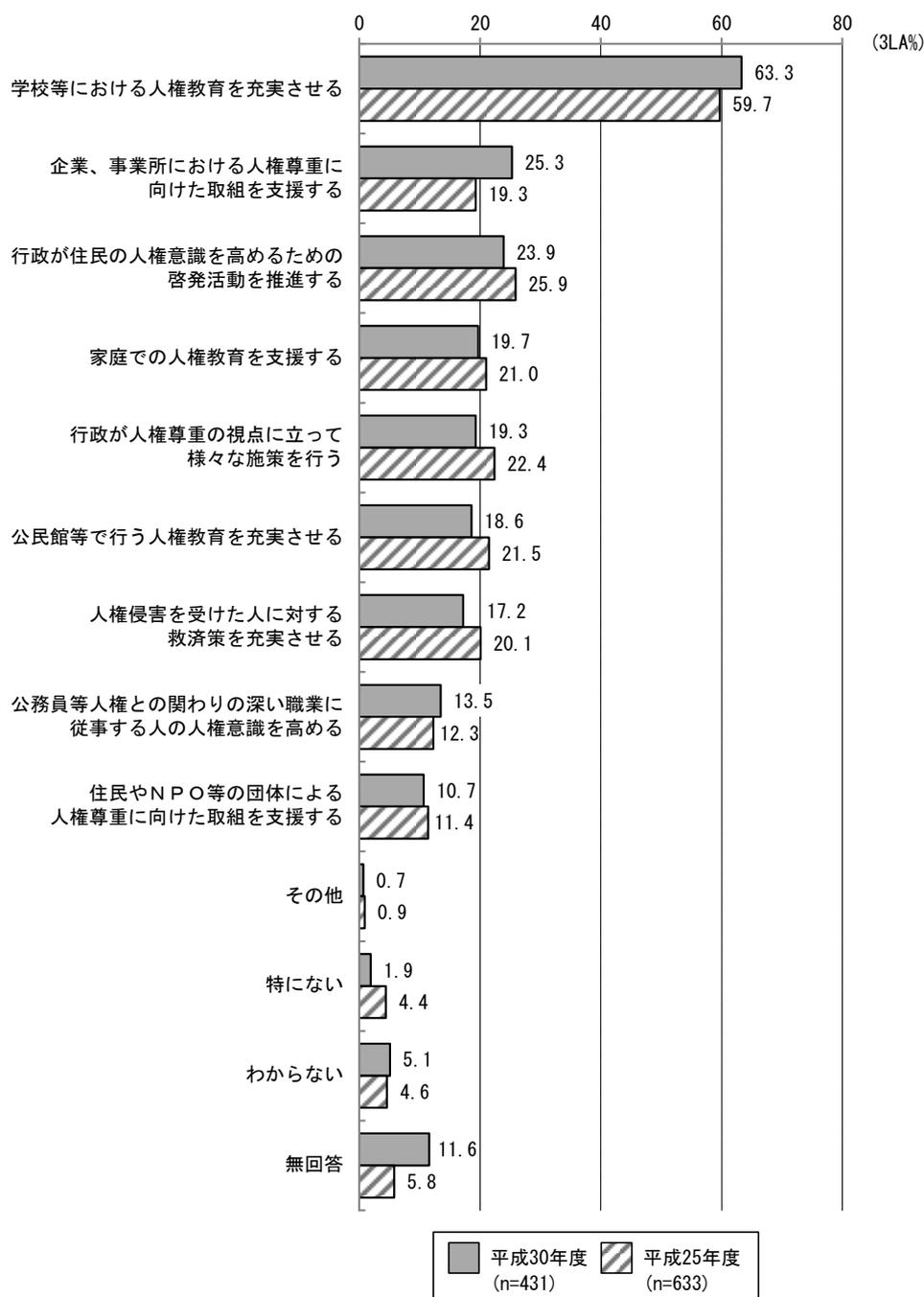
年齢別でみると、20歳代、30歳代、40歳代、50歳代、60歳代、70歳代では「小・中学校など学校での人権教育」がそれぞれ81.0%、66.7%、63.8%、65.6%、68.1%、54.5%と最も高く、80歳以上では「公民館等で行われる研修会、講演会等」が67.2%と最も高くなっている。(図表5-4-1)

5. 人権が尊重される社会づくりに求められること

(1) 必要な人権教育や啓発の施策

問20 あなたは、人権が尊重される社会を実現するために、どのような人権教育や啓発が必要だと思いますか。特に重要と思われる番号を3つまで選んで○をつけてください。

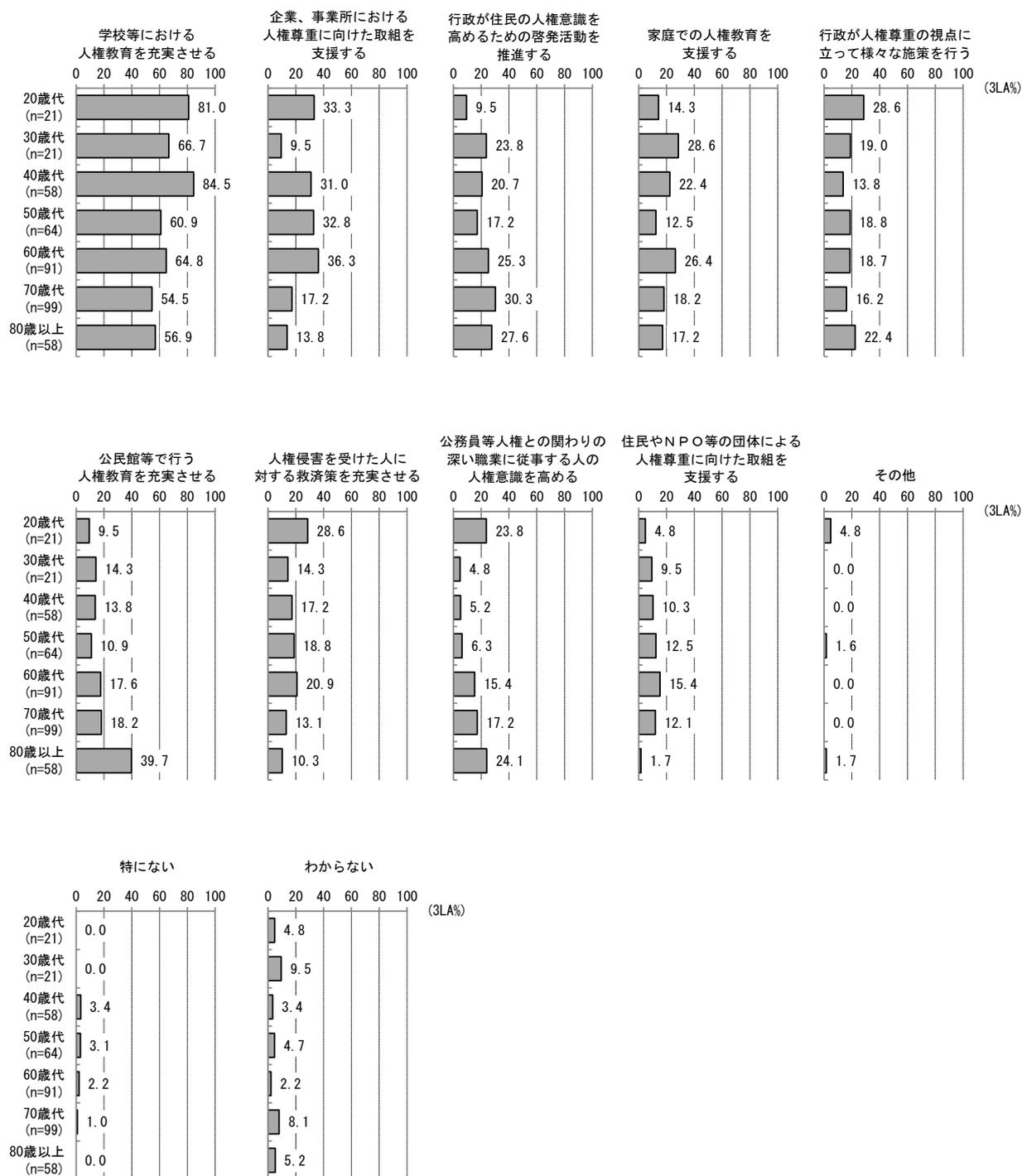
【図表6-1 必要な人権教育や啓発の施策】



「学校等における人権教育を充実させる」が平成30年度では63.3%と最も高く、平成25年度(59.7%)より3.6ポイント高くなっている。(図表6-1)

Ⅲ 調査結果 ～ 5. 人権が尊重される社会づくりに求められること

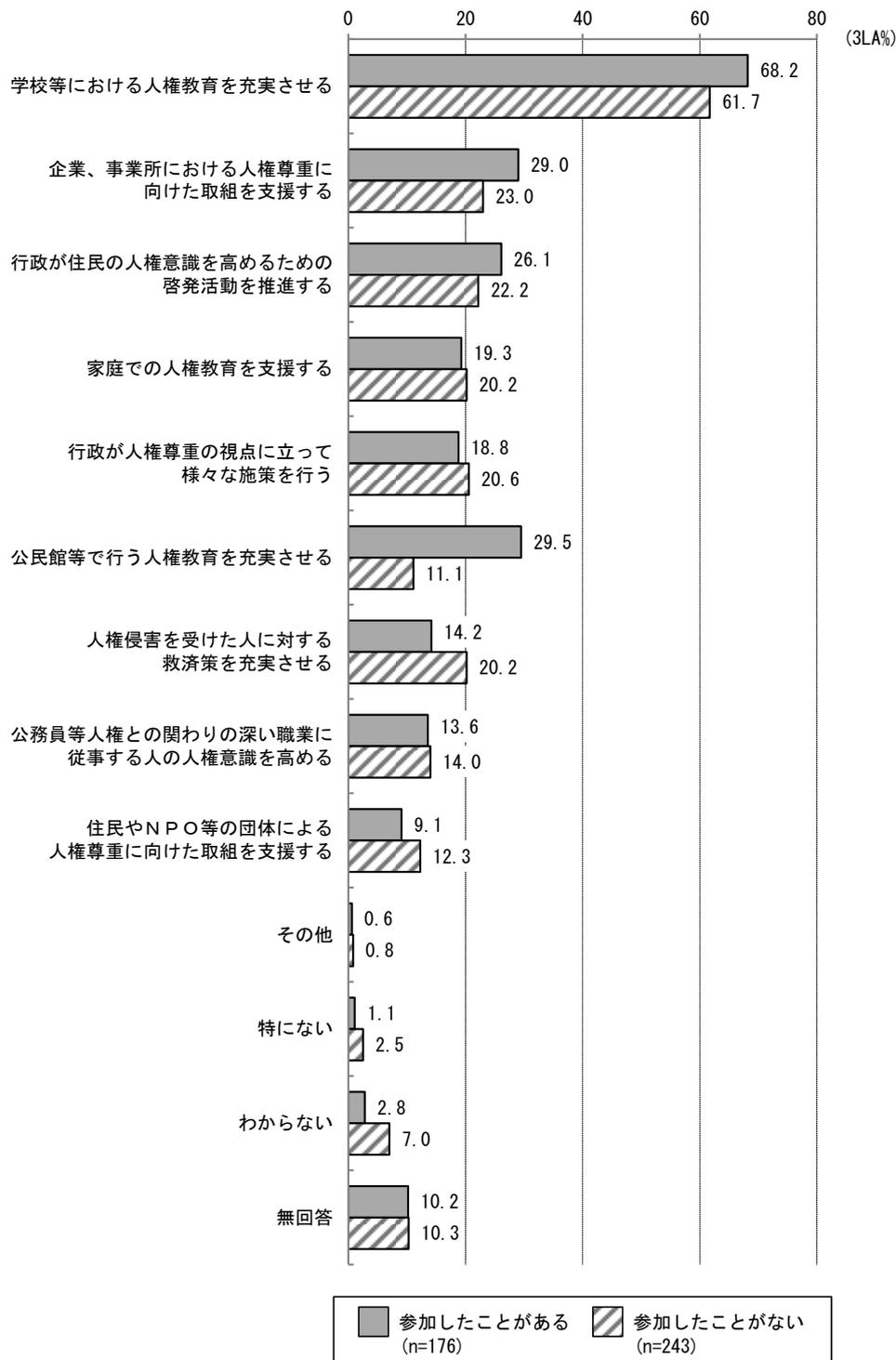
【図表6-1-1 年齢別 必要な人権教育や啓発の施策】



年齢別でみると、いずれの項目も「学校等における人権教育を充実させる」が高く、20歳代では81.0%、30歳代では66.7%、40歳代では84.5%、50歳代では60.9%、60歳代では64.8%、70歳代では54.5%、80歳以上では56.9%となっている。(図表6-1-1)

Ⅲ 調査結果 ～5. 人権が尊重される社会づくりに求められること

【図表6-1-2 人権に関する研修会等の参加有無別 必要な人権教育や啓発の施策】



人権に関する研修会等の参加有無別でみると、「学校等における人権教育を充実させる」が参加したことがあるでは68.2%、参加したことがないでは61.7%と高くなっている。(図表6-1-2)

IV 調査結果の分析と考察

～綾部市における人権意識の状況と課題～

IV 調査結果の分析と考察

綾部市における人権意識の現状と課題

京都教育大学 教授
伊藤悦子

1. はじめに

綾部市の人権意識調査は2回目である。前回は平成25（2013）年10月に実施し、その5年後の平成30（2018）年10月に2回目を実施した。その調査結果をまとめたのが本報告書である。

本報告書はこの5年間における人権をめぐる状況の変化を受けて、新たな人権課題について尋ねるとともに、前回調査の設問を再度問うことによって、綾部市が推進してきた人権啓発・教育の成果を検証することとした。

平成25（2013）年から平成30（2018）年のわずか5年間であるが、人権政策については大きな変化があった。すなわち、いわゆる人権三法の成立である。京都市を中心とした大都市において在日コリアン等に対するヘイトスピーチが看過できない状況になる中で、平成28（2016）年ヘイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）が成立施行された。人種差別撤廃条約を批准した日本において、日本国憲法で保障された「表現の自由」と在日コリアン等へのヘイトスピーチによる人権侵害防止との調整を図って初めて施行された法律である。その実効性を担保するために、京都府においてはその後「ガイドライン」（京都府公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドライン）を制定し、ヘイトスピーチの防止に努めている。

同年に部落差別解消法（部落差別の解消の推進に関する法律）が施行された。同法は戦後初めて「部落差別が存在する」ことを明記し、かつ情報化社会のなかで新たな段階を迎えた部落差別の現状を憂慮して制定された法律である。この法律は理念法であることから、実際の差別解消施策は国及び地方公共団体に任せられているという状況である。綾部市において「部落差別解消法」をいかに実効性のあるものにするのかが求められている。

さらに障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）も同じ年に施行された。同法はもともと平成18（2006）年に国連で採択された「障害者権利条約」の批准を受けて、平成25（2013）年に成立していた法律である。障害者に対する「合理的配慮」を実施するための準備期間が設けられた後に施行されたものである。これを受けて綾部市では平成30（2018）年に綾部市手話言語の確立及び多様なコミュニケーション手段の促進に関する条例を施行しており、「共生社会」実現のための法律や条例の整備が進められてきた。

このような人権三法のみならず、平成25（2013）年から今日まで、子ども・障害者・高齢者の虐待を防止するための法律が施行されたり改善されたりしてきた。そして、今まさにLGBTに対する差別を防止するための法律も模索されている状況である。

世の中の変化が加速化しているなかで、人権をめぐる状況も大きく変化してきており、それまで「常識」とされてきた事柄が実は人権の視点からみたら、とんでもないことであるとの指摘もなされる。そうしたことに柔軟に対応し、人権尊重の進展がお互いの暮らしをよりよくするものであるとの認識を住民に持ってもらうことが今まさに、人権教育・啓発の課題であるだろう。

そのような問題意識で今回の意識調査は設計され、実施された。本稿では調査の各設問の結果については報告書本編に譲り、以下に示すような課題について順に検討していきたい。

- ①平成30年度調査と平成25年度の比較とその意味
- ②人権関連の法律や新しい課題の認識
- ③研修会参加状況
- ④人権に関する知識・研修会参加状況・自尊感情と人権意識の関連
- ⑤研修会の成果

これらの点から、綾部市における人権意識の現状と課題について検討し、人権教育・啓発のよりよい学習内容や方法、あるいは人権施策について考える材料を提供していきたい。

2. 前回調査との比較

今回調査と前回調査とで設問を全く同じにし、比較できるようにした。その設問項目と結果の特徴を表1にまとめた。

平成25年度と同じ設問	経年変化の特徴
問1 人権に関する考え方	すべての項目で上昇
問2 人権意識の現状認識	意識は下降、町づくりは横ばいという認識
問6 人権侵害の実態	侵害経験自体は減少、個人同士の侵害が増加
問10 差別に対する考え	無回答が減り、差別だと捉える回答が増加
問11 身近な人権問題	評価が困難、 外国人の同化や感染症患者の隔離を求める傾向増加
問12 風習に対する考え	長男相続だけ好転するも、他は変化なし
問13 身元調査の見聞	見聞は減少
問14 身元調査への意見	就職の身元調査否定は増加、結婚はあまり変化なし
問15 マイナスイメージの見聞	見聞自体は変化ないが、近所・職場での見聞増加、 反発も増加
問16 子どもの結婚問題	大きな変化なし
問17 情報化に対する意見	書き込み削除要請が大幅増加
問18 研修会参加状況	参加したことがあるが減少するが、複数回参加者が増加
問25 自尊感情	無回答が減り、自己肯定的な意見が増加

包括的な結果としていえることは、綾部市民の人権意識はより望ましい方向に向かっているということになる。すべての項目について言及するには紙面の関係上難しいので、まず「自分の人権」に関わる事柄である「人権侵害を受けた経験とその対処（問6）」「人権意識（問10）」「身元調査と結婚問題（問14、15、16）」について順にみていきたい。

① 人権侵害を受けた経験とその対処（問6）

問6は「あなたは過去5年の間に自分の人権が侵害されたと感じたことがありますか」に対して「ある」と回答した割合は、平成25年度17.2%に対して平成30年度は14.6%で微減している。ただ、その内容がかなり変化していることがうかがえるのが図1の結果である。

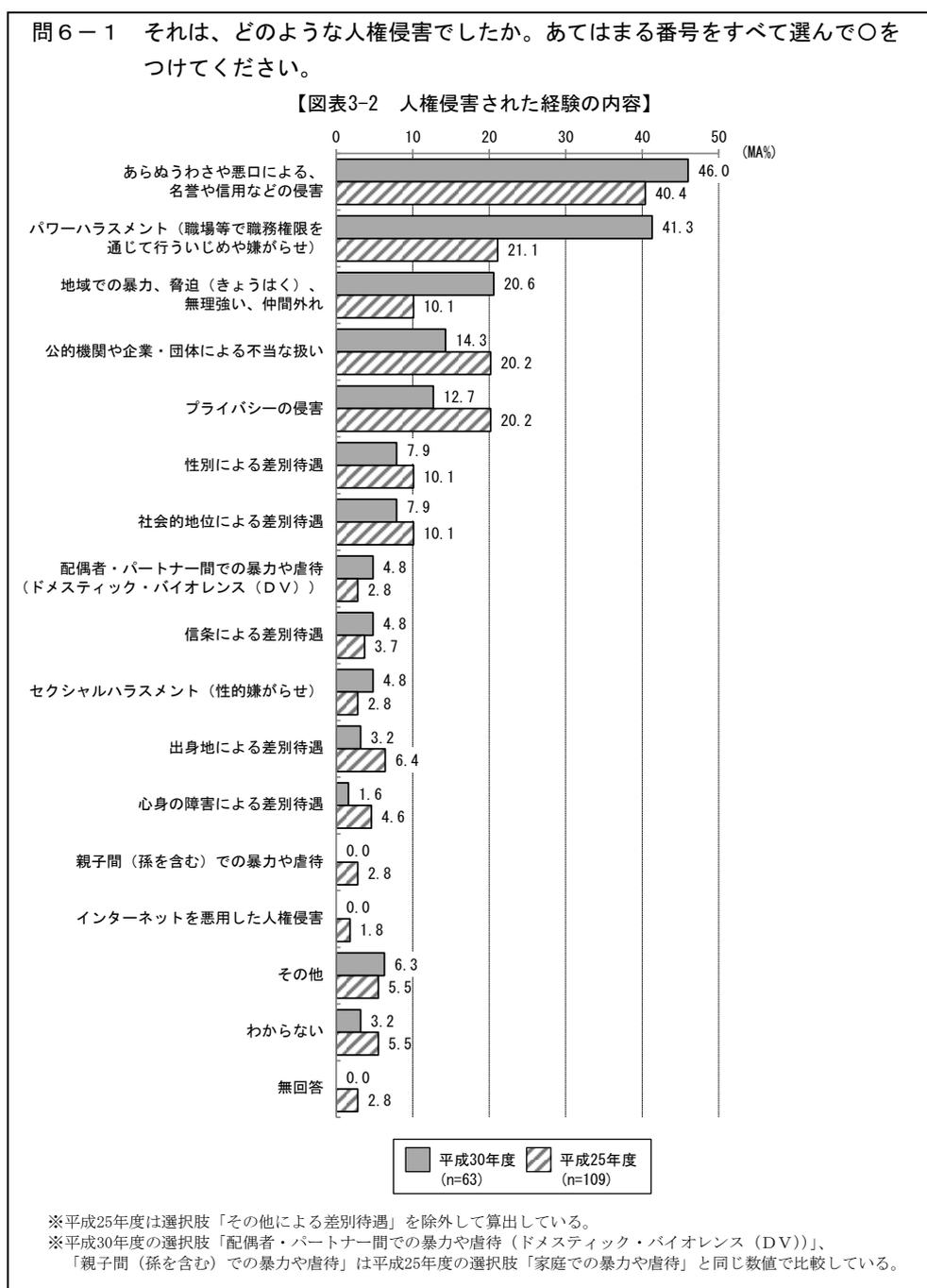


図1 人権侵害の内容の変化（p. 55の再掲）

IV 調査結果の分析と考察 ～綾部市における人権意識の状況と課題

「どのような人権侵害でしたか」の回答のうち、いちばん多い「あらぬうわさや悪口による、名誉や信用などの侵害」が40.4%から46.0%に増加するとともに、「パワーハラスメント」が21.1%から41.3%に激増し、「地域での暴力、脅迫、無理強い、仲間外れ」も10.1%から20.6%と増加している。その一方、性別等による差別待遇については微減状態である。

すなわち、会社や行政などによる待遇や差別についてより、職場や地域社会における「人間関係における人権侵害」が増加しているのである。これはそういった事例が増えたというより、「ハラスメント」が「人権侵害」であると住民が認識するようになったと解釈する方が妥当であろう。今回の調査では「自分の人権」についての意識が向上している（問1の結果）とともに、人間関係や自分を取り巻く環境における人権侵害について認識するようになったといえる。綾部市の場合、同和問題など「人権問題とは差別の問題」であると捉える傾向が強かったが、今回の調査では「自分の人権」「人権は自分事である」と捉える傾向が垣間見えるようになった。

こうした人権侵害は「気付く」だけでなく、「対処」することが大切であるが、問6-2を見ると、「家族や友人、上司、先輩、その他信頼できる人に相談した」が36.7%から54.0%に増加していることから、私人間の人権侵害を身近な人に相談することで対処している様子が想像できる結果であった。公的な相談が利用されていないが、相談するという行動が増えたことは望ましい結果であるといえよう。

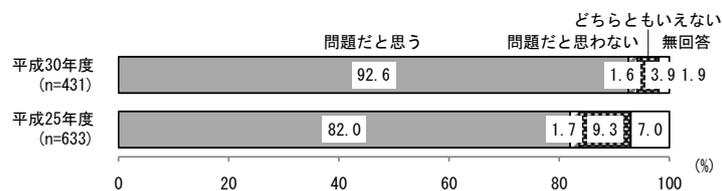
② 差別に対する考え（問10）

問10は、母子家庭・父子家庭、女性、同和問題、外国人、グループホームなどに対する差別の問題について「問題だと思う」かどうかを尋ねた結果である。

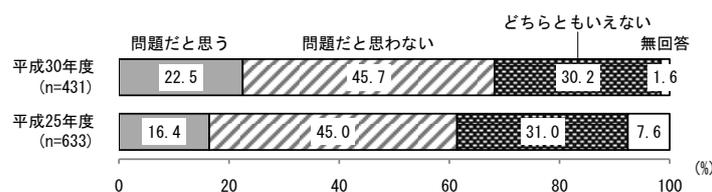
問10 あなたは、次にあげた事項についてどう思いますか。次のア～オの事項ごとに、あなたのお考えにもっとも近い番号を1つずつ選んで○をつけてください。

【図表4-1 差別に関する考え方】

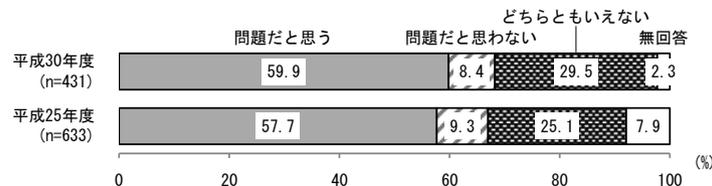
ア 就職試験で母子家庭・父子家庭であることを理由に不採用とされた



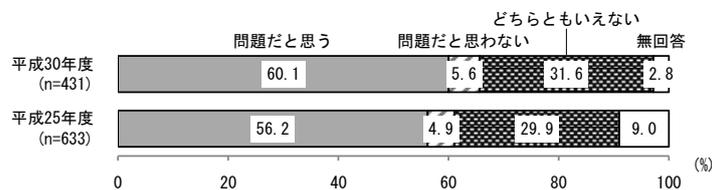
イ 夫は、妻が育児や家事に支障がないのなら働いてもいいと言った



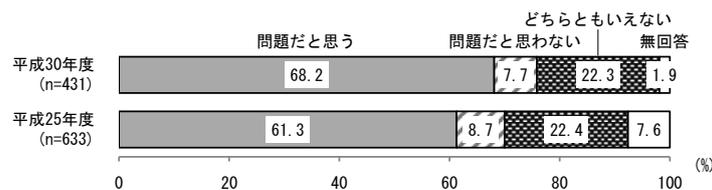
ウ 校区内に同和地区があるので住宅購入を取りやめた



エ 外国人であることを理由に、賃貸マンションへの入居を断られた



オ 自宅の近くに高齢者のグループホームが建設されると聞き、反対した



※平成25年度の選択肢「いちがいに言えない」は平成30年度の選択肢「どちらともいえない」として算出している。

図2 差別についての認識の変化 (p. 71～72の再掲)

それぞれ、「問題だと思う」が、母子家庭・父子家庭82.0%から92.6%、女性16.4%から22.5%、同和问题57.7%から59.9%、外国人56.2%から60.1%、グループホーム61.3%から68.2%と増加している。ただ、同和问题については増加していると言ってもわずか2.2ポイントであった。

この設問については「無回答」が減った分、「問題だと思う」が増加しているという特徴がある。もちろん「どちらともいえない」と態度を保留している回答も多いが、差別に対して意見を表明することが多くなったともとれる結果であった。

③ 身元調査と結婚問題

身元調査の見聞（問13）については平成25年度が15.5%であったのに対して、今回は10.4%で一定程度減少していることが確認できた。ただ、図3を見る限り、就職はまだしも結婚に際しての身元調査については「すべきではない」が大きく変わっていないことも確認できる。

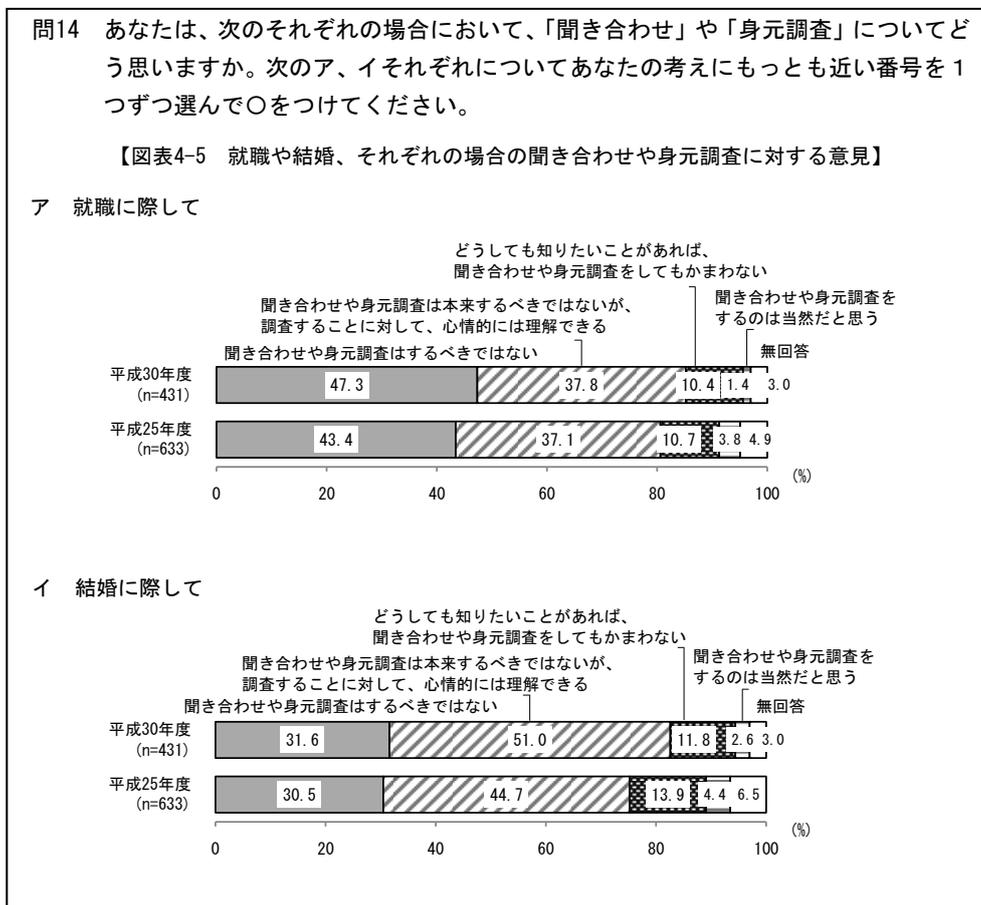


図3 身元調査に対する考え方 (p. 92の再掲)

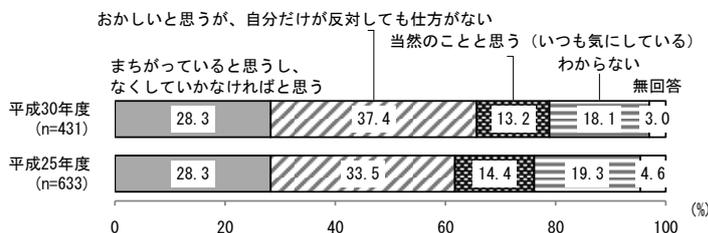
結婚に際して「すべきではない」がほとんど変化しなかったが、「すべきではないが、心情的には理解できる」が44.7%から51.0%に増加し、その分、身元調査肯定の意見が減少したことがわかる。ただ、「心情的に理解する」のが身元調査をする側への共感であって、調査される方の立場に思い至らないところにまだ課題が残されているともいえよう。

身元調査に関連する事柄として問12が関連している（図4）。

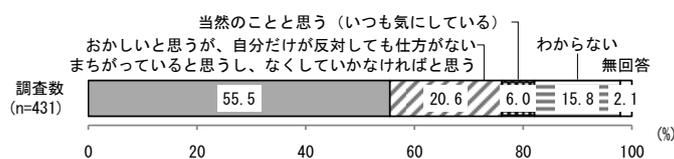
問12 あなたは、次にあげた事項についてどう思いますか。次のア～エの事項ごとに、あなたの考えにもっとも近い番号を1つずつ選んで○をつけてください。

【図表4-3 風習等に対する考え方】

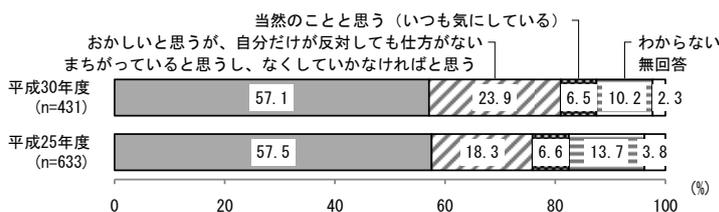
ア 結婚式は「大安」の日でないといく悪いという風習



イ 女性が大相撲の土俵に上がれないという伝統



ウ 結婚の相手を決めるときに、家柄や血筋を問題にすること



エ 家の相続など、長男にはほかの子どもとは異なる役割があるという考え

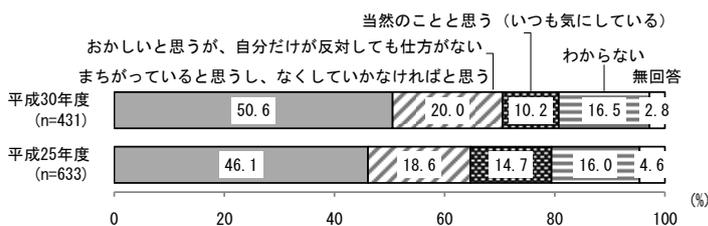


図4 慣習や伝統に対する意識 (p. 85～86再掲)

同和地区出身者に対する結婚差別について最も関連している要因が六曜などの迷信、穢れ意識、家柄などの家意識だと言われている。この点を聞いた問12の六曜迷信はほとんど変化がなく、家柄や家意識について尋ねた部分では若干の変化を確認できた。

IV 調査結果の分析と考察 ～綾部市における人権意識の状況と課題

すなわち、「結婚相手を決めるときに、家柄や血筋を問題にすること」は大きな変化がなかったが、「家の相続など、長男にはほかの子どもとは異なる役割がある」については「まちがっている」が46.1%から50.6%に変化している。産業構造の変化のなかで土地や家の存続が最重要な問題ではなくなりつつあり、また、そもそも結婚観そのものが変化している今日の世相を反映した結果であろう。

この結果を見る限り、同和問題を克服しつつあるとはいえない。むしろ、家柄意識や長子相続の慣習自体が変わりつつあるにもかかわらず、同和地区出身者への結婚差別意識が払拭できていないともいえる。

④ 同和地区出身者へのマイナスイメージとその受け止め

過去5年間の間に「同和地区の人はこわい」などのマイナスイメージを聞いた経験を尋ねた結果はほとんど変化がなかった（平成25年度「ある」14.7%、平成30年度14.4%）。

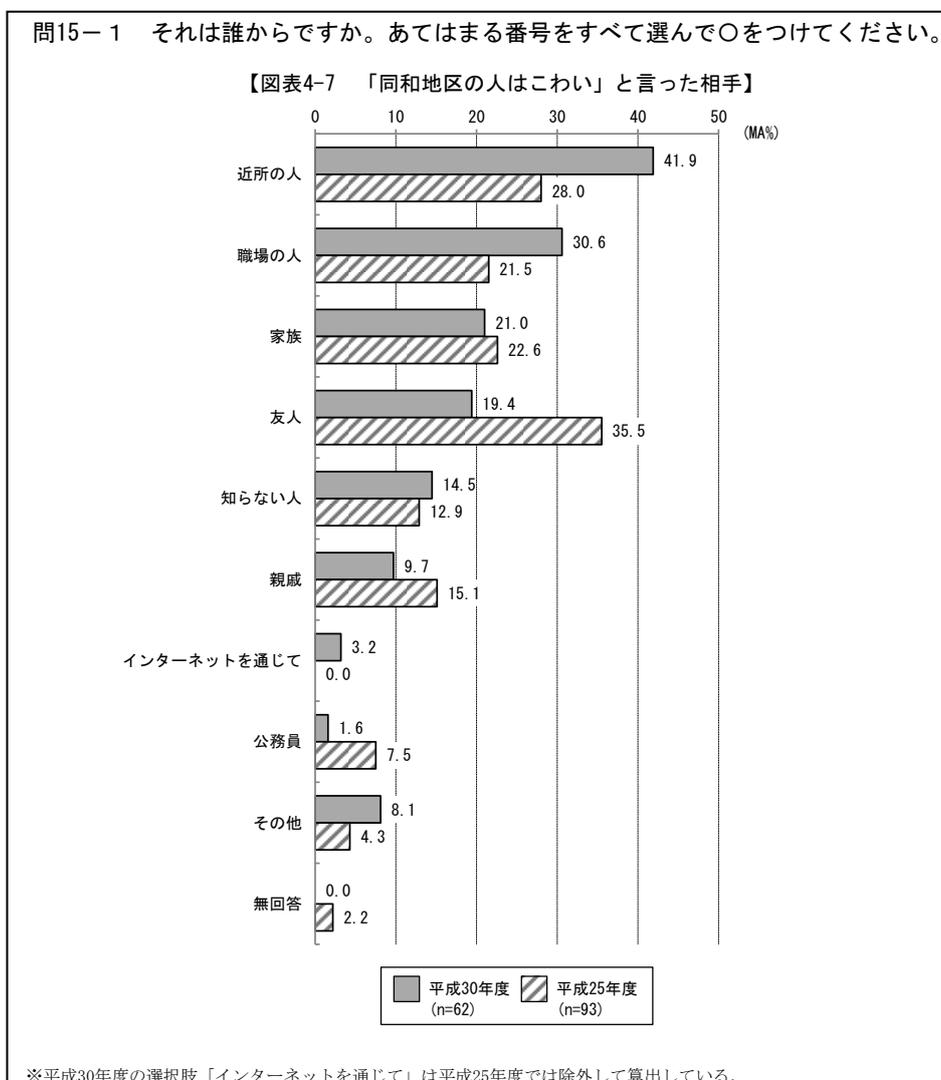


図5 マイナスイメージの伝達経路 (p. 96の再掲)

ただ、そういったイメージの伝達経路には変化があった。図5に明らかなように、「近所の人」が28.0%から41.9%、「職場の人」が21.5%から30.6%と増加しているのに対して、「友人」が35.5%から19.4%と減少したのである。これは親しい友人との会話でマイナスイメージを伝達されることから、「知人」レベルでのうわさ話で聞くことが増えたと推測される。

このような「うわさ話」としての情報のせいか、マイナスイメージを聞いた時の反応も以前と異なっている。図6のように、「反発・疑問を感じて注意した」12.9%、「反発・疑問を感じたが何もしなかった」45.2%と「反発・疑問」を感じた人が10ポイント以上増加している。近所のうわさ話として聞いていて、鵜呑みにしているわけではないが、お互いに注意し合うほどでもない間柄でマイナスイメージが続いていると考えられる。しかし、同和地区出身者が地域社会で暮らしていることを想像し、「それはおかしい」と注意する住民が必要なのは言うまでもない。そのような「行動を促す」啓発が必要になっているともいえよう。

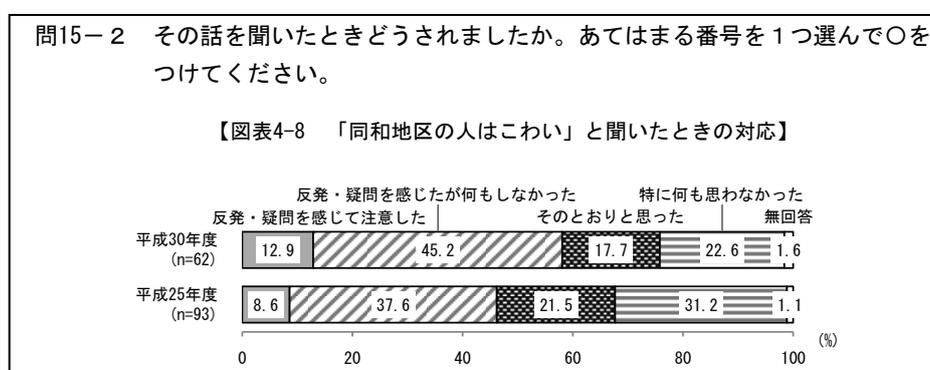


図6 マイナスイメージへの対処 (p. 97の再掲)

3. 人権に関わる法律や新しい課題の認識

今回の調査では、綾部市は独自の項目を設定しているが、その多くは知識に関わる事柄である。すなわち、問3「法律や制度の認知」、問4「LGBTの認知」、問5「ヘイトスピーチの認知」、問7「人権擁護制度の認知」、問8「相談窓口の認知」、問9「救済制度の認知」である。

先にも述べたようにこの5年間の間に多くの法律や条例が制定されており、一方で新たな人権の課題や問題も起こっていることから、様々な事柄についてアンケート調査を通じて啓発するという目的もあった。

問3「法律や制度の認知」は報告書にあるような結果であったが、当然のことながら人々の関心は「身近な人権問題」にあり、マスコミによる報道も多い子ども、女性、高齢者、障害者に関わる法律や制度については比較的認知が進んでいることが分かる。ただ、人権三法など住民に認知してもらうことによって法の実効性が高まる法律については、今後も啓発が必要なことを確認しておきたい。

IV 調査結果の分析と考察 ～綾部市における人権意識の状況と課題

また、問4の「あなたは性的少数者（LGBT等）という言葉を知っていますか」は「はい」が61.5%で、人権の課題に関わる言葉として急速に普及したともいえるが、その認識の中身については今後深めていかななくてはならないだろう。さらに、「ヘイトスピーチを伴うデモ、集会、街宣活動等を知っていますか」についても「知っている」が49.0%であった。認知経路はテレビ等のマスコミが圧倒的（93.4%）で、インターネットからの情報も19.0%ある。インターネットの「ヘイトスピーチ情報」はヘイトスピーチをしている側からの情報が圧倒的に多いということから、今後の教育・啓発が期待されるといえよう。

4. 研修会参加状況

研修会への参加は、平成25年度46.9%に対して平成30年度は40.8%であるから、残念ながら減少したといえる。また、参加回数を見ると図7のようになり、「1～2回」が減少し、「3～4回」が増加している。研修会の参加者の固定化が進んでいるのではないかと危惧される結果である。

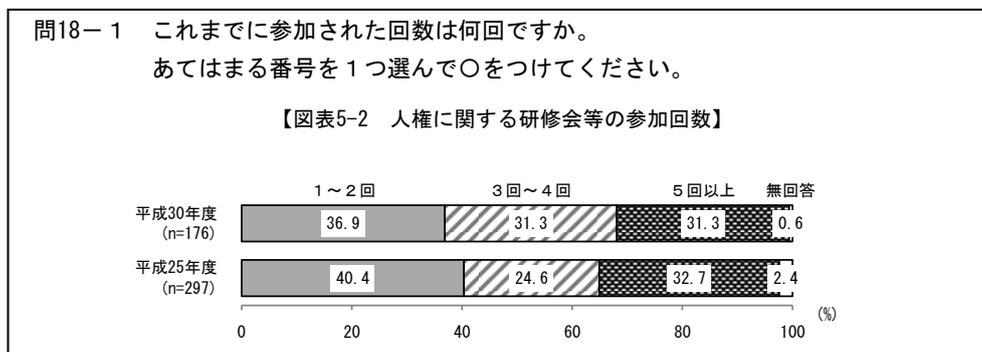


図7 研修会参加回数 (p. 107の再掲)

人権教育についての機会や方法・内容のうち、「役に立ったもの」について尋ねたが、前回は3つ以内の回答で、今回は「すべて」と変更したため、比較はできない。ただ、住民ニーズに大きな変化はなく、前回調査でも指摘したように人々は自分の経験した研修について評価し、支持しているという実態があることから、綾部市の人権教育・啓発をこれまでと同じように実施することが重要であることがわかる。

特徴的なことは、情報を提供してもらった研修の評価が高いものの、「交流」や「参加型」はあまり評価が高くないことと、「インターネット」を選んだ人が増加していることである。

5. 知識レベル・研修会参加の有無・自尊感情レベルと人権意識の関連

今回の調査では、前回と同じく自分自身のことをどのように捉えているかという設問を最後に設定した。図8のようになり、平成25年度と比べると「無回答」が減少している分、否定的な回答が減少している。この結果自体は、市民の多くが他者に受容されていると感じている人が増加していることを示しているもので、望ましいものである。

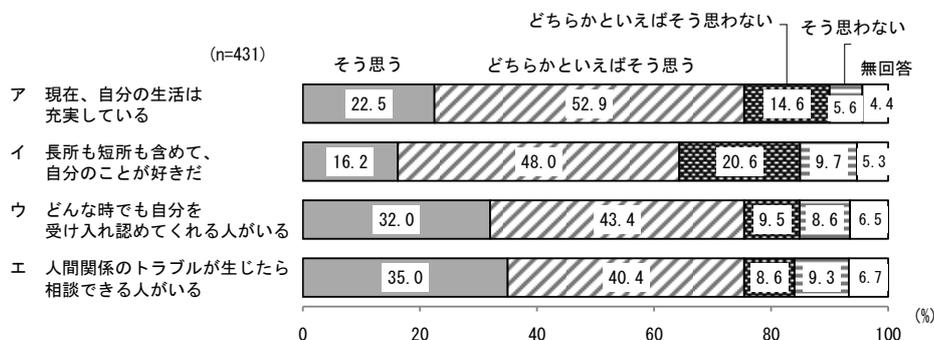


図8 自尊感情の結果 (p. 9の再掲)

ただ、そうした自己肯定感や自尊感情が他者の人権尊重と関連しているかが問題となる。そこで、表2に示すような操作を行って、知識レベルの低・中・高、研修会参加の有無、自尊感情レベルの低・中・高が人権意識とどのように関連するかを検討し、よりよい研修の在り方を考えたいと思う。

表2 知識レベルと自尊感情レベルの設定

知識レベル	問3の16項目を点数化。内容をよく知っている4点から、知らないまでを1点。合計点を三層にした。
	36～64点が高、35～23点が中、22点から16点が低である。
自尊感情レベル	問25の4項目を点数化。肯定的回答から否定的回答までを4点から1点とし合計点を三層にした。
	14～16点が高、11～13点が中、4～10点が低である。

これら知識レベルは問3の設問を使って、人権に関する知識の量を三層にレベル化した。人数が均等になるようにした結果、「知識レベル低」は16点から22点の人となった。これはすべての設問で「知らない」と回答した人が16点であることから、「名前は知っている」事柄が16項目中6項目ある人も含めている。知識レベルというより、そもそも「興味関心がない」に近い人が「知識レベル低」にあたるだろう。

各項目の相関関係を示したのが次の表3である。表中の* (アスタリスク) は、有意差検定の結果を示している。* = p < .05、** = p < .01、*** = p < .001 水準で有意に差があることを示す。簡単にいうと、* (アスタリスク) が多いほど相関が認められるということになる。

IV 調査結果の分析と考察 ～綾部市における人権意識の状況と課題

表3 有意差検定の結果一覧

		知識レベル	参加有無別	自尊感情			知識レベル	参加有無別	自尊感情	
問1	問1 平等				問11	問11 同和問題学習	***	***		
	問1 個人尊重	*	*			問11 介護役割				
	問1 生活保障					問11 子の意見表明		*		
	問1 自由					問11 認知症対応	*			
	問1 自己実現					問11 障害者雇用	*	*	* 逆転	
問2	問2 市民の人権意識	**	*		問11 同化主義					
	問2 人権豊かな町	*	*		問11 感染症対策	***		* 逆転		
問3	問3 知識レベル		***		問12	問12 風習(大安)	***	***	*	
問4	問4 LGBT認知	***			問12	問12 伝統(相撲)	*	*		
問5	問5 ヘイトスピーチ認知	***	***		問12	問12 家柄重視	**	*		
問7	問7 市役所	**	**		問12	問12 長男相続	**		**	
	問7 弁護士	***			問14	問14 就職身元調査	*	***		
	問7 専門機関	***	*		問14	問14 結婚身元調査		*		
	問7 人権擁護委員	***	***		問16	問16 結婚(同和地区)				
	問7 NPO等	**				問16	問16 結婚(障害者)	*	*	
問7 法務局	**	***		問16		問16 結婚(在日)	**			
問8	問8 無料法律相談	***	***		問16	問16 結婚(外国人)	**			
	問8 行政相談	***	**		問17	問17 ルール啓発	***	**		
	問8 女性相談	***	***			問17	問17 情報規制			
	問8 人権相談	***	***		問17	問17 削除要請	***			
問9	問9 侵害時の対処方法	***	*		問17	問17 業者への啓発	***	*		
問10	問10 単身家庭差別				問18	問18 参加有無	***			
	問10 女性差別	**			問20	問20 人権教育充実	ない			
	問10 部落忌避	**	***			問20	問20 企業等の取組	ない		
	問10 外国人差別					問20	問20 啓発充実	ない		
	問10 グループホーム差別	**			問21	問21 性別		*	*	
				問23	問23 年齢		*	*		
				問25	問25 自尊感情レベル					

相関が確認できるものすべてを考察するわけにはいかないもので、表3から読み取れることを何点か指摘しておきたい。

①今日「自分の大切さとともに他者の大切さ」を知ることが人権教育の目標とされ、自尊感情を養うことが人権意識の向上に関連すると言われていたが、今回の調査結果ではそのような結果は出なかった。心理学でいうところの自尊感情はもっと複雑なものであり、質問数が多いため、結果が出なかったとも解釈できる。ただし、今回は自尊感情レベルが高い人のほうが、障害者雇用や感染症患者に対して忌避的態度を示していることが特徴的であった(図9)。

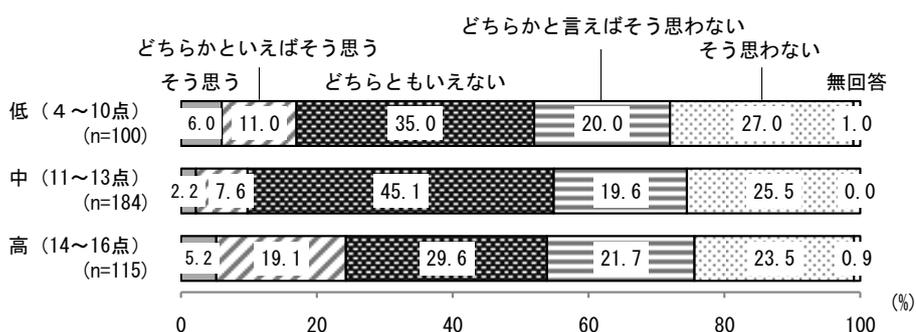


図9 自尊感情レベル×問11不況時は障害者雇用ができなくてもしかたがない

IV 調査結果の分析と考察 ～綾部市における人権意識の状況と課題

②知識レベルと研修会参加の有無とでは結果が共通したものが多い。

表3から分かるように、研修会参加と知識レベルは相関している。それを示したのが図10と図11である。図10は研修会参加と知識レベルとのクロス集計で、図11はその逆の知識レベルと研修会参加のクロス集計である。

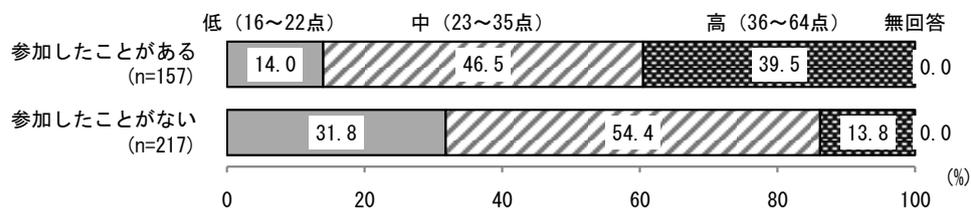


図10 研修会参加×知識レベル

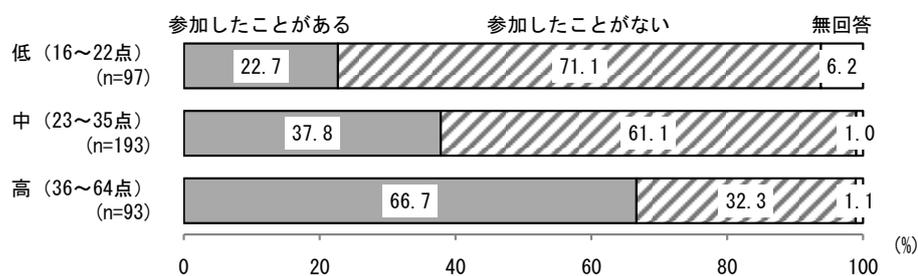


図11 知識レベル×研修会参加

図10からは研修会参加経験者の方が知識レベル高の人が多く、逆に図11から知識レベル高の人に占める研修会参加経験者の多さがわかる。しかし、研修会未参加者でも知識レベルの高い人がいて、研修会参加者にも知識レベル低の人がいるということである。研修会は人権に関わる法律や制度の周知に一定の役割を果たしているのである。

IV 調査結果の分析と考察 ～綾部市における人権意識の状況と課題

③ 「知識レベル」と「様々な人権」の相関が多い。

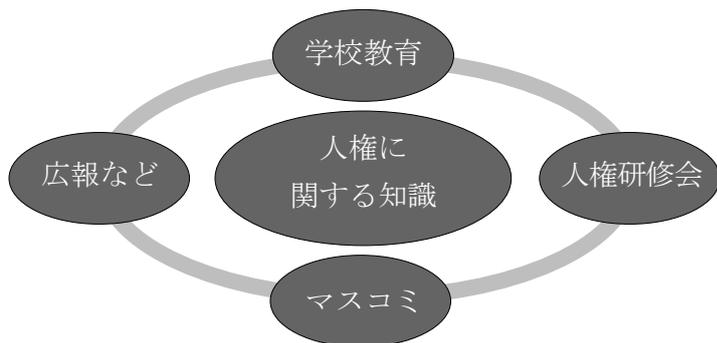


表3で相関が確認された項目を子細に見ると、「知識レベル」の方が相関した項目が多く、特に同和問題以外の人権に関わる項目との相関で違いがあることがわかる。

人権に関わる知識は学校教育をはじめとした教育歴やテレビ・新聞などのマスコミからも得ることができる。左のように考えられよう。

実際、今回の「知識レベル低」の人々は、人権に関する法律や制度について「知らない」を選んだ人々であることから、人権についての知識があるかどうか以前に「興味関心」がないことが予想される。逆に、知識を得ることだけを考えると、研修会以上にマスコミの影響が大きいことは予想される。そのことから、今回「知識レベル」と様々な人権課題、特に新しい人権課題についての相関が高いのは当然の結果であろう。

さらに表3のうち、「問16 結婚に対する態度」については、同和地区出身者の結婚問題は、綾部市の場合、研修の有無や知識の有無との相関が確認できなかった。これは、ある意味、研修会に参加しようがしまいが、人権についての知識があろうがなかろうが、地域住民に「結婚差別はおかしい」が根付いている結果だともとれる。ただし、クロス集計グラフを見ると大きな開きがあることが確認できる。(図12・図13)

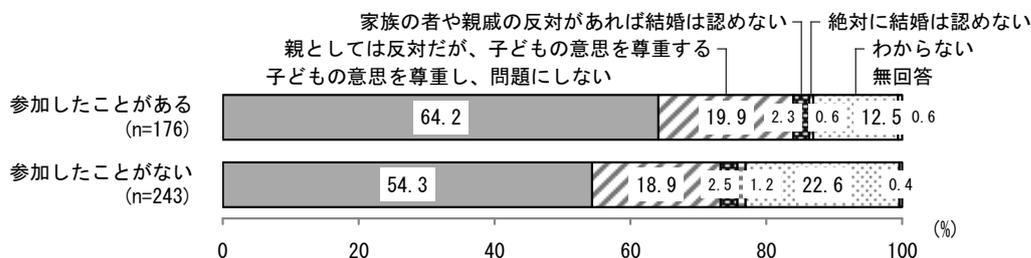


図12 研修会×同和地区出身者結婚

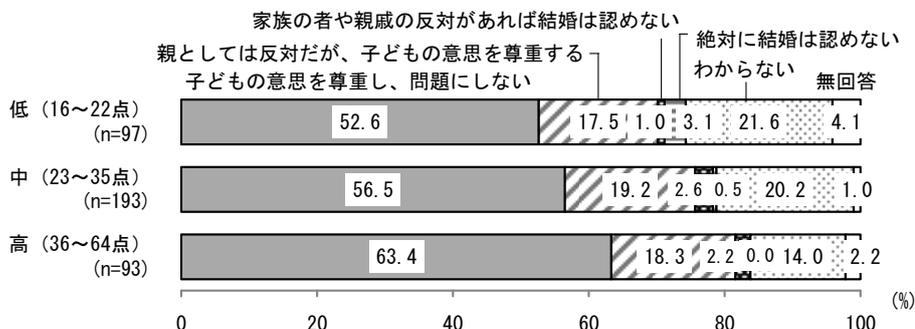


図13 知識レベル×同和地区出身者結婚

それに対して、障害者・在日・外国人などとの結婚については知識レベルとの相関は確認できるが、研修会の有無との関係は確認できない。これは「わからない」の回答が影響していると予想されるが、研修会参加の有無が「様々な人権」について影響を与えなかったとも考えられるし、「同和地区出身者への結婚差別」はすべきでないという規範が浸透している一方、「結婚の自由」という意識がまだまだ浸透していないとも解釈できるだろう。(図14・図15)

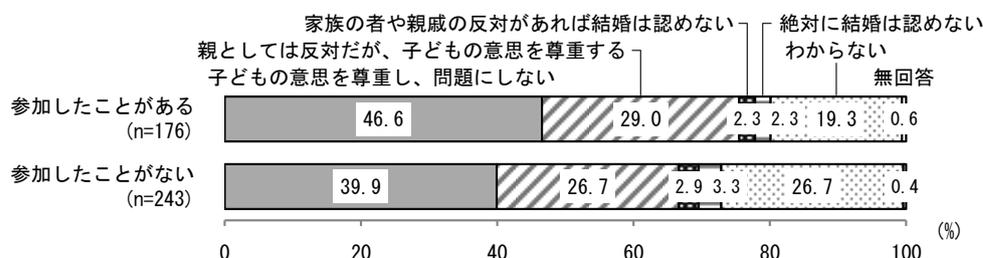


図14 研修会×外国人結婚

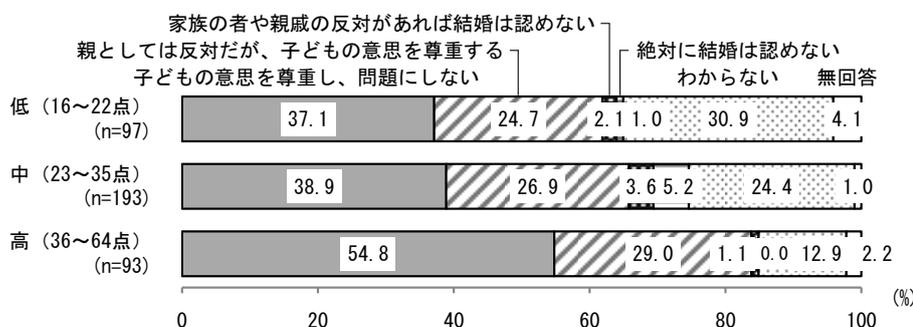


図15 知識レベル×外国人結婚

④人権に関する正しい知識の必要性

以上、見てきたように知識レベルの高低と研修会参加の有無が密接に絡まっており、「知識レベル高」であることが、人権に関する意見や態度にも影響を与えていることがわかった。人権の研修会は、住民の方々に人権についての知識を提供することはもちろん、地域社会での慣習や考え方を「人権の視点」とりわけ「部落差別解消の視点」で問い直す作業をしてきた。そういう研修会の成果は今回も確認できた。一方、研修会に足を運んでもらえなくても、「知識レベル高」になってもらうことが人権意識に影響していることを今回確認したといえよう。

ただし、新しい課題であるLGBTやヘイトスピーチについては「知っているかどうか」だけを質問しただけである。LGBTについては結婚観や家族観が問われることになり、ヘイトスピーチについてはグローバル化の中での「外国人労働者受け入れ」とも関連してくる問題である。今回の調査では、「知っている」の中身やその方向性については不明となった。今後は、ただ「知識として知っている」「社会問題として知っている」だけでなく、問題を人権の視点で捉えてもらうことや、LGBTや外国人の人権尊重がよりよい地域社会の形成へと結びつくという研修が必要とされているだろう。

手のひらのスマートフォンから様々な情報を得ることができる今日において、人権啓発として「正しい情報」をいかに発信するか、また、住民に情報を「正しくキャッチ」してもらえかが重要になってくる。

資料（調査票）

資料（調査票）

「綾部市人権教育・啓発推進計画」に関する市民調査

～市民調査へのご協力のお願い～

市民の皆様には、日ごろから綾部市の人権行政に対しまして格別のご支援、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、綾部市では、人権が尊重される社会の実現を目指し、平成26年度に「第2次綾部市人権教育・啓発推進計画」を策定し、この計画に基づいて、市民の皆様一人ひとりの日常生活の中にしっかりと人権意識が根付き、人を大切にし、誰もが住んでよかったと実感できる綾部を築くため様々な取組を行っているところです。

このたび、これまでの取組状況の把握及び今後の人権教育・啓発の取組をより効果的に進めていくために、綾部市民の皆様から無作為に抽出した20歳以上の方1,000人を対象に、市民の皆様のお考えをお聞かせいただきたく、市民調査を行うこととし、そのお一人として、あなた様をお願いすることとなりました。

回答方法は、無記名でお答えいただきますので、どなたのお答えかわからないようになっています。また、ご回答いただいた内容は、すべて統計的に処理し、調査の目的以外に使用することはありませんので、本調査の趣旨をご理解いただき、率直なご意見をお聞かせくださいますようお願いいたします。

平成30年10月

綾 部 市

【ご記入に当たってのお願い】

- 回答は、封筒のあて名のご本人がお答えください。なお、ご本人による記入が困難な場合は、家族の方等に代筆していただいても結構です。
- 調査票や返信用封筒に、あなたのご住所やお名前を記入していただく必要はありません。
- 年齢などご本人に関する事項は、この調査票の記入日現在でご記入ください。
- それぞれの問で、あてはまる番号に○をつけてください。
また、「その他（具体的に： ）」を選ばれた場合は、（ ）内にその内容をご記入ください。
- ご記入いただいた調査票は、**10月15日（月）まで**に同封の返信用封筒に入れて、ご投函ください。切手は不要です。

この調査票についてのお問い合わせは、下記までお願いします。

綾部市市民環境部人権推進課（〒623-8501 綾部市若竹町8-1）
電話番号：0773-42-4249 ファクス番号：0773-42-4406
Eメール：jinkensuisin@city.ayabe.lg.jp

■人権に関する一般的な考え方や認識についてお聞きします。

問1 あなたは、「人権が尊重される」とはどういうことだと思いますか。
あてはまる番号をすべて選んで○をつけてください。

- | | |
|---|--|
| 1 | 公権力（国または公共団体が支配権者として国民に対してもっている権力）から干渉されず、自由に生活できること |
| 2 | 差別されない、平等であること |
| 3 | 個人として尊重されること |
| 4 | 個人のもつ可能性を発揮する機会が認められること |
| 5 | 健康で文化的な最低限度の生活を送ることができること |
| 6 | その他（具体的に： _____） |
| 7 | わからない |

問2 人権を取り巻く社会の状況について、あなたはどのように思いますか。次の事項ごとにあてはまる番号を1つずつ選んで○をつけてください。

事 項	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらともいえない	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	わからない
ア 市民一人ひとりの人権意識は、5年前と比べて高くなっている	1	2	3	4	5	6
イ 綾部市は、人権が尊重された豊かなまちになっている	1	2	3	4	5	6

問2-1 あなたは、次にあげた人権が尊重されていると思いますか。ア～コの事項ごとにあてはまる番号を1つずつ選んで○をつけてください。

事 項	尊重されている	ある程度尊重されている	あまり尊重されていない	尊重されていない	わからない
ア 同和地区出身者の人権	1	2	3	4	5
イ 女性の人権	1	2	3	4	5
ウ 子どもの人権	1	2	3	4	5
エ 高齢者の人権	1	2	3	4	5
オ 障害のある人の人権	1	2	3	4	5
カ 外国人の人権	1	2	3	4	5
キ ハンセン病、H I V感染者の人権	1	2	3	4	5
ク 犯罪被害者とその家族の人権	1	2	3	4	5
ケ ホームレスの人権	1	2	3	4	5
コ 性的少数者（LGBT等）の人権	1	2	3	4	5

問3 あなたは、次の人権に関する法律、条例、制度を知っていますか。ア～タについて、あてはまる番号を1つずつ選んで○をつけてください。

事 項	内容をよく知っている	内容を少し知っている	名前は知っている	知らない
ア 綾部市手話言語の確立及び多様なコミュニケーション手段の促進に関する条例 (2018年施行)	1	2	3	4
イ 部落差別解消推進法 (2016年施行)	1	2	3	4
ウ ヘイトスピーチ解消法 (2016年施行)	1	2	3	4
エ 障害者差別解消法 (2016年施行)	1	2	3	4
オ 子どもの貧困対策法 (2013年施行)	1	2	3	4
カ いじめ防止対策推進法 (2013年施行)	1	2	3	4
キ 事前登録型本人通知制度 (2013年施行)	1	2	3	4
ク 障害者虐待防止法 (2012年施行)	1	2	3	4
ケ ハンセン病問題基本法 (2008年施行)	1	2	3	4
コ 高齢者虐待防止法 (2006年施行)	1	2	3	4
サ DV (ドメスティック・バイオレンス) 防止法 (2001年施行)	1	2	3	4
シ 児童虐待防止法 (2000年施行)	1	2	3	4
ス 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 (2000年施行)	1	2	3	4
セ 男女共同参画社会基本法 (1999年施行)	1	2	3	4
ソ 同和対策審議会答申 (1965年)	1	2	3	4
タ 世界人権宣言 (1948年採択)	1	2	3	4

問4 あなたは性的少数者（LGBT等）という言葉を知っていますか。あてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。

1 はい	2 いいえ
------	-------

問4-1 あなたは、次の言葉について聞いたことがありますか。また、意味を知っていますか。ア～オについて、あてはまる番号を1つずつ選んで○をつけてください。

※この質問で初めて知った言葉の場合は「言葉を聞いたことがないし、意味も知らない」を選択してください。

事 項	言葉は聞いているし、意味も知っている	言葉は聞いているが、意味は知らなかった	言葉を聞いたことがないし、意味も知らない
ア L（レズビアン）※1	1	2	3
イ G（ゲイ）※2	1	2	3
ウ B（バイセクシュアル）※3	1	2	3
エ T（トランスジェンダー）※4	1	2	3
オ ストレート・アライ※5	1	2	3

※1. L（レズビアン）：女性の同性愛者

※2. G（ゲイ）：男性の同性愛者

※3. B（バイセクシュアル）：両性愛者

※4. T（トランスジェンダー）：こころの性とからだの性が一致していない人

※5. ストレート・アライ：LGBTの人たちの活動を支持し、支援している人

問5 あなたは、ヘイトスピーチ※¹を伴うデモ、集会、街宣活動等を知っていますか。
あてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。

1 知っている	2 知らない --> 問6へ
---------	----------------

問5で「1 知っている」と回答した方に、問5-1、問5-2についてお聞きします。

問5-1 あなたは、そのようなデモ等をどのようにして知りましたか。あてはまる番号をすべて選んで○をつけてください。

1 直接見たり聞いたりしたことがある
2 インターネットなどで見たことがある
3 テレビ・ラジオや新聞などの報道で見たり聞いたりしたことがある
4 ポスターや冊子などで見たことがある
5 家族、友人等から聞いたことがある
6 その他（具体的に： _____）
7 覚えていない

問5-2 あなたは、そのようなデモ等を見聞きしてどのように思いましたか。あてはまる番号をすべて選んで○をつけてください。

1 不愉快で許せないと思った
2 日本に対する印象が悪くなると思った
3 自分には関係ないと思った
4 ヘイトスピーチ※ ¹ をされる側に問題があると思った
5 「表現の自由」の範囲内のものだと思った
6 その他（具体的に： _____）
7 特にない
8 わからない

※1. ヘイトスピーチ：特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとしたりするなどの一方的な内容の言動

問6-2 人権侵害を受けたと感じたとき、あなたはどう対応されましたか。あてはまる番号をすべて選んで○をつけてください。

- | | | |
|---|---------------------------------|--|
| 1 | 相手に対して人権侵害であるとして注意したり、抗議したりした | |
| 2 | 家族や友人、上司、先輩、その他信頼できる人に相談した | |
| 3 | 公的機関（法務局・府・市役所、人権擁護委員・警察等）に相談した | |
| 4 | NPO法人等民間団体に相談した | |
| 5 | 職場の相談窓口相談した | |
| 6 | 弁護士等に相談した | |
| 7 | その他（具体的に： _____） | |
| 8 | なにもしないでそのままにした | |
| 9 | わからない | |

問7 人権を守るための制度について、あなたが知っているものをすべて選んで○をつけてください。

- | | | |
|---|------------------------|--|
| 1 | 法務局による相談や救済措置 | |
| 2 | 人権擁護委員による相談 | |
| 3 | 市役所が開設している相談 | |
| 4 | 弁護士による相談 | |
| 5 | 専門機関（婦人相談所や児童相談所）による相談 | |
| 6 | NPOなど民間団体による相談 | |
| 7 | その他（具体的に： _____） | |
| 8 | 知っているものはない | |

問8 綾部市では人権等に関する相談として、各種の相談窓口を開設しています。次の相談窓口について、あてはまる番号を1つずつ選んで○をつけてください。

事 項	利用したことがある	利用したことはないが知っている	知らない
ア 無料法律相談	1	2	3
イ 行政相談	1	2	3
ウ 女性相談	1	2	3
エ 人権相談	1	2	3

問9 人権侵害に関する相談や救済について、特に必要なことはどのようなことだと思いますか。あてはまる番号をすべて選んで○をつけてください。

- | | |
|---|------------------------------------|
| 1 | 相談員の資質向上や相談時間の拡大など、サービスを充実させる |
| 2 | 新たな相談・救済体制の整備 |
| 3 | 人権が侵害された際の適切な相談機関・連携関係・窓口を広く周知する |
| 4 | 人権を侵害した者に対する教育・啓発活動を充実させる |
| 5 | 人権を擁護するための法制度を整備し、実効性のある救済を行う |
| 6 | 人権啓発活動の中で、人権が侵害された時の対処の仕方を学ぶ機会を増やす |
| 7 | その他（具体的に： _____） |
| 8 | 特に必要ない |
| 9 | わからない |

■人権侵害などに関する考え方や認識についてお聞きします。

問10 あなたは、次にあげた事項についてどう思いますか。次のア～オの事項ごとに、あなたのお考えにもっとも近い番号を1つずつ選んで○をつけてください。

事 項	問題だと思う	問題だと思わない	どちらともいえない
ア 就職試験の成績や面接結果が、他の人よりも良かったにもかかわらず、母子家庭・父子家庭であることを理由に不採用とされた	1	2	3
イ 妻が働きたいと夫に相談したところ、夫は、育児や家事に支障がないのなら働いてもいいと言った	1	2	3
ウ 子どものある人が手ごろな家を見つけたが、近くに同和地区があり、同じ校区になることがわかったので、買うことを取りやめた	1	2	3
エ 外国人であることを理由に、賃貸マンションへの入居を断られた	1	2	3
オ 自宅の近くに建設される施設が高齢者のグループホームであると聞き、その建設に反対した	1	2	3

問11 人権の尊重や侵害については、人によっていろいろと考え方の違いがあります。次のア～キの事項ごとに、あなたの考えにもっとも近い番号を1つずつ選んで○をつけてください。

事 項	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらともいえない	どちらかといえばそう思わない	そう思わない
ア 同和問題（部落差別）は、口に出さずそっとしておけば自然になくなると思うので、学校や職場で積極的に学習や研修を行わなくてもよい	1	2	3	4	5
イ 身体が不自由になった親の介護について、女性の役割だと決めつけるのはよくない	1	2	3	4	5
ウ 子どもが参加する地域行事を決める際に、大人だけで決めて、子どもの意見表明の場がなくてもよい	1	2	3	4	5
エ 認知症で徘徊する高齢者について、介護者が側にいない場合、鍵をかけて家から出られないようにすることはやむを得ない	1	2	3	4	5
オ 企業は利益追求が第一の目的であり、不況時に障害のある人を雇うことができなくてもやむを得ない	1	2	3	4	5
カ 日本に住む外国人は、できるだけ日本の文化や慣習に合わせる努力をすべきである	1	2	3	4	5
キ 感染症患者については、感染拡大防止のため、プライバシーの保護などが制限される場合があってもやむを得ない	1	2	3	4	5

問12 あなたは、次にあげた事項についてどう思いますか。次のア～エの事項ごとに、あなたの考えにもっとも近い番号を1つずつ選んで○をつけてください。

事 項	なくしていかねばと思う まちがっていると思うし、 おかしと思うが、 自分だけが反対しても仕方がない	おかしと思うが、 自分だけが反対しても仕方がない	(いつも気にしている) 当然のことと思う	わからない
ア 結婚式は「大安」の日でないとよくないという風習	1	2	3	4
イ 女性が大相撲の土俵に上がれないという伝統	1	2	3	4
ウ 結婚の相手を決めるときに、家柄や血筋を問題にすること	1	2	3	4
エ 家の相続など、長男にはほかの子どもとは異なる役割があるという考え	1	2	3	4

問13 あなたは、過去5年の間に就職や結婚などに際して、聞き合わせを受けたり、身元調査（本人の知らないところで個人にかかわる情報を調べること）をしたりしている人がいると聞いたことがありますか。あてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。

1 ある	2 ない
------	------

問 14 あなたは、次のそれぞれの場合において、「聞き合わせ」や「身元調査」についてどう思いますか。次のア、イそれぞれについてあなたの考えにもっとも近い番号を1つずつ選んで○をつけてください。

事 項	聞き合わせや身元調査はすべきではない	聞き合わせや身元調査は本来すべきではないが、調査することに対して、心情的には理解できる	聞き合わせや身元調査は、どうしても知りたいことがあれば、聞き合わせや身元調査をしてもかまわない	聞き合わせや身元調査をするのは当然だと思う
ア 就職に際して	1	2	3	4
イ 結婚に際して	1	2	3	4

問 15 あなたは、過去5年の間に、「同和地区の人はこわい」などのマイナスイメージの話聞いたことがありますか。あてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。

1 ある	2 ない	→ 問 16 へ
------	------	----------

問 15 で「1 ある」と回答した方に、問 15-1、問 15-2 についてお聞きします。

問 15-1 それは誰からですか。あてはまる番号をすべて選んで○をつけてください。

1 家族	2 親戚
3 近所の人	4 友人
5 職場の人	6 公務員
7 知らない人	8 インターネットを通じて
9 その他（具体的に： _____）	

問 15-2 その話を聞いたときどうされましたか。あてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。

1 反発・疑問を感じて注意した	2 反発・疑問を感じたが何もしなかった
3 そのとおりに思った	4 特に何も思わなかった

問 16 仮にあなたにお子さんがいた場合、お子さんの結婚しようとする相手がア～エそれぞれの人と分かった場合、あなたはどのように思いますか。次の中からあてはまる番号を1つずつ選んで○をつけてください。

事 項	子どもの意思を尊重し、問題にしない	親としては反対だが、子どもの意思を尊重する	家族の者や親戚の反対があれば結婚は認めない	絶対に結婚は認めない	わからない
ア 同和地区出身者	1	2	3	4	5
イ 障害のある人	1	2	3	4	5
ウ 在日韓国、朝鮮人	1	2	3	4	5
エ 外国人	1	2	3	4	5

問 17 パソコンや携帯電話などを利用したインターネット上の掲示板やSNS^{※1}への差別的な書き込みや個人情報の掲載などインターネットによる人権侵害を改善するためには、あなたはどうすればよいと思いますか。あてはまる番号をすべて選んで○をつけてください。

- | |
|---|
| 1 インターネットを利用するときのルールやマナーについての教育、啓発を推進する
2 プロバイダー等 ^{※2} に対し、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための啓発活動を推進する
3 プロバイダー等 ^{※2} に対し、書き込み等の削除を求める
4 不適切な情報発信者に対する監視、取り締まりを強化する
5 「表現の自由」に関わる問題であり、慎重に対応する必要がある
6 プロバイダー等 ^{※2} の自主性に任せる
7 その他（具体的に：)
8 わからない |
|---|

※1. SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。インターネット上で交流の場を提供するサービス。「Facebook」「Twitter」「LINE」など

※2. プロバイダー等：インターネット接続業者、サーバの管理・運営者等のサービス提供者

■人権問題を理解するための取組やかかわりについてお聞きします。

問 18 過去5年の間に、あなたは、人権問題に関する研修会や講演会、啓発映画・DVD上映会や人権フェスティバルなど人権啓発に関するイベント等に参加されたことがありますか。あてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。

1 参加したことがある

2 参加したことがない → 問 19 へ

問 18 で「1 参加したことがある」と回答した方に、問 18-1、問 18-2 についてお聞きします。

問 18-1 これまでに参加された回数は何回ですか。あてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。

1 1～2回

2 3回～4回

3 5回以上

問 18-2 あなたは人権啓発に関する研修等に参加して、人権や人権問題に対する理解・認識は深まりましたか。次の中からあてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。

1 深まった

2 どちらかといえば深まった

3 変わらない

4 わからない

問 19 あなたは、人権問題について理解や認識を深めるためには、どのようなものが役立つと思いますか。次の中から役立つと思われる番号をすべて選んで○をつけてください。

- 1 公民館等で行われる研修会、講演会等
- 2 市や教育委員会が実施する研修会、講演会、人権啓発フェスティバル等
- 3 お勤めの職場や職種・業界団体等による研修会、講演会等
- 4 小・中学校など学校での人権教育
- 5 少人数に分かれて話し合う参加型で学ぶ学習会
- 6 当事者と話し合えるような交流の場に参加する
- 7 実態を見たり、当事者の話を聞いたりする
- 8 府や市等の広報誌、冊子
- 9 社内報
- 10 新聞記事・意見広告
- 11 雑誌や週刊誌の記事
- 12 人権問題に関する書籍
- 13 ラジオ・テレビ
- 14 インターネット
- 15 映画・DVD・ビデオ
- 16 様々な人権問題の解決に取り組むNPO法人等の活動等
- 17 その他（具体的に：)

■人権が尊重される社会づくりに求められることについてお聞きします。

問 20 あなたは、人権が尊重される社会を実現するために、どのような人権教育や啓発が必要だと思いますか。特に重要と思われる番号を3つまで選んで○をつけてください。

- | | | |
|----|---------------------------------|---|
| 1 | 学校等における人権教育を充実させる | |
| 2 | 家庭での人権教育を支援する | |
| 3 | 公民館等で行う人権教育を充実させる | |
| 4 | 企業、事業所における人権尊重に向けた取組を支援する | |
| 5 | 行政が住民の人権意識を高めるための啓発活動を推進する | |
| 6 | 行政が人権尊重の視点に立って様々な施策を行う | |
| 7 | 公務員等人権との関わりの深い職業に従事する人の人権意識を高める | |
| 8 | 住民やNPO等の団体による人権尊重に向けた取組を支援する | |
| 9 | 人権侵害を受けた人に対する救済策を充実させる | |
| 10 | その他（具体的に： | ） |
| 11 | 特にない | |
| 12 | わからない | |

問 21 綾部市では、市民の皆さま一人ひとりの日常生活の中に人権意識が根付き、人を大切にする社会を築くため、今後も積極的に人権教育・啓発を進めていきたいと考えています。ご意見やご要望などがありましたらお書きください。

■最後に、あなた自身のことについてお聞きします。

問 22 あなたの性別について、次の中からあてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。

1 男性	2 女性	3 選択しない
------	------	---------

問 23 あなたの年齢について、次の中からあてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。

1 20歳代	2 30歳代	3 40歳代	4 50歳代
5 60歳代	6 70歳代	7 80歳以上	

問 24 あなたの職業について、次の中からあてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。

区 分	説 明
1 勤めている人（従業員30人以上）	会社・団体・個人商店などに勤めている人（住み込みの家事手伝い、日々雇用されている人を含む）をいう
2 勤めている人（従業員30人未満）	
3 公務員	官公庁職員、教職員、消防職員、警察職員などをいう
4 パートタイムやアルバイトで勤めている人	学生を除く
5 会社などの役員	会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・監事などの役員をいう
6 自営業主	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業者や開業医・弁護士、司法書士などをいう
7 家族従事者	農家や個人商店などで、農作業や店の仕事を手伝っている家族をいう
8 家庭内の賃仕事（内職）	材料が支給され、大掛かりな固定的設備を必要としない仕事を自宅で一人で行っている場合をいう
9 家事に従事している人	家事をしていて、他に収入を伴う仕事をしていない人をいう
10 学生	高等学校・大学などに通学している人（勤めている人を除く）をいう
11 無職	収入を伴う仕事をしていない人（年金のみでの生活者を含む）をいう
12 その他（具体的に：)	1～11のいずれの区分にも該当しない場合をいう

問 25 あなたは、次にあげた事項について、ご自身にどの程度あてはまりますか。次のア～エの事項ごとに、あなたの考えにもっとも近い番号を1つずつ選んで○をつけてください。

事 項	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない
ア 現在、自分の生活は充実している	1	2	3	4
イ 長所も短所も含めて、自分のことが好きだ	1	2	3	4
ウ どんな時でも自分を受け入れ認めてくれる人がいる	1	2	3	4
エ 人間関係のトラブルが生じたら相談できる人がいる	1	2	3	4

問 26 あなたのお住まいの地域について、次の中からあてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。

1 奥上林地区	2 中上林地区	3 口上林地区	4 山家地区
5 東八田地区	6 西八田地区	7 吉美地区	8 綾部地区
9 中筋地区	10 豊里地区	11 物部地区	12 志賀郷地区
13 お住まいの地区がわからない方は右の欄に町名をご記入ください ()			

お忙しいところご協力いただきありがとうございました。

質問はこれで終わりです。このアンケート用紙は、同封の返信用封筒に入れて、

10月15日（月）までにご投函いただきますようお願いいたします。

「綾部市人権教育・啓発推進計画」に関する市民調査 報告書

平成31年（2019年）3月

編集・発行 綾部市 市民環境部 人権推進課

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8-1

TEL 0773-42-4249 / FAX 0773-42-4406

E-mail jinkensuisin@city.ayabe.lg.jp